



教育を中心とする活動に関する自己評価書

(評価対象期間：平成 15・16 年度)

平成 17 年 11 月

大阪教育大学

目 次

はじめに	1
大学の現況及び特徴	2
目 的	3
基準 1 大学の目的	4
基準 2 教育研究組織（実施体制）	9
基準 3 教員及び教育支援者	19
基準 4 学生の受入	28
基準 5 教育内容及び方法	35
○ 学士課程	
○ 大学院課程	
基準 6 教育の成果	51
基準 7 学生支援等	66
基準 8 施設・設備	76
基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	82
「付記」	88
資料目次（別添資料及び別冊資料）	90

— 資 料 編 —

添付資料（別冊資料を除く）

はじめに

このたびの大阪教育大学自己評価書を公表するに当たり、本自己評価書作成の経緯及び性格について若干の説明を加えておく。

わが国のすべての大学・大学院は、学校教育法の一部改正（平成14年法律第118号）により、平成16年4月から文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受けることとなった。また、時を同じくして、国立大学法人法の制定（平成15年法律第112号）により、すべての国立大学は、国の設置から各法人が設置する大学へと移行した。

これに対し、本学では、国立大学の法人化による運営体制の改編とともに、学長の下での新たな自己点検・評価並びに外部評価の体制を構築し、独立行政法人 大学評価学位授与機構（以下「機構」という。）による評価を受けるべく、機構が求める評価資料の収集など種々の準備を継続的に進めている。

こういった状況の中で、本自己評価書は、各部局が行った自己点検・評価を基礎としつつ、平成16年10月に機構が公表（平成17年7月改訂）した大学評価基準に沿って、必要な資料・データを加えて作成したものである。なお、作成に当たっては、教育、研究、社会貢献などの諸活動について各部局が行った自己点検・評価のうち、機構が行う認証評価の主要事項ともいえる「教育を中心とする活動」をテーマとし、大学の質の保証の視点から設定された大学評価基準の1から9に沿った評価を行った。

本自己評価書を外部有識者による評価の素材とするとともに、これを広く公表し、関係者に本学の教育活動の状況を御理解いただくことにより、多方面からの御指摘・御支援を得ることを期待するものである。

なお、機構が大学評価基準において設定した観点のうち、「付記」として示したものは、現在の本学には該当しないものであり、本自己評価書では割愛しているため、観点番号がない部分があることを付け加えておく。

平成 17 年 11 月

国立大学法人大阪教育大学 理事（評価・情報室長）
大阪教育大学 副学長 栗 林 澄 夫

I 大学の現況及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 大阪教育大学
(2) 所在地 大阪府柏原市旭ヶ丘
(3) 学部等の構成
学部： 教育学部
研究科： 教育学研究科
附置研究所：なし
関連施設：
・学校危機メンタルサポートセンター
・教育実践総合センター
・生涯学習教育研究センター
・留学生センター
・情報処理センター
・科学機器共同利用センター
・保健センター
・附属図書館
・附属学校
- (4) 学生数及び教員数（平成17年5月1日）
学生数：学部 4,462 名，大学院 502 名
教員数：302 名

2 特徴

本学は、昭和24年の国立大学設置法の施行により、同年6月に大阪第一師範学校及び大阪第二師範学校を包括し、大阪学芸大学（昭和42年に大阪教育大学と改称）として発足した。そして、平成15年の国立大学法人法の施行により、平成16年4月に国立大学法人大阪教育大学が設置する大学となった。

この間、昭和29年に夜間学部【第二部】の設置、昭和43年に大学院教育学研究科設置、昭和63年に教養学科設置、平成5年大阪府柏原市に大学キャンパスの統合移転などの変遷を経て、現在は、教育学部【第一部】に小学校教員養成課程（収容定員1160）、中学校教員養成課程（収容定員420）、障害児教育教員養成課程（収容定員180）、幼稚園教員養成課程（収容定員60）、養護教諭養成課程（収容定員120）、教養学科（収容定員1620）、教育学部【第二部】に小学校教員養成課程（収容定員350）を置き、大学院には教育学研究科18専攻（収容定員442）を、さらに特殊教育特別専攻科言語障害教育専攻（収容定員30）を置く総収容定員4382の大規模な単科大学を形成している。

さらに、5校種9校の附属学校を有しており、本学が正規課程において教育を行う学生・生徒・児童・幼児の総数は、平成17年5月現在で9,971人となり、これに正規課程以外の学生を加えると、その規模は1万人を超える。

こういった大規模な大学となるに至った歴史は、本学の創基ともいえる明治初期の教員伝習所にまで遡ることができるが、この間に受け継がれた理念は、学則第1条において、「本学は、学芸の研究教授につ

とめ、高い学識と豊かな教養をもつ人材特に有為な教育者を育成することを目的とする。」と謳われている。そして、この理念を具体化するべく、全国の教育大学の先駆けとなって、第二部、大学院教育学研究科、教養学科などを設置し、多くの有為な人材を輩出してきた歴史と伝統を有する大学である。

この本学の特徴として、まず特筆すべきは、総合的な教育大学として、義務教育段階におけるすべての校種及び職種に対応した教育課程に加え、多様な組織機能を有している点にあるといえることができる。

具体的には、昭和29年に既に現職教員研修及び社会人の教職への門戸開放の必要性から、固有の教員組織を有する第二部を設置し、さらに、平成8年には第二部を基礎とする夜間大学院を設置し、学校教育における実践的な教育研究を積極的に推進している。このことは、教育学部第二部が、今なお全国唯一のものであり、また、現職教員を対象とする夜間大学院の設置も全国の教育大学で最初のものであることから、明らかな特徴とすることができる。なお、これに先駆けて、平成5年に社会人を対象とする夜間大学院（＝健康科学専攻）を全国で2番目に設置している。

さらに、昭和61年7月29日に国立の教員養成大学・学部の今後の整備に関する調査検討会議が当時の文部大臣に報告した「国立の教員養成大学・学部の今後の整備の方向について」を機に、全国の教育系大学・学部において教員養成を目的としない課程が設置されるなかにあって、本学のみが独自の教員組織を持つ「教養学科」を設置した。教養学科では、総合性の高い基礎知識と創造性豊かな探求能力の育成を目標とするとともに、全学の教養教育を担当することにより、学校教員を目指す学生に対しても、より幅広く深い教養教育を提供している。

これらの教育の前提となる研究活動の成果により、本学の産官学の連携は、教養学科の教員が中心的な役割を担い、学校教育を中心とする教育課題に対する貢献は、教員養成に関わる講座の教員が中心となっている。また、近年は、学校における教育課題も多様化しているが、従来なかった新たな課題に対しても、教員養成課程と教養学科の教員が共同で研究する環境も得やすく、また、実際にそのような活動を頻繁に展開している。

このような多様な教育研究活動が、1学部・研究科で行われている例は、他の教育系大学・学部や一般学部でも稀な状況といえることができ、ひいては、本学で学ぶ学生にとって「教育」をキーワードとする多様な教育と研究指導を享受することができるという点も大きな特徴の1つである。

II 目的

1 大学の理念

学則第1条(大学の目的)において、「本学は、学芸の研究教授につとめ、高い学識と豊かな教養をもつ人材特に有為な教育者を育成することを目的とする。」と定め、これを理念としている。

2 大学の使命

教員養成の基幹大学として、我が国の教育の充実と文化の発展に貢献し、とりわけ教育界における有為な人材の育成を通して、地域と世界の人々の福祉に寄与する大学であることを使命とする。

3 基本方針

この使命を達成するため、優れた教員養成を推進するとともに、学術・芸術の諸分野で総合性の高い教育研究を推進し、その成果を広く社会に還元する。このことによって、学校教育とその関連分野の発展を担える創造性豊かな人材、並びに多様な職業分野を担える専門的素養と豊かな教養を備えた人材を育成する。

(1) 教育の実施体制等に関する方針

教員配置については、分野別の教員組織の編成を弾力化し、新しい教育ニーズに対応して教員を柔軟に配置するとともに多様な人材を登用していく。教育環境の整備については、図書館や学内LANをさらに充実するとともに、演習室や実習・実験室、学生の自主的な学習活動のためのスペースをさらに整備する。また、社会人のための夜間授業の拡大に対応した施設の確保を図る。教育の質の改善のため、責任ある授業の実施を徹底するとともに、学生による授業評価の実施を拡大し、改善システムを整備する。また、FD事業をさらに充実するとともに、教員の教育活動についての評価システムを開発する。

(2) 学生への支援に関する方針

学生が自らの学習目標と進路希望に応じて履修計画を立て、意欲をもって学習に打ち込めるよう、学習相談・助言体制を整備する。生活上、経済上、心身上等の問題を抱えて就学する学生に対して、身近で親身な相談・助言・支援体制を充実する。就職相談や資格取得の支援など、各種の学生サービス・学生支援を充実する。

「学士課程の目標・方針」

(1) 教育の成果に関する目標

教養教育・共通教育では、豊かな感性や人間性、批判的な思考力、高い人権意識、総合的な判断力等を養うとともに、IT活用能力や外国語運用能力、知的探求の基本的スキルや自己学習の能力を養う。

教員養成教育では、教職教養とともに、深い教科内容の理解と高い教科指導能力を育成し、4年間の体系的な教育実習を通して実践的な教職能力を養う。また、学校安全や危機対応についての知識や能力を養う。

教養系専門教育では、教養教育・共通教育の基礎の上に、専門分野についての総合性の高い基礎知識を修得し創造性豊かな探求能力を養う。

(2) 教育内容等に関する方針

入学者の受け入れに当たっては、基礎学力を備え教職への強い意欲や関心をもつ者のほか、幅広い教養と専門的素養を活かして社会で活躍したい者を積極的に受け入れる。教育課程については、教職者のための教養を含む教養教育・共通教育のカリキュラムを編成する。教員養成教育では4年間にわたる教育実習を中心とする体系的な教員養成カリキュラムを編成する。教養系専門教育では、専門領域の基礎を幅広く学ばせるための実践的で総合性の高いコースカリキュラムを編成する。教育方法については、少人数授業、実験・実習・演習授業を重視するとともに、体験型授業や参加型授業を拡大し、フィールドワークやインターネット活用等を積極的に導入する。成績評価については、責任ある授業の実施と一体的に、教育の質の保証の観点から厳格化を進める。

「大学院課程の目標・方針」

(1) 教育の成果に関する目標

教育系専攻では、教育科学の最新の知識や研究成果についての理解を深めるとともに、教科教育や教科内容に関連する高度な知識や研究手法を修得する。これによって、教育現場で指導的な役割を担える教員を育成するとともに、現職教員の継続教育を行い資質の向上を図る。

教養系専攻では、学卒者及び社会人を対象に、高度化する現代社会の要請や多様な課題に対応できる実践的な探求能力を養い、様々な専門的な職業分野で見識と創造的な課題解決能力をもって指導的立場を担える人材を育成する。

(2) 教育内容等に関する方針

強い教職志向を持って専門的な研究に意欲を持つ者のほか、明確な将来目標と旺盛な研究意欲を持って研鑽を求める大学卒業者、現職教員、社会人等を積極的に受け入れる。教育系専攻の教育課程については、高度な教育科学、教科教育及び教科内容の研究を中心に、体系的と総合性を備えた授業科目でカリキュラムを編成する。教養系専攻の教育課程については、分野融合を目指す専攻の理念に基づき、総合性の高い高度な授業内容でカリキュラムを編成する。教育方法については、専門分野の特性に応じて調査・実習・実験・演習を含む実践的な研究指導を重視するとともに、職業現場をフィールドとするケーススタディやグループワークを積極的に導入する。成績評価については、責任ある授業の実施や研究指導の実施と一体的に、教育の質を保証する観点から厳格化を進める。

基準 1 大学の目的

(1) 観点ごとの自己評価

観点 1-1-1: 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

【観点到る状況】

本学の目的は、前ページに記載のとおりであり、その理念は、大阪教育大学学則第1条（資料1-A）に明記し、学生に配付する学部及び専攻科学生向け履修便覧、大学院学生向け履修提要並びに全学生向け学生生活案内に掲載している。また、本学のホームページでも閲覧できる。

(<http://www.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/somu/bunsho-kitei/gakusoku-index.html>)

また、大学の使命、基本方針、学士課程及び大学院課程の目的・方針は、本学発足後の昭和25年以来掲げてきた大学の目的（理念）をより具体的に定めたものであり、かつ、本学の設置者である国立大学法人大阪教育大学の中期目標として、文部科学大臣が提示したものとして、ホームページに掲載するとともに、その趣旨を学外向け広報誌「天遊」の学長の巻頭挨拶の中で紹介している。なお、この天遊は、本学のホームページ（資料1-B）でも閲覧できる。

（別冊資料1「国立大学法人大阪教育大学の中期目標」、別冊資料2「国立大学法人大阪教育大学の中期計画」、別冊資料3「天遊」、別冊資料4「履修便覧」、別冊資料5「履修の手引（第二部）」、別冊資料6「履修提要」、別冊資料7「学生生活案内」、別冊資料58「規則集『大阪教育大学学則』」）

資料 1-A

大阪教育大学学則（抜粋）

第1章 大学

第1節 目的

（大学の目的）

第1条 大阪教育大学（以下「本学」という。）は、学芸の研究教授につとめ、高い学識と豊かな教養をもつ人材特に有為な教育者を育成することを目的とする。

資料 1-B

The screenshot shows a digital pamphlet interface. The title is 'Digital Pamphlet' and the URL is 'http://pmain.cataten.com - 大阪教育大学 広報誌「天遊」Vol.1 - Microsoft Internet Explorer'. The content includes a section titled '大阪教育大学学則（抜粋）' with the purpose of the university: '第1条 大阪教育大学（以下「本学」という。）は、学芸の研究教授につとめ、高い学識と豊かな教養をもつ人材特に有為な教育者を育成することを目的とする。' Below this, there is a section titled '国立大学法人大阪教育大学の運営の仕組み' with a flowchart showing the relationship between the University of Education, Faculty of Education, and Faculty of Letters. The right side of the pamphlet features a portrait of the President, '「国立大学法人大阪教育大学」の発足にあたって' (On the Occasion of the Establishment of the National University Corporation of Osaka University of Education), and a list of faculty members with their names and titles: 下谷昌久 (Shimoyama Masahisa), 福岡美彦 (Fukushima Michihiko), 長尾彰夫 (Nagao Akio), 西育良 (Nishi Takahisa), 中岡 司 (Nakanaka Tsunehiko), and 栗林浩夫 (Ariehara Hiroo).

【分析結果とその根拠理由】

大学の理念を履修便覧、履修提要並びに学生生活案内に掲載することによって明示し、大学の使命、基本方針、学士課程及び大学院課程の目的・方針を定め、ホームページに掲載するとともに、その趣旨を学外向け広報誌で紹介している。

以上のことから、大学として、目的を明確に定めている。

観点 1-1-2： 目的が、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点到に係る状況】

本学の理念は、大阪教育大学学則第 1 条（資料 1-A）のとおりであり、具体的な方針は国立大学法人大阪教育大学の中期目標として、資料 1-C のとおり掲げている。

（別冊資料 1「国立大学法人大阪教育大学の中期目標」、別冊資料 58「規則集『大阪教育大学学則』」）

資料 1-C

「国立大学法人大阪教育大学の中期目標」抜粋

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の成果に関する目標

① 学士課程

教養教育・共通教育では、豊かな感性や人間性、批判的な思考力、高い人権意識、総合的な判断力等を養うとともに、IT活用能力や外国語運用能力、知的探求の基本的スキルや自己学習の能力を養う。教員養成教育では、教職教養とともに、深い教科内容の理解と高い教科指導能力を育成し、4年間の体系的な教育実習を通して実践的な教職能力を養う。また、学校安全や危機対応についての知識や能力を養う。教養系専門教育では、教養教育・共通教育の基礎の上に、専門分野についての総合性の高い基礎知識を修得し創造性豊かな探求能力を養う。

② 大学院課程

教育系専攻では、教育科学の最新の知識や研究成果についての理解を深めるとともに、教科教育や教科内容に関連する高度な知識や研究手法を修得する。これによって、教育現場で指導的な役割を担える教員を育成するとともに、現職教員の継続教育を行い資質の向上を図る。教養系専攻では、学卒者及び社会人を対象に、高度化する現代社会の要請や多様な課題に対応できる実践的な探求能力を養い、様々な専門的な職業分野で見識と創造的な課題解決能力をもって指導的立場を担える人材を育成する。

（略）

(2) 教育内容等に関する目標

① 学士課程

入学者の受け入れに当たっては、基礎学力を備え教職への強い意欲や関心をもつ者のほか、幅広い教養と専門的素養を活かして社会で活躍したい者を積極的に受け入れる。教育課程については、教職者のための教養を含む教養教育・共通教育のカリキュラムを編成する。教員養成教育では4年間にわたる教育実習を中心とする体系的な教員養成カリキュラムを編成する。教養系専門教育では、専門領域の基礎を幅広く学ばせるための実践的で総合性の高いコースカリキュラムを編成する。教育方法については、少人数授業、実験・実習・演習授業を重視するとともに、体験型授業や参加型授業を拡大し、フィールドワークやインターネット活用等を積極的に導入する。成績評価については、責任ある授業の実施と一体的に、教育の質の保証の観点から厳格化を進める。

② 大学院課程

強い教職志向を持って専門的な研究に意欲を持つ者のほか、明確な将来目標と旺盛な研究意欲を持って研鑽を求める学卒者、現職教員、社会人等を積極的に受け入れる。教育系専攻の教育課程については、高度な教育科学、教科教育及び教科内容の研究を中心に、体系性と総合性を備えた授業科目でカリキュラムを編成する。教養系専攻の教育課程については、分野融合を目指す専攻の理念に基づき、総合性の高い高度な授業内容でカリキュラムを編成する。教育方法については、専門分

野の特性に応じて調査・実習・実験・演習を含む実践的な研究指導を重視するとともに、職業現場をフィールドとするケーススタディやグループワークを積極的に導入する。成績評価については、責任ある授業の実施や研究指導の実施と一体的に、教育の質を保証する観点から厳格化を進める。

【分析結果とその根拠理由】

大阪教育大学学則第1条は、学芸の研究教授につとめ、高い学識と豊かな教養をもつ人材特に有為な教育者を育成することを理念とし、国立大学法人大阪教育大学中期目標は、この理念に沿って設定されたものである。これらは、大学設置の目的に鑑み、『大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる』ことに対応していることから、本学の目的は、学校教育法の定め外れるものではない。

観点1-1-3： 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点到係る状況】

本学の大学院の目的は、資料1-Dのとおり掲げ、具体的な方針は国立大学法人大阪教育大学の中期目標（資料1-C）のとおりである。

（別冊資料1「国立大学法人大阪教育大学の中期目標」、別冊資料58「規則集『大阪教育大学学則』」）

資料1-D

「大阪教育大学学則」抜粋
(大学院の目的)

第33条 大阪教育大学大学院（以下「大学院」という。）は、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者としての能力を養成することを目的とする。

【分析結果とその根拠理由】

本学の大学院の目的は、大阪教育大学学則第33条において、『学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者としての能力を養成する』と掲げており、この目的に沿って設定された国立大学法人大阪教育大学の中期目標に記載された内容は、教育の成果に関する目標として、大学院教育を通じて享受する資質と育成する人材像を具体的に示したものであり、また、教育の成果及び教育内容等に関する目標・方針を示したものである。これらは、『学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する』ことに対応していることから、本学の大学院の目的は、学校教育法の定め外れるものではない。

1-2 目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

1-2-1 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

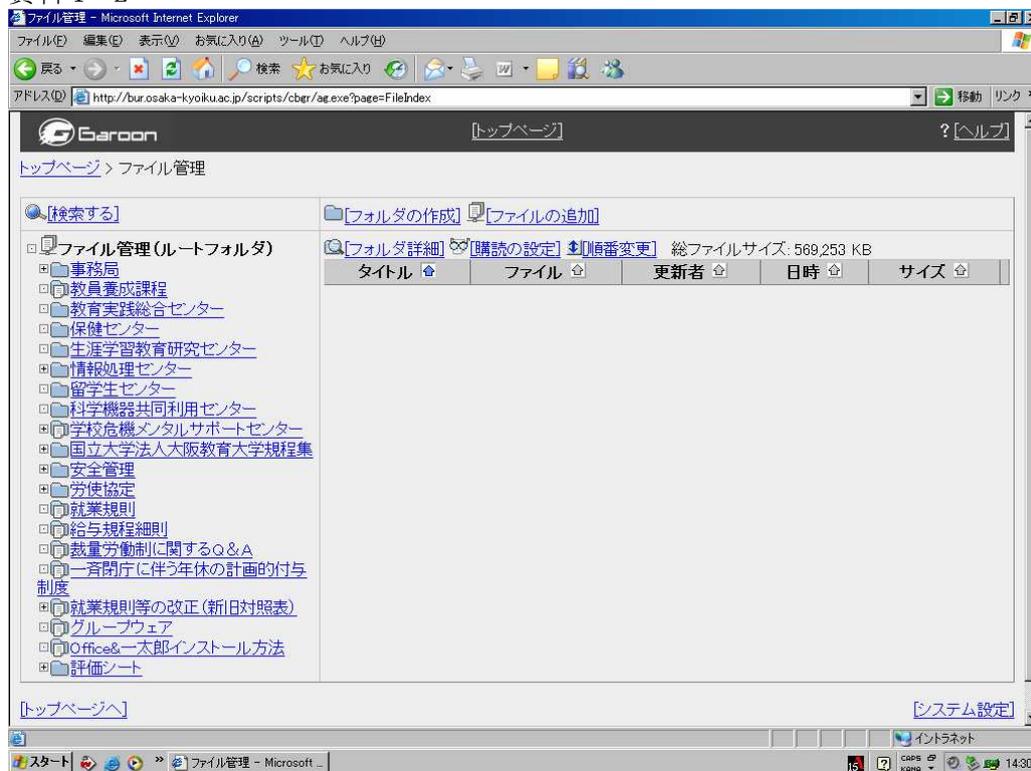
【観点到係る状況】

本学の目的（理念）（資料1-A）が記載された大阪教育大学学則は、大学ホームページで閲覧できる。また、教職員に対しては、教職員専用グループウェアに「国立大学法人大阪教育大学規程集」のインデックスを設け、確認できる（資料1-E）。学生に対しては、学部学生用「履修便覧」（別冊資料4）、第二部学生用「履修の手引」（別冊資料5）、大学院学生用「履修提要」（別冊資料6）及び全学生向け「学生生活案内」（別冊資料7）に大阪教育大学学則を掲載するほか、新入生ガイダンスにおいて学則を読み上げることなどにより周知している。

また、「国立大学法人大阪教育大学の中期目標」（別冊資料 1）は、ホームページに掲載するほか、法人化移行期から開催している教職員対象の全学説明会などを通じて、印刷物として配付している。

なお、教職員及び学生が、目的を実際に把握しているかどうかということについての取組みは行っておらず、周知した目的が、実際に把握されているかどうかについて調査の必要があると認識している。

資料 1-E



【分析結果とその根拠理由】

学則については、ホームページのほか、教職員専用グループウェア、学生向け印刷物への掲載、新入生オリエンテーション時の紹介などにより周知を図っている。

一方、学生に対する中期目標の周知については、国立大学法人に移行した平成 16 年度の入学者に対しては、法人化を契機に発刊した学外向け広報誌「天遊」を配付し、「国立大学法人大阪教育大学の発足にあたって」と題した学長挨拶文の記事により「中期目標・中期計画のハイライト」を紹介しているが、その後の入学者に対する周知は、ホームページへの掲載のみにとどまっており、学生自身がホームページを閲覧しなければ確認することができず、周知の程度は不十分である。

1-2-2 目的が社会に広く公表されているか。

【観点に係る状況】

学則及び中期目標は、大学ホームページに掲載することにより社会に対して公表している。
(学則 <http://www.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/somu/bunsho-kitei/gakusoku-index.html>,
中期目標 <http://www.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/kikaku/corp/>)

また、法人化を契機に発刊された学外向け広報誌「天遊」（別冊資料 3）は、近隣の小・中・高等学校、教育委員会、自治体に配付するとともに、大学ホームページでも閲覧できる（資料 1-B）。

【分析結果とその根拠理由】

本学のホームページ及び学外向け広報誌により、社会に対して広く公表している。

(2) 基準1の自己評価の概要

大学の理念を履修便覧、履修提要並びに学生生活案内に掲載することによって明示し、大学の使命、基本方針、学士課程及び大学院課程の目的・方針を定め、ホームページに掲載するとともに、その趣旨を学外向け広報誌で紹介していることから、大学として目的を明確に定めている。

本学の目的は、学芸の研究教授につとめ、高い学識と豊かな教養をもつ人材、特に有為な教育者を育成することを理念とし、国立大学法人大阪教育大学中期目標は、この理念に沿って設定されたものである。これらは、大学設置の目的に鑑み、『大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる』ことに対応していることから、本学の目的は、学校教育法の定めに外れるものではない。

本学の大学院の目的は、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者としての能力を養成する。と掲げており、この目的に沿って設定された国立大学法人大阪教育大学の中期目標で記載された内容は、教育の成果に関する目標として、大学院教育を通じて享受する資質と育成する人材像を具体的に示したものであり、また、教育の成果及び教育内容等に関する目標・方針を示したものである。これらは、『学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する』ことに対応していることから、本学の大学院の目的は、学校教育法の定めに外れるものではない。

学則については、ホームページのほか、教職員専用グループウェア、学生向け印刷物への掲載、新入生オリエンテーション時の紹介などにより周知を図っている。

一方、学生に対する中期目標の周知については、国立大学法人に移行した平成16年度の入学者に対しては、法人化を契機に発刊された学外向け広報誌「天遊」が配付し、「国立大学法人大阪教育大学の発足にあたって」と題した学長挨拶文の記事により「中期目標・中期計画のハイライト」を紹介しているが、その後の入学者に対する周知は、ホームページへの掲載のみにとどまっており、学生自身がホームページを閲覧しなければ確認することができず、周知の程度は不十分である。

本学の目的は、ホームページ及び学外向け広報誌により社会に対して広く公表されている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの自己評価

観点 2-1-1： 学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学は、教員養成の基幹大学として、わが国の教育の充実と文化の発展に寄与し、とりわけ教育界における有為な人材の育成をとおして、地域と世界の福祉に寄与することを使命としている。この使命を達成するため、国立大学法人大阪教育大学基本規則（資料 2-A）、大阪教育大学学則（資料 2-B）による教育組織と大阪教育大学教育学部講座に関する規程（資料 2-C）による教員組織を学部においている。

教育学部（第一部）においては、教員養成諸課程に関連する 13 講座の教員を中心に学校教育の分野で優れた教員の養成を行う一方、教養学科を置き、諸専攻に関連する 13 講座の教員を中心に学術・芸術の諸分野で総合性の高い教育研究を推進することによって、中学・高校の教員養成も含め、広く社会で活躍する人材の育成を行っている。

教育学部（第二部）においては、実践学校教育講座の教員を中心に教員の養成並びに現職教員の研修を行う全国唯一の夜間の教育学部として社会の要請に込えている。

以上のように、本学の教育組織は、学校教員の養成・研修並びに広く社会で活躍する人材の育成を目的とするため、教育学部の第一部及び第二部に 6 つの教員養成課程と 1 つの学科（7 専攻で構成）を設置し、27 の講座所属教員を中心とする教育研究体制を整備している。

（別添資料 1「教育職員免許法による認定課程」、別冊資料 58「規則集」）

資料 2-A

国立大学法人大阪教育大学基本規則（抜粋）

（学部）

第12条 本学に、教育学部を置く。

2 教育学部に、次の課程・学科を置く。

第一部

小学校教員養成課程

中学校教員養成課程

障害児教育教員養成課程

幼稚園教員養成課程

養護教諭養成課程

教養学科

第二部

小学校教員養成課程

資料 2-B

大阪教育大学学則（抜粋）

（定員）

第 4 条 各課程及び学科の定員は、次のとおりとする。

学 部	課程又は学科	入学定員	編入学定員	収容定員	
教育学部	第一部	小学校教員養成課程	290		1,160
		中学校教員養成課程	105		420
		障害児教育教員養成課程	45		180
		幼稚園教員養成課程	15		60
		養護教諭養成課程	30		120
		小 計	485		1,940
	教養学科	405		1,620	
	小 計	405		1,620	
	第二部	小学校教員養成課程	40	50 (3年次)	200 150
		小 計	40	50	350
合 計		930	50	3,910	

※ なお、教養学科（入学定員 405）の募集定員は次のとおり。

人間科学専攻 65，文化研究専攻 65，数理科学専攻 40，自然研究専攻 60，情報科学専攻 40，スポーツ・健康科学・生活環境専攻 60，芸術専攻 75

資料 2-C

大阪教育大学教育学部講座に関する規程（抜粋）

第2条 教育学部に次に掲げる講座を置く。

教員養成課程
 学校教育講座
 障害教育講座
 国語教育講座
 英語教育講座
 社会科教育講座
 数学教育講座
 理科教育講座
 技術教育講座
 保健体育教育講座
 養護教育講座
 家政教育講座
 音楽教育講座
 美術教育講座

教養学科

生涯教育計画論講座
 人間行動学講座
 発達人間福祉学講座
 日本・アジア言語文化講座
 欧米言語文化講座
 社会文化講座
 数理科学講座

自然研究講座
情報科学講座
スポーツ講座
健康科学講座
生活環境講座
芸術講座

第二部

実践学校教育講座

【分析結果とその根拠理由】

昼間及び夜間に学士課程を設置し、学校教育段階にある学生のほか、現職教員、社会人をも視野に入れた多様で充実した教育研究体制を構築している。また、それぞれの講座を教育課程に対応させることを基本とすることにより、教育に対する責任体制を明確にしている。

以上のことから、本学の学部、学科及び課程の構成は、学士課程の教育研究の目的を達成する上で、適切なものとなっている。

観点 2-1-3： 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点到に係る状況】

平成 16 年度の法人化以降、全学的な教育にかかわる企画立案を行う組織として、運営機構室のひとつに教育研究推進室を設けている。教養教育に関しても教育研究推進室及びその下に置く教学委員会において基本方針を企画立案し、教育研究評議会での審議を経て、学長により決定する。(別添資料 2「国立大学法人・大阪教育大学の運営組織」、別冊資料 8「教育研究評議会議事録」、別冊資料 58「規則集『国立大学法人大阪教育大学運営機構室規程』)

その基本方針を基に、教養学科において、全学的な見地から教育内容・カリキュラム等に関する具体的内容を検討・議論し、教養学科を中心とする全学的な体制で実施に移している。(別冊資料 9「教員養成課程・教養学科・第二部における教授会その他運営に関する委員会等の議題等一覧」)

カリキュラムの編成に関する検討を行う組織としては、各部局を横断的に組織するカリキュラム編成会議が存在する。(別冊資料 58「規則集『カリキュラム編成会議要項』」)

なお、教養教育の授業に関しては、教養学科の教員に加え教員養成課程の教員も一部を担っている。

【分析結果とその根拠理由】

教養教育の体制は、おおむね整備している。

具体的な教養教育内容の検証、改善、調整を行う全学的な組織としてカリキュラム編成会議を平成 16 年度に設置しており、今後、同会議を機能させるための取り組みが必要である。

観点 2-1-4： 研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到に係る状況】

本学は、大学院教育学研究科修士課程（総入学定員 216）を設置しているが、これについても、学部と同様に、国立大学法人大阪教育大学基本規則及び大阪教育大学学則（別冊資料 58「規則集」）により教育組織を規定している。

同研究科には 18 の専攻を置くが、これらは、専攻の目的と基礎となる教員組織から教育系 14 専攻及び教養系 4 専攻に大別できる。教育系専攻では、教育科学の最新の知識や研究成果についての理解を深めるとともに、教科教育や教科内容に関連する知識や研究手法を習得させるための教育を行っており、教養系専攻では、高度化する現代社会の要請や多様な課題に対応でき、様々な専門的職業分野において見識と創造的な課題解決能力をもって指導的な立場を担える人材育成を行っている。

これら 18 専攻の教育並びに研究指導は、合計 27 講座の大学院担当教員に加えて、センター所属の大

学院担当教員の協力により、組織的な責任体制の下で推進している。

各専攻の教育研究分野（領域）、主担（協力）講座等の概要は、次表（資料2-D）のとおりである。

資料2-D

	専攻名	入学定員	教育研究分野（領域）	主担（協力）講座
教育系一四専攻	学校教育専攻	16	教育学、心理学、幼児教育学、道徳教育学	学校教育講座
	障害児教育専攻	12	障害児教育、障害児心理、障害児臨床	障害教育講座
	国語教育専攻	12	国語学、古典文学、近代文学、国語科教育学	国語教育講座
	英語教育専攻	6	英語学、英米文学、英語科教育学	英語教育講座
	社会科教育専攻	20	歴史学、地理学、法学、経済学、社会学、哲学、倫理学、社会科教育学	社会科教育講座
	数学教育専攻	8	解析学、幾何学、代数学、数学科教育学	数学教育講座
	理科教育専攻	18	物理学、化学、生物学、地学、理科教育学	理科教育講座
	家政教育専攻	10	生活文化、生活科学、家庭科教育学	家政教育講座
	技術教育専攻	3	電気、機械、技術科教育学	技術教育講座
	音楽教育専攻	10	声楽、器楽、作曲・指揮法、音楽学、音楽科教育学	音楽教育講座
	美術教育専攻	12	絵画、彫塑、工芸、デザイン、書道、造形芸術学、美術科教育学	美術教育講座
	保健体育専攻	10	体育学、運動学、体育生理学、学校保健学、保健体育科教育学	保健体育教育講座
	養護教育専攻	3	養護教育学、教育臨床医科学	養護教育講座 保健センター
教養系四専攻	実践学校教育専攻 (夜間大学院)	20	実践学校教育	実践学校教育講座 学校教育講座 障害教育講座 生涯学習教育研究センター 教育実践総合センター
	国際文化専攻	12	日本・アジア文化研究、欧米文化研究 日本・アジア言語文化研究、ヨーロッパ言語文化研究、英米言語文化研究	日本・アジア言語文化講座、 欧米言語文化講座、 社会文化講座
	総合基礎科学専攻	12	基礎数理学、離散数理学、数理システム科学、応用数理学 知能システム、計算機科学、応用情報学 基礎物質科学、構造物質科学、機能物質科学、生体系構成論、宇宙地球圏システム論	数理科学講座、 情報科学講座、 自然研究講座
	芸術文化専攻	12	音楽研究、造形芸術研究	芸術講座
	健康科学専攻 (夜間大学院)	25	人間生態学研究、健康生理学研究、精神・社会健康学研究、 生涯教育組織論、図書館情報システム論、職業科学研究、 発達人間福祉学、スポーツ研究、生活科学研究	生涯教育計画論講座、人間行動学講座、 発達人間福祉学講座、スポーツ講座、 健康科学講座、生活環境講座

【分析結果とその根拠理由】

昼間及び夜間に大学院を設置し、学校教育段階にある学生、現職教員のほか、社会人をも視野に入れた多様で充実した教育研究体制を構築している。また、教育学研究科内に教養系4専攻をも設置し、研究科長を学長とすることにより、「学術・芸術の諸分野で総合性の高い教育研究を推進することによって、中学・高校の教員養成も含め、広く社会で活躍する人材の育成を行う。」とする大学院の教育目的を達成するための一体的運営を行いつつ、幅広い分野に関する教育研究活動を可能とする体制を構築している。さらに、講座等の教員組織を教育課程に対応させることにより、教育に対する責任体制も明確にしている。

以上のことから、本大学院の研究科及び専攻の構成は、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

また、各専攻は、それぞれ教育現場及び社会の要請が強い分野において、多様で特色ある教育研究を推進しており、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切である。

観点 2-1-6： 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学は、特殊教育特別専攻科（入学定員 30）を設置しているが、これについても、学部と同様に、国立大学法人大阪教育大学基本規則及び大阪教育大学学則（別冊資料 58『規則集』）により教育組織を規定している。

同専攻科は、主に特別支援教育に関する現職教員の指導能力向上を目的として、1 年制の言語障害教育専攻を置き、聴覚・言語に関する支援教育の充実を図っている。これは、国の施策として、現職教員に特別支援教育に関する教員免許取得を付加するため国立の教員養成系大学・学部には特殊教育特別専攻科を設置するという方針に沿って、昭和 49 年に本学に言語障害教育専攻が設置されたという歴史的経緯を踏まえるものであり、従来は専修免許状の課程認定を受けていたが、平成 15 年度からは一種免許取得コースを設け、多様なニーズに対応した教育体制をとっている。（別添資料 1「教育職員免許法による認定課程」）

なお、当専攻科は障害教育講座の主たる責任体制のもとで教育活動を展開している。

【分析結果とその根拠理由】

特殊教育特別専攻科では、盲学校、聾学校又は養護学校教諭専修免許状若しくは聾学校又は養護学校教諭一種免許状が取得でき、その教育目的を達成する上で適切なものとなっている。

なお、参考として、近畿圏の特殊教育特別専攻科の設置状況を次表に示す。

これによると、言語障害教育を専門とする専攻科は本学のみであることから、その役割は重要であるといえる。

「参考データ」近畿地区国立教員養成系大学・学部における特殊教育特別専攻科の設置状況
（平成 17 年度全国大学一覧より）

大学名	専攻科に置かれる専攻名	入学定員	修学年数	設置年度	備考
滋賀大学	知的障害教育専攻	30	1 年	昭和 56 年 4 月	旧専攻名：精神薄弱教育専攻 平成 11 年 4 月改称
京都教育大学	知的障害教育専攻	30	1 年	昭和 49 年 4 月	旧専攻名：精神薄弱教育専攻 平成 11 年 4 月改称
	重複障害教育専攻	15	1 年	平成 5 年 4 月	
奈良教育大学	情緒障害教育専攻	15	1 年	平成 4 年 4 月	
和歌山大学	発達障害教育専攻	15	1 年	平成 9 年 4 月	
大阪教育大学	言語障害教育専攻	30	1 年	昭和 49 年 4 月	

観点 2-1-7： 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学は、全学的なセンターとして7施設を有するが、これらについても、学部と同様に、国立大学法人大阪教育大学基本規則及び大阪教育大学学則により組織を規定している。また、それぞれのセンターの設置目的は、各組織規程に明示している。(別冊資料 58「規則集『国立大学法人大阪教育大学基本規則』、『大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター規程』、『大阪教育大学教育実践総合センター規程』、『大阪教育大学生涯学習教育研究センター規程』、『大阪教育大学留学生センター規程』、『大阪教育大学情報処理センター規程』、『大阪教育大学科学機器共同利用センター規程』、『大阪教育大学保健センター規程』、別添資料 3「大阪教育大学のセンター等の構成」)

なお、これら各センターの規程に示されている設置区分は、大学法人化前に適用されていた国立学校設置法施行規則を準用しており、その趣旨は次表(資料 2-E)のとおりである。

資料 2-E

設置区分	旧国立学校設置法施行規則の抜粋
全国共同利用施設	<p>第 20 条の 4 の 10 大阪教育大学に、学校の危機管理に関する調査研究並びに情報の収集、整理及び提供、学校の管理下における災害により影響を受けた心のケアの実施及び調査研究その他必要な専門的業務を行う全国共同利用施設として、学校危機メンタルサポートセンターを置く。</p> <p>2 前項の施設は、大学の教員その他の者で、前項に掲げる分野の調査研究に従事するものに利用させるものとする。</p> <p>3 第 20 条の 4 第 3 項の規定は、第 1 項の施設について準用する。</p> <p>「第 20 条の 4 第 3 項」 第 1 項の施設に長を置き、その施設の置かれる大学の教授をもって充てる。 【全国共同利用施設の定義】 ・学術研究の発展に資する。 ・国立大学の教員その他の者で、当該施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させる。</p>
学内共同教育研究施設	第 20 条の 3 当該大学における教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設
厚生補導施設	第 29 条の 3 学生の保健管理に関する専門的業務を行う厚生補導のための施設として、保健管理センターを置く。

各センターにおける本学の正規課程の教育に対する貢献状況の概要を次表(資料 2-F)に示す。

資料 2-F

センターの名称と主な目的	正規課程の教育に対する貢献状況
<p>学校危機メンタルサポートセンター： 池小事件被害者に対する長期的ケア、学校危機に関するトラウマ回復及び学校危機管理に関する調査研究(全国共同利用施設)</p>	<p>(1) 教養基礎科目『学校と安全』の開講 学校危機メンタルサポートセンターでは、平成 16 年 4 月より、主担講座として、学部学生に対して、教養基礎科目の「学校と安全」の授業を開講している。16 年度は集中講義の形式で実施し、リレー方式で約 10 名の教員が講義を行い、400 名以上の学生が受講した。</p> <p>(2) 授業の担当 教養学科開講の「精神医学」及び「健康科学演習」「自律訓練法」、教員養成課程開講の「心理学特殊実験演習 I, II, V, VI」, 「教育心理学問題研究」の一部, 「学校心理学問題研究」の一部, 大学院健康科学専攻で開講されている「精神健康学特論」「精神健康学演習」「神経心理学特論」及び「精神・社会健康学ゼミナール II」をセンター教員が担当している。</p>
<p>教育実践総合センター： 教育実践に関する理論的・実践的研究を行い、高い教育的力量を備えた教員</p>	<p>学部においては「部落問題論」「教育の社会的役割と経営」「心理学特殊実験演習」「教育実践の研究」「人権教育論」「国際教育論」等の授業を担当し、平成 15 年度は 25 コマ、延べ受講者数 1451 人、平成 16 年度は 31 コマ、延べ受講者数 2525 人。</p>

<p>養成に寄与する。 (教育研究施設)</p>	<p>大学院においては「同和教育計画特論」「教育臨床計画特論」「発達心理学特論」「同和教育史特論」「教育臨床心理学特論」「心理診断法」「教育情報研究特論」「教育情報研究演習」「課題研究」などを担当し、平成15年度14コマ、延べ受講者数187人、平成16年度は7コマ、延べ受講者数110人となっている。</p>
<p>生涯学習教育研究センター： 生涯学習に関する教育研究を行うとともに、地域における大学開放活動と生涯学習の普及及び推進に資する。 (学内共同教育研究施設)</p>	<p>専任教員による学部及び大学院の授業担当。 このほか、同センターの企画により、正規課程の授業を公開（高校生対象と一般市民対象がある。）しているが、正規課程の学生が、高校生や多様な経験と年齢を有する市民と席を同じくすることにより、授業に対する新たな緊張感や外部受講生からのさまざま刺激を得ており、教育効果の向上に繋がっている。</p>
<p>留学生センター： 外国人留学生及び外国留学を希望する学生に対し、必要な教育及び修学・生活上の指導助言を行い、留学生交流の推進に寄与する。 (学内共同利用施設)</p>	<p>(1) 留学生特別科目の開講 正規の課程の学生に関わるものとしては、学部留学生用の留学生特別科目、外国語及び外国語コミュニケーションに振り替えることができる日本語科目8科目、教養基礎科目に振り替えることができる日本事情科目2科目がある。本学では、大学院生が学部授業を履修することを一定単位数内において可能としており、これらの科目は、大学院に在籍する学生も受講している。</p> <p>(2) 課外補講 大学院に在籍する留学生のほか、非正規学生のニーズに応えるとともに、正規授業の充実にもつなげるため、正規授業のほか「課外補講」を行っている。</p> <p>(3) 授業の担当 平成8年度より、第二部で開講されている「日本語教育」をセンター教員が担当している。また、平成13年度より、教員養成課程総合認識系の選択必修科目「日本語教育」を担当している。 さらに、平成16年度のカリキュラム改正により、平成17年度に教養基礎科目「国際と地域」として開講される「日本事情」「国際理解」「東アジア言語文化論」をセンター教員3名がそれぞれ担当の予定。</p> <p>(4) センター教員による教育支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題を抱える留学生に対する指導 研究・学習上、生活上の問題を抱える学生に対し、指導教員と協力しながら、随時問題の解決に当たっている。 ・日本人学生に対する支援 センターが実施する「オフィスアワー」等を通じて、留学生だけでなく海外留学希望の日本人学生に対しても適宜アドバイスを行っている。 ・チューターに対する指導 留学生教育の一環として日本人学生をチューターとする制度があり、留学生センターでは、随時チューターに対する指導を行い、留学生に対する学習及び生活に関する支援の充実を図ることはもとより、日本人学生がチューターを経験することにより国際的な視野を持つことができるよう支援を行っている。
<p>情報処理センター： 情報化の推進と情報システムの円滑な運用により教育研究の発展に寄与する。 (学内共同利用施設)</p>	<p>(1) 授業の担当 学部特別開講科目の「情報処理入門」のほか、情報科学講座及び技術教育講座が主担する学部の専門教育科目及び大学院開講科目の授業を担当している</p> <p>(2) 情報環境の提供と運用 本センターは、その業務内容として「教育・学習のための情報環境の提供と運用」を行うことと規定されており、コンピュータ実習室、学生のためのオープン利用環境、学生用ウェブメールシステムなどの設備やサービスを提供している。</p>

科学機器 共同利用センター： 研究・教育のために各種科学機器を置き、共同利用に資する。 (学内共同利用施設)	教員養成課程の理科，家庭，技術，教養学科自然研究の各専攻の実験で本センターの機器が活用されている。さらに，それらの専攻では4回生，大学院での卒業論文研究，修士論文研究などでも日常的に活用されている。
保健センター： 保健管理に関する専門的業務を行い，大学の学生及び教職員の心身の健康保持，増進を図る。 (厚生補導施設)	学部開講の「救急処置法」「スポーツ医学」「臨床医科学」「精神保健学」のほか，大学院養護教育専攻の専任教員として「教育臨床医科学」「学校精神保健学」の教育並びに研究指導を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

大学の目的を達成するため，センター設置の趣旨を分類整理しつつ，それぞれの目的を各センターの規程において明確に定めるとともに，専任あるいは兼任の教職員を配置している。

各センターでは，それぞれの目的に応じた教育研究活動を主体的に展開するとともに，大学の教育研究活動への支援，学生への支援，社会との連携や貢献など多様な取組みを積極的に行っている。

このことから，センター全体の活動は大学の目的達成に寄与しており，その構成は教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているといえる。

観点2-2-1： 教授会等が，教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

平成16年4月からの大学法人化に伴い，法人と大学の一体的な運営を行う組織体制を構築した。その上で，教育活動に係る重要事項を審議する機関として，役員，各教育組織の長及び各教育組織から選出された教員によって構成する教育研究評議会を置き，各部局（（注）教育学部の中に教員養成課程，教養学科，第二部の3つの部局を編成し，それぞれに講座を置いている。）には，教授，助教授，専任講師等で組織する教授会並びに教授会の委任を受けた運営委員会を置く。各部局の運営委員会は，部局長，各講座主任・専攻主任・専修主任代表などで構成する。（別添資料2「国立大学法人・大阪教育大学の運営組織」，別冊資料58「規則集『国立大学法人大阪教育大学教育研究評議会規程』，『教員養成課程教授会規程』，『教養学科教授会規程』，『第二部教授会規程』，『教員養成課程運営委員会内規』，『教養学科運営委員会内規』，『第二部運営委員会内規』）

教育に関する基本方針などの重要事項は，教育研究推進室での検討を経て学長に提案され，教育研究評議会が学長から提案された議案を審議し，必要に応じて，経営協議会及び役員会の審議を経て，学長が最終決定を行う。部局の教授会及び教授会の委任を受けた運営委員会は，学長から提示された基本方針に基づく具体的な実施計画を策定するほか，学部及び大学院の教学に関する重要事項，中期計画及び年度計画に関する事項のうち教学に関する事項，その他教学に関する重要事項を審議する。（別冊資料58「規則集『国立大学法人大阪教育大学運営機構室規程』」，別冊資料8「教育研究評議会議事録」，別冊資料9「教員養成課程・教養学科・第二部における教授会その他運営に関する委員会等の議題等一覧」）

なお，部局を超えた横断的な事項については，部局長連絡会議のほかカリキュラム編成会議などで調整することとしている。（別冊資料58「規則集『部局長連絡会議規程』」，『カリキュラム編成会議要項』）

教育活動に係る重要事項を審議する主な組織の平成16年度における開催回数は，次表（資料2-G）のとおりである。

資料 2-G

教育研究評議会・教授会等の開催回数（平成 16 年度）

	教員養成課程	教養学科	第二部
教育研究評議会	20		
教育研究推進室会議	32		
教授会	7	4	12
運営委員会	21	17	20

※ 平成 15 年度以前は、全学的な教授会並びに教授会審議事項の一部委任を受けた代議員会により運営。

【分析結果とその根拠理由】

平成 16 年度は、次年度からの教養基礎科目カリキュラム改正の審議があったこともあり、教育活動に係る重要事項を審議する教育研究評議会、各部局教授会等を多数開催して、教育に関する事項を十分に審議していることから、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を適切に行っているといえる。

観点 2-2-2： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】

前述の教育研究推進室に各部局に所属する教員により構成する教学委員会を置き、教育研究推進室での原案作成に先だて、教育課程の編成方針、入学試験、学生支援の方針、障害者の就学上の対応方針、研究生・科目等履修生・特別聴講生など非正規学生に関する事項及びその他教学に関する事項について、検討を行っている。（別冊資料 58「規則集『国立大学法人大阪教育大学教学委員会規程』」）

また、教員養成課程にあつては教務委員会、教養学科にあつては運営委員会、第二部にあつては教務部会を置き、教育課程や教育方法等に関する各部局の固有の課題について検討し、必要に応じて、運営委員会又は教授会の審議に付すこととなる。（別冊資料 58「規則集『教員養成課程教務委員会内規』、『教養学科運営委員会内規』、『第二部部会内規』」，別冊資料 9「教員養成課程・教養学科・第二部における教授会その他運営に関する委員会等の議題等一覧」）

これら教学委員会や各部局の教学に関する主な委員会等の平成 16 年度における開催回数は次表（資料 2-H）のとおりである。

資料 2-H

教学委員会等の開催回数

	教員養成課程	教養学科	第二部
教学委員会	13		
運営委員会	21	17	20
教員養成課程教務委員会	13		
第二部教務部会			6

※ 平成 15 年度以前は、全学的な教授会のもとでの（常置）教務委員会並びに各部局教務委員会を設置していた。

【分析結果とその根拠理由】

教育課程、教育方法に関する検討組織は、十分な人的規模と適切なバランスを備えるとともに、開催回数及び議事等一覧からみても、実質的な検討を行っている。

また、学長をトップとする意向と教育を提供する教員の意向を大学運営に反映させる基本的な仕組みのもとで、部局長がバランスのとれた運営を行っているものの、大学法人化移行後の年月が浅いこともあり、大学の基本方針に沿った具体的な教育活動の実施策の検討や必要な合意形成を行う組織運営について、更なる検討・改善が望まれる点も見受けられる。

(2) 基準2の自己評価の概要

教員の養成並びに研修の場として、昼間及び夜間に学士課程を設置し、学校教育段階にある学生のほか、現職教員、社会人をも視野に入れた多様で充実した教育研究体制が構築されている。また、それぞれの講座を教育課程に対応させることにより、教育に対する責任体制を明確にしていることから、本学の学部、学科及び課程の構成は、学士課程の教育研究の目的を達成する上で、適切なものとなっている。

教養教育の体制はおおむね明確に整備され、かつ、有効に機能している。具体的な教養教育内容の検証、改善、調整を行う全学的な組織としてカリキュラム編成会議を平成16年度に設置しており、今後、同会議を機能させるための取組みが必要である。

教員の養成並びに研修の場として、昼間及び夜間に大学院を設置し、優秀な教員育成のため、学校教育段階にある学生、現職教員のほか、教職を志す社会人をも視野に入れた多様で充実した教育研究体制が構築されている。また、教育学研究科内に教養系4専攻をも設置し、研究科長を学長とすることにより、「学術・芸術の諸分野で総合性の高い教育研究を推進することによって、中学・高校の教員養成も含め、広く社会で活躍する人材の育成を行う。」とする大学院の教育目的を達成するための一体的運営を行いつつ、幅広い分野に関する教育研究活動を可能とする体制を構築している。さらに、講座等の教員組織を教育課程に対応させることにより、教育に対する責任体制も明確にしている。

以上のことから、本大学院の研究科及び専攻の構成は、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。また、各専攻は、それぞれ教育現場、及び社会の要請強い各分野において多様で特色ある教育研究を推進しており、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切である。

特殊教育特別専攻科では、盲学校、聾学校又は養護学校教諭専修免許状若しくは聾学校又は養護学校教諭一種免許状が取得でき、その教育目的を達成する上で適切なものとなっている。なお、言語障害教育を専門とする専攻科は、近畿圏にあっては本学のみであることから、その役割は重要であるといえる。

大学の目的を達成するため、センター設置の趣旨を分類整理しつつ、それぞれの目的を各センターの規程において明確に定めるとともに、専任あるいは兼任の教職員を配置している。

各センターでは、それぞれの目的に応じた教育研究活動を主体的に展開するとともに、大学の教育研究活動への支援、学生への支援、社会との連携や貢献など多様な取組みを積極的に行っている。このことから、センター全体の活動は大学の目的達成に寄与しており、その構成は教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているといえる。

教育課程、教育方法に関する検討組織は、平成16年度は、次年度からの教養基礎科目カリキュラム改正の審議があったこともあり、教育活動に係る重要事項を審議する教育研究評議会、各部局教授会等が多数開催され、教育に関する事項が十分に審議しており、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動は適切に行われ、十分な人的規模と適切なバランスを備えるとともに、開催回数及び議題等一覧からみても、実質的な検討が行っている。

また、学長をトップとする意向と教育を提供する教員の意向を大学運営に反映させる基本的な仕組みのもとで、部局長がバランスのとれた運営を行っているものの、大学法人化移行後の年月が浅いこともあり、大学の基本方針に沿った具体的な教育活動の実施策の検討や必要な合意形成を行う組織運営について、更なる検討・改善が望まれる点も見受けられる。

基準 3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの自己評価

観点 3-1-1： 教員組織編成のための基本方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。

【観点到係る状況】

本学は、教育学部の中に教員養成課程、教養学科、第二部の3つの部局を編成し、それぞれに講座を置くとともに、複数のセンターに専任教員を配置している。これら現行の教員組織編成の基本的な体制は、昭和63年4月の教養学科創設に向けた検討の中で形成してきたものである。一方、教養学科設置に伴う教員組織再編を踏まえつつ、大学院研究科に関する基本方針として「学部と大学院の一体的な研究・教育体制を確立し、研究・教育活動の充実と活性化を図るため、『大講座制』をとるものとする」との基本方針並びに講座別教員配置を確認している。

その後、第二部を基礎とする大学院の設置などの変遷を経て、現在、教員養成課程13、教養学科13、第二部1の学部修士講座を置いている。

この間、種々の事情による教員削減を行うなかで、大学院設置基準を下回らないという最低条件に配慮しながら教員配置を行ってきたが、当時、確認した基本方針と講座別教員配置の維持は困難になっている。

これらの状況も踏まえ、大学法人化後における教員組織編成の基本方針として、国立大学法人大阪教育大学中期目標Ⅱ-1-(3)、Ⅱ-2-(2)において、教育及び研究の実施体制等に関する目標を定め、同中期計画のⅠ-1-(3)、Ⅰ-2-(2)において、これらの目標を達成するための具体的方策を明記している。

見直しの方向性については「学校教育の今日的な課題に対応した専門性の高い教員養成教育と新しい時代の特色ある教養教育をより効果的に推進する視点から、学部教育組織の見直しを進める。大学院が果たすべき人材育成、現職教育、社会人教育の機能を充実・強化する視点から、大学院の組織の見直しを進める」と記載し、これに基づく教員組織の再編成に向けた検討が進行中である。

(別添資料4「教員組織編成の経緯」、別冊資料58「規則集『国立大学法人大阪教育大学基本規則』、『大阪教育大学教育学部講座に関する規程』」、別冊資料1「国立大学法人大阪教育大学の中期目標」、別冊資料2「国立大学法人大阪教育大学の中期計画」)

【分析結果とその根拠理由】

現教員組織編成は、従来の経緯に基づくとおおむね適切であり、新しい大学法人の目標・計画に沿った組織の見直しの検討が進行中である。

観点 3-1-2： 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

【観点到係る状況】

各部局の収容定員、専任教員数、非常勤講師数は、次表(資料3-A)のとおりである。

資料3-A

各部局の学生収容定員と教員数

	専任教員1人当たりの学生数 (定員ベース)		学生収容定員			専任教員数		非常勤講師数	
	H15	H16	学部	大学院	専攻科	H15	H16	H15	H16
教員養成課程	15.2	15.6	1940	280	30	148	144	265	304
教養学科	14.2	14.0	1620	122		123	124	167	149
第二部	15.0	15.6	350	40		26	25	40	55

また、平成 16 年度における、非常勤講師担当分を除いた専任教員一人当たりの平均担当コマ数は、学部では、教員養成課程が 9 コマ、教養学科が 10 コマ、第二部が 8 コマとなり、研究科では教員養成系 13 専攻が 3 コマ、教養系 4 専攻が 7 コマ、実践学校教育専攻が 7 コマとなっている。

(別添資料 5「カリキュラム別教員配置状況」、別添資料 6「教員の教育負担の状況(学部・研究科)」)

【分析結果とその根拠理由】

平成 16 年度における部局別の学部・大学院・専攻科の学生収容定員を専任教員数で除した数は 14.0 人～15.6 人となっており、概ねバランスのとれた状況である。さらに、非常勤講師を加えて、多様なスタッフによる教育を展開しており、教育課程を遂行するために必要な教員を確保している。

教員の質においても、各教育分野にわたって相応に配置している。

観点 3-1-3： 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

大学設置基準別表第 1 の備考 10 によると、「教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとする」とあることから、教育職員免許法による一種免許状授与の課程認定上の必要教員数を算出し、専任教員数の充足率をみた表を次(資料 3-B)に示す。

(別添資料 1「教育職員免許法による認定課程」)

資料 3-B

教育職員免許法による課程認定上の必要教員数に対する部局別充足率

	課程認定上の 必要教員数	平成 15 年度		平成 16 年度	
		教員数	充足率	教員数	充足率
教員養成課程	76	148	228.9%	144	222.4%
第二部		26		25	
教養学科	52	123	236.5%	124	238.5%

【分析結果とその根拠理由】

大学設置基準による教員数の比較においては、必要教員数を十分上回っている。したがって、学士課程において必要な専任教員を確保しているといえる。

観点 3-1-4： 大学院課程(専門職大学院課程を除く。)において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

【観点に係る状況】

大学院における部局別及び専攻別の大学院専任教員配置状況を次表(資料 3-C, 資料 3-D)に示す。

資料 3-C

大学院設置基準による部局別教員充足状況

	大学院設置基準による必要教員数	平成 1 5 年度		平成 1 6 年度		平成 1 7 年度	
		教員数	充足率	教員数	充足率	教員数	充足率
教員養成系 1 3 専攻	94	140	148.9%	142	151.1%	137	145.7%
実践学校教育専攻	14	29	207.1%	30	214.3%	27	192.9%
教養系 4 専攻	78	105	134.6%	115	147.4%	109	139.7%

※実践学校教育専攻及び教養系 4 専攻にあつては、大学院設置基準による必要教員数の明示がないため、設置時の研究指導教員及び研究指導補助教員数の和を計上。

資料 3-D

大学院設置基準による専攻別教員充足状況（平成 1 7 年度）

区分	専攻	大学院設置基準による必要教員数			教員配置状況		
		研究指導教員	研究指導補助教員	計	研究指導教員	研究指導補助教員	計
教員養成系十三専攻	学校教育	6	4	10	13	10	23
	障害児教育	3	2	5	5	5	10
	国語教育	4	3	7	5	3	8
	英語教育	3	2	5	2	3	5
	社会科教育	6	4	10	9	8	17
	数学教育	4	3	7	5	5	10
	理科教育	6	4	10	11	7	18
	家政教育	4	3	7	5	3	8
	技術教育	3	2	5	4	1	5
	音楽教育	4	3	7	3	4	7
	美術教育	4	3	7	7	3	10
	保健体育	4	3	7	5	4	9
	養護教育	4	3	7	4	3	7
実践学校教育		10	4	14	14	13	27
教養系四専攻	国際文化	16	12	28	15	16	31
	総合基礎科学	13	11	24	19	16	35
	芸術文化	8	6	14	8	9	17
	健康科学	10	2	12	15	11	26

※実践学校教育専攻及び教養系 4 専攻にあつては、大学院設置基準による必要教員数の明示がないため、設置時の研究指導教員及び研究指導補助教員数を計上。

【分析結果とその根拠理由】

大学院設置基準に基づく必要教員数を基礎となる部局区分で見た場合、資料 3-C のとおり教員養成系 13 専攻、実践学校教育専攻、教養系 4 専攻ともに、必要教員数を十分に上回っているため、適切である。

しかしながら、資料 3-D により、その詳細を専攻別に見ると、研究指導教員及び研究指導補助教員の総数は、全専攻において基準以上の状況ではあるが、研究指導教員を充足していない専攻が一部存在している。これは、教員人事に関わる一過性のものであるが、早急に改善する必要がある。

観点 3-1-6：大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（たとえば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

【観点到る状況】

教員の新規採用に関しては、従来から、公募によることを基本としてきたが、平成 16 年度以降は、すべて公募によることとし、1 件の公募により 1 名を採用している。

次表（資料 3-E）により、全部局を通じた年代別、性別、キャリア別の平成 16 年度の状況を示す。

これによると、年齢構成は 61 歳以上が 16.3%、51～60 歳が 32.7%、41～50 歳が 30.7%、31～40 歳が 18.7%、30 歳以下が 1.3%となっている。これは、新規採用時に年齢に配慮した公募を実施することはあるものの、特段の制度的配慮に基づく結果ではない。

また、女性教員は 18.4%、他機関経験者は 40.2%、本学以外の大学・大学院出身者は 80.2%である。

なお、性別構成並びに外国人教員の確保については、平成 16 年 6 月に決定した「平成 17 年度の教員人事の基本方針」において、『ジェンダーバランスの視点から女性教員の任用を積極的に進める。』『大学の国際化の視点から外国人教員や海外研究歴のある人材の確保に努める。』ことを確認し、平成 16 年度に進める教員選考手続の際には、これらに配慮することを求めている。

任期制については、検討しているものの導入には至っていない。

（別添資料 7「平成 17 年度の教員人事の基本方針」、別冊資料 10「教員選考手続参考資料集」）

資料 3-E

事項	部 局	年 齢	16年度		
年代別教員数比率	教員養成課程	61～	29		
		51～60	47		
		41～50	40		
		31～40	25		
		21～30	3		
	教養学科	61～	18		
		51～60	36		
		41～50	43		
		31～40	26		
		21～30	1		
	二部	61～	1		
		51～60	13		
		41～50	7		
		31～40	4		
		21～30	0		
男女別教員数比率			女性	教員数	女性の割合
	教員養成課程		30	144	20.8%
	教養学科		21	124	16.9%
	第二部		3	25	12.0%
他機関経験者比率			他機関経験者数	教員数	他機関経験者の割合
	教員養成課程		59	144	41.0%
	教養学科		50	124	40.3%
	第二部		9	25	36.0%
本学以外の 大学・大学院出身 教員比率			本学以外の 大学・大学院 卒業・修了者数	教員数	本学以外の 大学・大学院 出身比率
	教員養成課程		111	144	77.1%
	教養学科		109	124	87.9%
	第二部		15	25	60.0%

【分析結果とその根拠理由】

年齢・性別構成のバランス等については特に制度化はしておらず，教員採用に関しては，本人の専門性・技能を重視した採用が行われてきた。しかしながら，実際の運用においては，採用段階で適切な配慮がなされてきたため，結果的には，大学設置基準第7条第4項「大学は，教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため，教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。」の趣旨に沿ったものとなっている。

また，女性教員比率については，参考データとして，文部科学省統計要覧との比較を次表(資料3-F)にまとめた。これによると全国の4年制大学の本務教員における女性教員の割合は平成16年度が16.0%（平成11年は12.9%で以降，平成15年度から16年度にかけて0.3%減少しているものの，ほぼ毎年増加の傾向）であるのに対し，本学は平成16年度が18.4%で平成11年度の15.7%から毎年増加傾向にあり，全国平均と比べると高い率になっている。

さらに，他機関経験者比率40.2%，本学以外の大学出身比率80.2%に対する比較データはないが，高い数値であると思われる。これらの結果から教員組織の活動の活性化に効果が上がっているといえる。

なお，今後さらに活性化させるための取組みのひとつとして，優秀教員表彰制度の導入が望まれる。

資料 3-F

「参考データ」 大学教員に占める女性比率の比較（対全国国公立 4 年制大学）

全国の国公立 4 年制大学 (文部科学統計要覧より)				大阪教育大学											
区 分	計		女性 比率 (%)	大学全体			教員養成課程			教養学科			第二部		
	計	うち 女性		うち 女性	女性 比率										
平成 1 1	147,579	19,034	12.9	319	50	15.7	159	27	17.0	135	19	14.1	25	4	16.0
平成 1 2	150,563	20,314	13.5	310	49	15.8	152	25	16.4	133	19	14.3	25	5	20.0
平成 1 3	152,572	21,467	14.1	308	54	17.5	155	29	18.7	127	20	15.7	26	5	19.2
平成 1 4	155,050	22,890	14.8	297	53	17.8	146	30	20.5	125	20	16.0	26	3	11.5
平成 1 5	156,155	23,955	15.3	297	54	18.2	148	30	20.3	123	21	17.1	26	3	11.5
平成 1 6	158,770	25,373	16.0	293	54	18.4	144	30	20.8	124	21	16.9	25	3	12.0

観点 3-2-1： 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

教員の採用基準、昇格基準については、平成 16 年度の法人化以前は、昭和 29 年制定の大阪教育大学教員選考基準により、また、法人化以降は平成 16 年 4 月に制定した国立大学法人大阪教育大学教員選考基準により明確になっている。

本学では、講座（＝修士講座）に配置する教員のうち、教授、助教授及び講師の採用又は昇任の選考に際しては大学院専任とすることを原則としており、講座に籍を置く全ての教授、助教授及び講師は、大学院担当の資格審査を経て大学院専任担当の資格を有している。ただし、センターに籍を置く教員及び助手に対しては、基本的には大学院担当を要しないため、大学院担当の適格性は審査対象とならない。しかしながら、センターが大学院のいずれかの専攻の協力組織であり、当該センターの専任教員が大学院専任担当となる場合や兼担する場合は、職位の異動にかかわらず、大学院担当の資格審査に合格する必要がある。

これらの基準及び大学院担当に係る審査の原則に基づき、平成 15 年度は 16 件、平成 16 年度は 1 件（センター教員の採用）の公募を行った。応募者あるいは昇格の該当者に関しては、学長の下に置く教員選考委員会において、教育研究上の指導能力に関する評価を行っている。

なお、大学院課程における教育研究上の指導能力に関しては、大学院担当教員の採用又は昇格の際、教員選考委員会において下記の項目を審査し、指導能力を充分備えた教員が採用・昇格することになる。

- ①研究業績や実務上の業績、②優れた知識や実務的・実践的な経験、③教育指導能力、④学会活動や社会活動、⑤大学院担当の適格性、⑥その他の特記事項

（別冊資料 10「教員選考手続参考資料集」）

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用基準、昇格基準を明確に定め、学部の講座に籍を置くこととなる教授、助教授及び講師の採用又は昇格の審査にあつては、大学院課程における指導能力の評価をもって学士課程における教育上の指導能力の審査を兼ねており、相応に運用している。

観点 3-2-2： 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

教員の教育活動に関する定期的な評価を実施する体制としては、各部局に置く評価委員会がある。同委員会では、「学生による授業評価アンケート」を実施し、その結果の分析については、各組織のFD（＝ファカルティ・ディベロップメント）委員会によって半期又は1年ごとに報告書としてまとめ、公表しており、各教員の教育活動の改善に役立っている。

各部局における授業評価アンケートの実施状況は、次表（資料3-G）のとおりであり、授業評価の実施率は毎年向上してきている。

なお、教員個人の採用・昇格の審査において、「学生による授業評価アンケート」結果を用いることは行っていない。

（別冊資料 58 規則集『教員養成課程評価委員会内規』、『教養学科評価委員会内規』、『第二部FD・評価委員会内規』、別冊資料 9「教員養成課程・教養学科・第二部における教授会その他運営に関する委員会等の議題等一覧」、別冊資料 11「教員養成課程『学生による授業評価』の結果と活用について」、別冊資料 12「教養学科『学生による授業評価』報告書」、別冊資料 13「第二部授業評価結果」、別冊資料 14「教員養成課程FD事業報告書」、別冊資料 15「教養学科FDシンポジウム報告書」、別冊資料 16「第二部FDシンポジウム報告書」)

資料 3-G

学生による授業評価実施率

	平成15年度前期	平成15年度後期	平成16年度前期	平成16年度後期
教員養成課程	実施せず	28.2%	38.5%	34.9%
教養学科	18.3%	17.2%	30.1%	33.6%
第二部	62.9%		90.8%	90.1%

【分析結果とその根拠理由】

教員の教育活動に関する定期的な評価を実施する体制は十分機能しているとはいえないが、評価の要素となり得る学生による授業評価の実施率向上への取組みやFDによる取組みなどを通じて、評価体制は整備されつつあるといえる。

なお、授業評価に関しては、今後100%に向けてのさらなる取組体制を整える必要があるとともに、「学生による授業評価アンケート」結果の採用・昇格審査への反映も含めて、教員個人の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制整備は、今後の検討課題である。

観点 3-3-1： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と相関性を有する研究活動が行われているか。

【観点到係る状況】

各部局の代表的な研究活動について、その成果の授業内容への反映を確認するため、シラバス、大学生協による斡旋指定教科書一覧、研究者総覧データベースを用いることができる。各専任教員の研究成果をまとめた著書を授業の指定教科書として使用しているものは、平成15年度で30件（18名）、平成16年度で50件（21名）となっている。また、教員の研究内容については、研究者総覧データベースによって、研究課題、所属学会、論文一覧などを整理・蓄積している。

たとえば、教員養成課程においては、「生活科教育法」の授業で「生活科教育授業の創造と実践」というテキストを使用しているが、これは担当教員の研究課題の「カリキュラムと授業の最適化の教科教育学的考察（KEYWORD:教科教育,授業研究,評価）」を基礎においたものである。また、教養学科の「応用数理演習I」においては、「Matlabによる微分方程式とラプラス変換」というテキストを使用しているが、これは担当教員の研究課題「時間周波数解析と超局所解析（KEYWORD:ウェーブレットフレーム,超局所解析）」に関連している。

(別添資料 8「平成 15、16 年度大学生協幹旋による指定教科書一覧」, 別冊資料 17「開講科目概要」),
Web 資料「大阪教育大学研究者総覧トップページ」
<http://kenkyu-web.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/scripts/websearch/>)

【分析結果とその根拠理由】

上記に例示したように, 教員の研究活動と授業内容の間には相当程度の関連があり, 課程・学科の特性に応じて研究活動の成果を授業内容に反映したものとなっている。さらに, シラバスにおける各授業科目の講義概要と大阪教育大学紀要からも, 多くの論文が開講科目の内容に関連していることがわかる。これらのことから, 授業科目の内容が, 全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものになっていると判断できる。

観点 3-4-1: 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員, 技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また, TA等の教育補助者の活用が図られているか。

【観点到に係る状況】

教育課程を遂行するために必要な教育支援組織である学生部教務課及び教育支援課には 26 名の事務職員(平成 16 年 4 月 1 日現在)及び情報処理センターに技術職員 1 名を配置していた。

また, 教育補助者としては, 教務職員を理科教育講座に 3 名, 科学機器共同利用センターに 1 名を配置していた。

さらに, TA(ティーチング・アシスタント)の配置状況は次表(資料 3-H)のとおりであり, 本学大学院生を様々な科目の演習・実習・実験の科目において配置し, 教育補助者としての役割を担わせている。

なお, 事務組織は法人化時の中期目標に従って, 学生サービス充実の観点から平成 17 年度に改組している。

(別冊資料 58「規則集『国立大学法人大阪教育大学事務組織規程』, 別添資料 9「大阪教育大学職員配置表」)

資料 3-H

	平成15年度				平成16年度			
	TAの人数	常勤教員数	常勤教員に占めるTAの割合	全院生に対するTAの割合	TAの人数	常勤教員数	常勤教員に占めるTAの割合	全院生に対するTAの割合
教員養成課程	72	148	32.7%	24.8%	45	144	23.8%	17.2%
教養学科	41	123	25.0%		28	124	18.4%	
第二部	6	26	18.8%		7	25	21.9%	

【分析結果とその根拠理由】

教育課程を展開するために必要な教育支援者及び教育補助者の配置は, 相応である。

(2) 基準3の自己評価の概要

教員組織編成は、従来の経緯に基づくとおおむね適切であり、新しい大学法人の目標・計画に沿った組織の見直しの検討が進行中である。

教育課程を遂行するために必要な教員については、平成16年度における部局別の学部・大学院・専攻科の学生収容定員を専任教員数で除した数は14.0人～15.6人となっており、概ねバランスのとれた状況である。さらに、非常勤講師を加えて、多様なスタッフによる教育を展開しており、教育課程を遂行するために必要な教員を確保している。また、その質においても、各教育分野にわたって適切に配置している。

大学設置基準による教員数との比較においては、必要教員数を十分上回っていることから、学士課程において必要な専任教員を確保しているといえる。

大学院設置基準に基づく必要教員数を基礎となる部局区分で見た場合、教員養成系13専攻、実践学校教育専攻、教養系4専攻ともに必要教員数を十分に上回っている。しかしながら、その詳細を専攻別に見ると、研究指導教員及び研究指導補助教員の総数は、全専攻において基準以上の状況ではあるが、研究指導教員を充足していない専攻が一部存在している。これは、教員人事に関わる一過性のものであるが、早急に改善する必要がある。

年齢・性別構成のバランス等については、特に制度化しておらず、教員採用に関しては本人の専門性・技能を重視した採用を行ってきた。しかしながら、実際の運用において、採用段階で適切に配慮してきた結果、大学設置基準第7条第4項の趣旨に沿ったバランスのとれたものとなっている。

また、女性教員比率については、近年、増加傾向にあり、全国平均と比べると高くなっている。

さらに、他機関経験者比率、本学以外の大学出身比率も高い数値であると思われ、これらの状況が教員組織の活動の活性化に効果を及ぼしているといえる。

教員の採用基準、昇格基準を明確に定め、学部の講座に籍を置くこととなる教授、助教授及び講師の採用又は昇格の審査にあっては、大学院課程における指導能力の評価をもって学士課程における教育上の指導能力の審査を兼ねており、適切に運用している。

教員の教育活動の評価体制を整備しつつある。授業評価に関しては、今後100%に向けてのさらなる取組体制を整える必要がある。「学生による授業評価アンケート」結果の採用・昇格審査への反映も含めて、教員個人の教育活動に関する定期的な評価体制は、今後の検討課題である。

教員の研究活動と授業内容の間には相当程度の関連があり、課程・学科の特性に応じて研究活動の成果を授業内容に反映したものとなっている。さらに、シラバスにおける各授業科目の講義概要と大阪教育大学紀要からも、多くの論文が開講科目の内容に関連していることがわかる。これらのことから、授業科目の内容は、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものになっていると判断できる。

教育課程を展開するために必要な教育支援者及び教育補助者の配置は、おおむね適切である。

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの自己評価

観点 4-1-1: 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。

【観点到る状況】

学部については、『大学案内』及び『第二部第3年次編入学案内』に部局ごとのアドミッション・ポリシーを明記し、大学のホームページで公開している。また、オープン・キャンパスや大学説明会等の機会には入学者受入方針を説明し、公表・周知に努めてきた。

大学院教育学研究科(修士課程)については、アドミッション・ポリシーという名称ではないが、『大学案内』での各専攻紹介に加えて、『大阪教育大学大学院専攻案内』により、専攻ごとに概要と特色、そして最近の修士論文の題目を紹介し、志望者へ向けて研究科の受入方針の公表を行っている。

特殊教育特別専攻科(修業年限1年)に関しても、アドミッション・ポリシーという名称ではないものの『大学案内』と『学生募集要項』で主に現職教員を対象とすること、及び入学者の選抜方法を明確に公表している。

アドミッション・ポリシーの周知の効果については、2005年度学部入学者を対象としたアンケートとその分析を学校法人河合塾に依頼した。それによると、「大阪教育大学の入試情報を主として何で知ったか?」という質問に対して、「大学案内」が57.4%で1位、続いて「募集要項・選抜要項」が2位で50.1%、そして3位が「ホームページ」で40.5%となり、大学発の広報媒体が重要な役割を果たしていることがわかる。

【参考データ】

大学案内配布数 27,000部、入学者選抜要項配布数 10,700部、学部一般選抜募集要項配布数 17,000部、ホームページアクセス数(学部一般選抜) 62,958件(平成15年度)、62,489件(平成16年度)

本学のホームページに対する評価は、日経BPコンサルティング社が、平成16年に国公立大学120校の公式サイトを対象にユーザビリティ調査を行ったところ、全国2位(国立大学では1位)という結果を得ていることから、優れたサイト構築を行っているといえる反面、前述の学校法人河合塾による調査の「ホームページ・大学案内などから大阪教育大学での生活が想像できたか」の問いには、「あまり明確に想像できなかった」とするものが全体の半数を占めているところから、受験生に向けてさらに詳しく、かつ、分かり易く本学での学びの内容を紹介する工夫が必要である。また、オープン・キャンパスや進学相談会等に参加した者は、その内容をおおむね理解できた(「とても良く理解できた」「良く理解できた」をあわせて全体の76.5%)としており、この点では効果が上がっていると判断できる。

(別冊資料18「大学案内」、別冊資料19「第二部第3年次編入学案内」、別冊資料20「大学院専攻案内」、別冊資料21「入学者選抜要項」、別冊資料22「学生募集要項(学部)」、別冊資料23「推薦入学学生募集要項(学部)」、別冊資料24「私費外国人留学生募集要項(学部)」、別冊資料25「第二部第3年次編入学学生募集要項(学部)」、別冊資料26「大学院教育学研究科学生募集要項(第1次・第2次)」、別冊資料27「特殊教育特別専攻科学生募集要項」、別冊資料28「2005年度大阪教育大学入学者アンケート調査分析報告書」、別冊資料29「全国大学サイトユーザビリティ調査2004(日経BPコンサルティング社)」、別添資料10「入試広報の状況」、別資料30「大学紹介DVD」、別資料31「大学紹介ビデオ」)

(※平成17年10月に公表した募集区分ごとの新たなアドミッション・ポリシーは、評価対象期間後のものであるため、このたびの自己評価の対象外としている。)

【分析結果とその根拠理由】

部局ごとのアドミッション・ポリシーを明確に定め、広報媒体(大学案内、募集要項、ホームページ等)によって公表・周知を図っている。さらに、募集区分ごとのアドミッション・ポリシーを平成17年度に作成したことを勘案し、相応といえる。

周知の効果に関しては、2005年入学者のアンケート調査によって大学発の広報媒体が受験生にとって重要な情報収集の手段であることがわかったが、その情報により入学者の約半数が入学後の大学生活のイメージを描くことができていない。したがって、広報媒体における説明、とりわけ大学の教育内容に関する部分の見直しが必要である。

観点 4-2-1： アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点到係る状況】

各部局のアドミッション・ポリシーに従って、一般入試（前期・後期）、推薦入学、編入学、私費留学生といった多様な受入方法を実施している。その割合は教員養成課程（第一部）では募集定員 485 名のうち、前期日程で 335 名（69%）、後期日程で 138 名（28.5%）、推薦で 12 名（2.5%）を受け入れ、教員養成課程（第二部）では、募集定員 40 名のうち、前期日程で 25 名（62.5%）を、後期日程で 15 名（37.5%）を、そして教養学科では募集定員 405 名のうち、前期日程で 275 名（67.9%）を、後期日程で 110 名（27.2%）を、推薦で 20 名（4.9%）を受け入れている。編入学は、第二部第 3 年次に定員 50 名で実施し、学士入学・現職教員・短大卒者のための特別枠も設けている。私費留学生は教員養成課程（第二部）を除くすべての募集区分でそれぞれ若干名を受け入れている。

入学者選抜は、一般選抜で大学入試センター試験の成績、個別学力検査等の成績、出身学校から提出される調査書の内容を総合して行っている。

教員養成課程（第一部・第二部）の 22 の募集区分のうち、前期日程で 22 の専攻すべてが、後期日程で 18 の専攻が選抜を行っている。前期日程では 5 専攻が個別学力試験を、7 専攻が実技検査を、10 専攻が小論文を、また 1 専攻（中学校教員養成課程英語専攻）が外国語におけるリスニングテストを課している。後期日程では 1 専攻が個別学力試験を、3 専攻が実技検査を、9 つの専攻が小論文を課し、そして 6 つの専攻が面接を行っている。

一方教養学科では、17 の募集区分のうち、前期日程で 17 すべて、後期日程では 16 が選抜を行っている。そして前期日程では 7 つの専攻が個別学力試験を、3 つの専攻が実技検査を、7 つの専攻が小論文を課し、1 専攻（文化研究専攻欧米言語文化コース）で外国語におけるリスニングテストを実施している。後期日程では、1 専攻が個別学力試験を課し、3 つの専攻が実技検査を、10 の専攻が小論文を課し、そして 3 つの専攻が面接を行っている。

また、特別選抜としては推薦入学が行われており、出身学校長の推薦に基づき、学力検査を免除し、調査書を主な資料として可否を判定している。教員養成課程では 3 つの募集区分で推薦入学が実施され、そのすべてが大学入試センター試験を免除し、面接を行い、2 つの課程が小論文を課している。教養学科でも 3 つの募集区分で推薦入学が行われ、そのすべてが大学入試センター試験を免除し、面接を行い、小論文を課し、2 つが実技検査を実施している。

大学院教育学研究科（修士課程）では、実践学校教育専攻及び健康科学専攻を除いて、入学者の選抜は学力検査（外国語科目と専門科目）、口述試験及び成績証明書を総合して行っている。実践学校教育専攻及び健康科学専攻では、両専攻とも小論文と口述試験、研究計画書及び成績証明書を総合して判定している。

特殊教育特別専攻科では、入学者の選抜には学力検査（英語・論文）、面接及び成績証明書を総合して行っている。

（別冊資料 21「入学者選抜要項」、別添資料 11「入学試験実施状況データ」）

【分析結果とその根拠理由】

学部では、全体として一般入試（前期・後期）、特に前期日程に重点を置きつつも、部局ごとのアドミッション・ポリシーを踏まえ、かつ、それぞれの募集区分の求める学生を選抜するために、推薦、編入学といった多様な受入方法を実施するとともに、適切な選抜方法（個別学力試験・実技検査・小論文・面接等）で学生の学力・適性を審査しているので、相応である。

また、大学院でも、それぞれの専攻が入学後の研究を十分に行い専門分野に関する知識と専攻に合致した明確な研究目的を持った者を選抜するために、学力検査、小論文、口述試験等多様かつ適切な方法を用いているので、相応である。そして、専攻科についても適切な選抜を行っている判断する。

観点 4-2-2： アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

【観点に係る状況】

第二部小学校教員養成 5 年課程（夜間）のアドミッション・ポリシーにおいて、昼間の仕事の経験、学校インターンシップの研修、ボランティア活動など豊かな社会・学校経験を生かした小学校教員養成を行うことを明示している。また、第二部で第 3 年次に実施されている学士入学・現職教員・短大卒者のための編入学についても「第二部第 3 年次編入学案内」に、「出身学部の専門性と社会人としての経験の上に、豊かな教育理論と優れた実践能力を備えた小学校教員を目指す」と明確にその受入・教育方針を示している。

これに応じて、第二部の入学定員 90 名のうち一般入試 40 名（前期 25 名、後期 15 名）、3 年次編入学 50 名（推薦 10 名、一般 20 名、学士 20 名）と編入学に半数を超える定員を割り振っている。そして、推薦入学では出願書類（推薦書、志望理由書）、面接、成績証明書を、一般入学では個別学力検査（小論文・学科検査・実技検査）と面接を、学士入学では個別学力検査（小論文・実技検査）と面接を課し、それらを総合して受入れの可否を判定する。

私費留学生は第二部を除く各課程・系・専攻・コースとも若干人を募集しており、「私費外国人留学生募集要項」にその出願資格を明記しているが、特に「日本留学試験」（日本学生支援機構実施）の教科「日本語」の総得点 210 点以上を条件とし、一定の日本語能力と大学教育を受ける基礎学力の必要性を示している。

また、研究科では社会人の能力開発や再教育に対する要請に応えるため、夜間大学院として実践学校教育専攻と健康科学専攻を設けている。実践学校教育専攻は全国の教育系大学院の中で唯一、夜間学部に基づきおいた大学院で、働きながら修士号を取得できる。この専攻の入学者は主に現職の小学校教員であり、教員のための再学習の場となっているが、一方で広く教育学や心理学、保健学などを学びたい小学校教員以外の社会人も増えつつある。

健康科学専攻は社会人を対象として各種医療職、教員、栄養士、福祉職、司書、スポーツインストラクターなどのキャリアアップを目指しているが、出願者の出身学部は問わず、現在及び将来の職務上の課題に関連して研究意欲のある出願者を求めている。

入学者の選抜に際しては、両専攻とも小論文と口述試験、研究計画書及び成績証明書を総合して行う。小論文では、それぞれの研究分野に関連した課題を出題し、口述試験は、専門分野に関する知識と研究計画書等について行う。

（別冊資料 19「第二部第 3 年次編入学案内」、別冊資料 25「第二部第 3 年次編入学学生募集要項（学部）」、別冊資料 24「私費外国人留学生募集要項（学部）」、別冊資料 26「大学院教育学研究科学生募集要項（第 1 次・第 2 次）」）

【分析結果とその根拠理由】

学部では、夜間に開講している第二部の 3 年次編入学制度の定員枠を維持し、現職教員や短大卒者、他大学・学部の学士取得者に門戸を開き、昼間の仕事と両立しながらの教員養成を可能にするほか、私費外国人留学生募集要項を別途作成し、適切な受入れを行っている。

また、研究科でも、夜間に実践学校教育専攻と健康科学専攻を設けて、それぞれの分野で多様な経験を持つ人材のさらなるキャリア・アップを支援しており、非常に優れた取組みである。

観点 4-2-3： 実際の入学選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

法人化後の入学試験の実施体制については、学長の下に全学委員会として入学試験等実施委員会（以下「実施委員会」という。）が組織され、本学（附属学校園除く）入学試験及び入学資格審査の実施に関し必要な企画立案を行うとともに入学試験等の実施にあたることとしている。同委員会は、副学長を委員長として、入学試験実施委員会担当学長補佐、教員養成課程長、教養学科長、夜間学部主事、保健センター所長、入試課長及び学長指名教員（3 人）で構成する。実施委員会の下に入学試験問題作成委

員会，入学資格審査専門委員会，入学試験情報処理専門委員会，入学試験調査書専門委員会，入学試験健康診断専門委員会，入学試験合否判定資料審査専門委員会の6つの専門委員会を設置し，入試に関する専門的な任務分担を行い，入学試験の問題作成及び入学試験に関する審査等について結果等をまとめ，実施委員会へ報告することとしている。

また，入学試験の合否判定の流れについては，入学試験合否判定資料審査専門委員会において，各専門委員会で作られた応募者の提出書類及び試験結果等により，学部，大学院及び特殊教育特別専攻科の入学試験合否判定資料について合否判定基準等に基づき審査を行い，実施委員会に報告する。報告を受けた実施委員会は，審査結果を教員養成課程長，教養学科長及び夜間学部主事（以下「部局長」という。）に通知し，通知を受けた部局長は，部局において教授会から委任を受けた各部局の運営委員会で審議し，部局としての判断を行い，その結果が実施委員会を経て学長に報告されることとなる。学長は，教育研究評議会及び役員会の審議に付し，最終決定する仕組みとなっている。また，合否判定においては，すべて受験番号及び氏名等を伏せ，整理番号で処理している。

（別添資料12「入学試験関係委員会等構成図」，別冊資料58「規則集『大阪教育大学入学者選抜方法研究委員会設置要項（旧規定）』，『大阪教育大学入学試験等実施委員会規程』，『大阪教育大学入学試験問題専門委員会要項』，『大阪教育大学入学資格審査専門委員会要項』，『大阪教育大学入学試験情報処理専門委員会要項』，『大阪教育大学入学試験調査書専門委員会要項』，『大阪教育大学入学試験健康診断専門委員会要項』，『大阪教育大学入学試験合否判定資料審査専門委員会要項』，『大阪教育大学入学試験答案審査員等に関する基準』，『大阪教育大学学部一般選抜入学試験に係る個人成績の開示に関する取扱要項』，『大阪教育大学大学院における外国人留学生の入学者選抜方法の取扱要項』，『大阪教育大学大学院における私費外国人留学生の入学試験出願資格取扱要項』，『大阪教育大学大学院における個別の入学資格審査取扱要項』，『大阪教育大学大学院教育学研究科第2次学生募集要項作成についての取扱要項』，別冊資料32「入学試験関係委員会等の活動記録」，別冊資料33「入学者選抜方法研究委員会報告書」）

【分析結果とその根拠理由】

全学委員会として学長の下に入学試験等実施委員会を組織し，入学試験の実施等に関して，専門的事項を処理しつつ統括的に責務を担っている。また，合否判定にあつては，同実施委員会において受験者を特定できないように処理した合否判定資料により，入試母体である部局が合否判定を行い，その結果を受けて学長が最終決定していることから，適切な入試体制により公正に実施しているといえる。

観点4-2-4： アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており，その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

【観点到る状況】

大学全体としての取組みは行っていないが，募集区分ごとに入学者の状況を勘案し，平成16年度入試（平成15年度実施）から平成17年度入試（平成16年度実施）にかけて募集定員の入試形態別の割合を変更したところもある。

具体的には，養護教諭養成課程（募集定員30）は，平成16年度入試では前期日程20人，後期日程8人，その他（推薦入学）2人であったが，平成17年度入試では前期日程18人，後期日程7人，その他（推薦入学）5人へと推薦入学の枠を拡大した。また，教養学科文化研究専攻社会文化コース（募集定員25）は，平成16年度入試では前期日程15人，後期日程10人であったところを，平成17年度入試では前期日程18人，後期日程7人へと変更し，前期日程での募集を拡大した。

また，研究科においても，平成16年度入試から平成17年度入試にかけて，総合基礎科学専攻自然研究コース及び芸術文化専攻で学力検査（外国語科目，専門科目）の見直しを行った。

（別冊資料22「学生募集要項（学部）」，別冊資料23「推薦入学学生募集要項（学部）」，別冊資料26「大学院教育学研究科学生募集要項（第1次・第2次）」）

【分析結果とその根拠理由】

アドミッション・ポリシーに沿った学生が入学したかどうかを調査・検証するためには、入学者の入学試験成績と入学後の成績（単位取得率、退学率）及び卒業後の進路等をあわせて分析し、また、入学者及び卒業・修了者のアンケート等を行う必要があるが、本学ではそういった取り組みは各募集区分に一任されてきたので、今後は、大学全体でこの課題に取り組む必要がある。

観点 4-3-1： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点到に係る状況】

学部と大学院における平成 15・16・17 年度入学者の入学定員に対する充足率を下図（図 4-1、図 4-2）に示す。

（※グラフの見やすさを優先させるため、次の両図は、棒グラフと折れ線グラフの定義を逆転させている。）

図 4-1

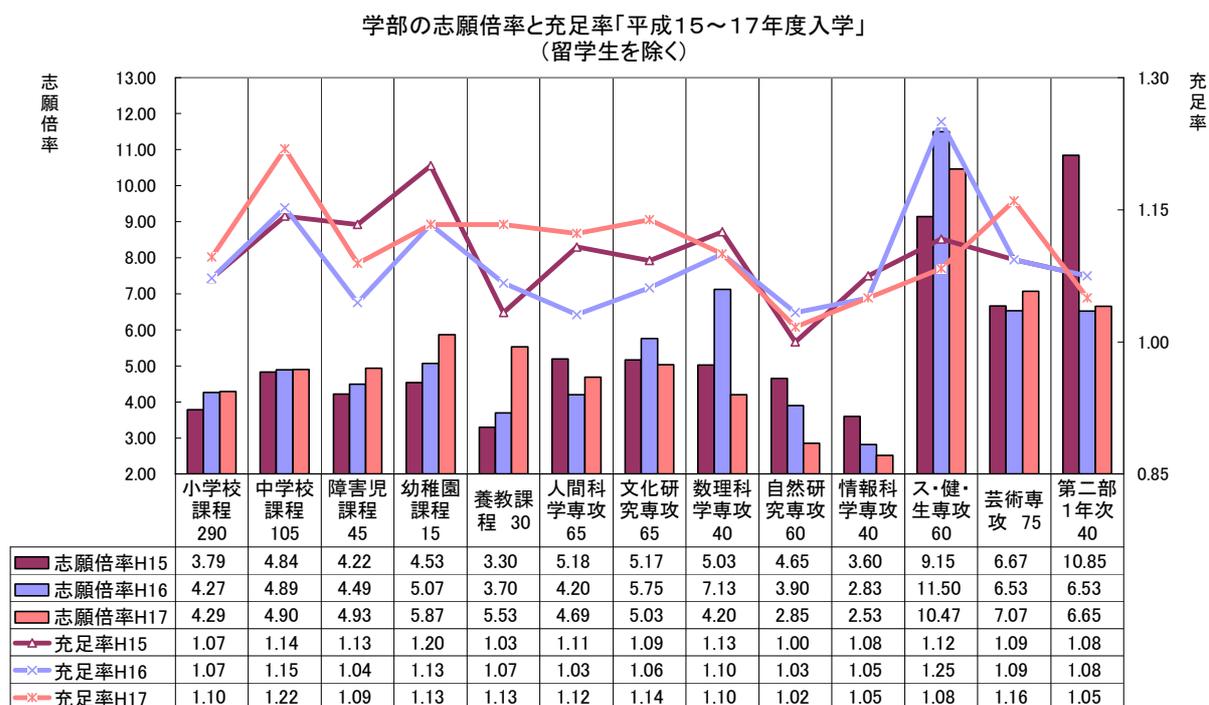
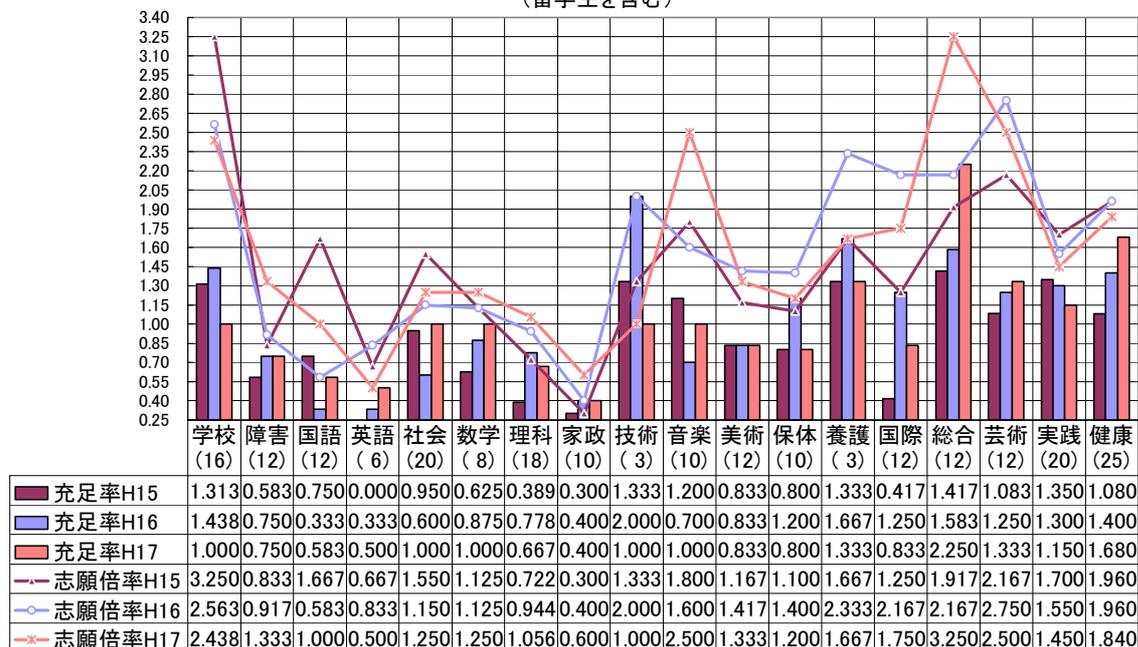


図 4-2

大学院の志願倍率と充足率「平成15～17年度」
(留学生を含む)



充足状況を見る場合の指標として、平成 16 年度の年度計画達成状況に関する業務実績報告書作成の折りに国立大学法人評価委員会が提示した様式において、専攻ごとに入学定員に対する 15%の超過又は不足という視点でのチェックがかかっていた。このパーセンテージの妥当性については、更に検討を要するものの、これを1つの指標として見ると、

学部においては、幼稚園教員養成課程（平成 15 年度入学）で入学者が定員に対して 1.20 倍、スポーツ・健康科学・生活環境専攻（平成 16 年度入学）で 1.25 倍、中学校教員養成課程（平成 17 年度入学）で 1.22 倍の超過以外は、すべて±15%の範囲内にある。また、学部全体では、入学定員 930 に対する入学者数は、平成 15 年度=1.09 倍、平成 16 年度=1.09 倍、平成 17 年度=1.11 倍となっている。

また、第二部第 3 年次編入学の状況はグラフに示されていないが、入学定員 50 に対する入学者数は、平成 15 年度=55 人（1.10 倍）、平成 16 年度=59 人（1.18 倍）、平成 17 年度=57 人（1.14 倍）となっており、平成 16 年度以外は相応である。

大学院においては、全体の入学定員 221 に対して、平成 15 年度 0.896 倍、平成 16 年度 1.01 倍、平成 17 年度 1.05 倍と大きく定員を下回る又は上回る結果にはなっていない。

しかしながら、専攻ごとに入学定員に対する入学者数をみると、全 18 専攻中、入学定員の 15%以下だったのが、平成 15 年度= 9 専攻、平成 16 年度=9 専攻、平成 17 年度=8 専攻、逆に、入学定員の 15%以上だったのが、平成 15 年度=4 専攻、平成 16 年度=8 専攻、平成 17 年度=4 専攻という結果になっている。

なお、特殊教育特別専攻科では、入学定員 30 に対して、平成 15 年度から 17 年度の入学者が 15 人、19 人、15 人と常に大きく下回っている。

【分析結果とその根拠理由】

学部においては、常に定員を充足しており、いくつかの募集区分で若干の定員超過が見られるものの、全体としてみると相応な範囲に収まっている。

しかし、研究科においては、全体としては平成 16 年度を除き定員を充足しているが、専攻ごとにみると入学者が大きく定員を超過する専攻や反対に大きく定員に満たない専攻があるなどバラつきがある。そのため、学生数が定員に満たない原因についての検討を行い、それに基づく学生定員配置の見直しなどの改善が必要である。さらに、大学院広報については、ホームページ等を通じて、大学院での生活や魅力的な研究活動の紹介などを盛り込むことにより内容の充実を図り、学内外からの進学者を募る方策を行うなどの改善が必要である。

また、特殊教育特別専攻科も常に定員を下回っているので問題があり、改善策を検討すべきである。

(2) 基準4の自己評価の概要

部局ごとのアドミッション・ポリシーは明確に定められ、広報媒体（大学案内、募集要項、ホームページ等）によって公表・周知が図られており、さらに募集区分ごとのアドミッション・ポリシーを平成17年度に作成したことを勘案し、相応といえる。

周知の効果に関しては、2005年入学者のアンケート調査によって大学発の広報媒体が受験生にとって重要な情報収集の手段であることがわかったが、その情報により入学者の約半数が入学後の大学生活のイメージを描くことができていない。したがって、広報媒体における説明、とりわけ大学の教育内容に関する部分の見直しが必要である。

学部では、全体として一般入試（前期・後期）、特に前期日程に重点を置きつつも、部局ごとのアドミッション・ポリシーを踏まえ、かつ、それぞれの募集区分の求める学生を選抜するために、推薦、編入学といった多様な受入方法を実施するとともに、適切な選抜方法（個別学力試験・実技検査・小論文・面接等）で学生の学力・適性を審査しているの、相応である。また、大学院でも、それぞれの専攻が入学後の研究を十分に行う専門分野に関する知識と専攻に合致した明確な研究目的を持った者を選抜するために、学力検査、小論文、口述試験等多様かつ適切な方法を用いているので、相応である。専攻科についても適切な選抜が行われている。

学部では、夜間に開講している第二部の3年次編入学制度の定員枠を維持し、現職教員や短大卒者、他大学・学部の学士取得者に門戸を開き、昼間の仕事と両立しながらの教員養成を可能にするほか、私費外国人留学生募集要項を別途作成し、適切な受入れを行っている。

また、研究科も夜間に実践学校教育専攻と健康科学専攻を設けて、それぞれの分野で多様な経験を持つ人材のさらなるキャリア・アップを支援している。これらの取組みは非常に優れている。

全学委員会として学長の下に入学試験等実施委員会が組織され、入学試験の実施等に関して専門的事項を処理し統括的に責務を担っている。また、合否判定にあつては、同実施委員会において受験者を特定できないように処理した合否判定資料により、入試母体である部局が合否判定を行い、その結果を受けて学長が最終決定していることから、適切な入試体制により公正に実施しているといえる。

アドミッション・ポリシーに沿った学生が入学したかどうかを調査・検証するためには、入学者の入学試験成績と入学後の成績（単位取得率、退学率）及び卒業後の進路等をあわせて分析し、また、入学者及び卒業・修了者のアンケート等を行う必要があるが、本学ではそういった取組みは各募集区分に一任されてきたので、今後は、大学全体でこの課題に取り組む必要がある。

学生定員と実入学者数の関係については、学部では、常に定員を充足しており、いくつかの募集区分で若干の定員超過が見られるものの、全体としてみると相応な範囲に収まっている。

しかし、研究科においては、全体としては平成16年度を除き定員を充足しているが、専攻ごとにみると入学者が大きく定員を超過する専攻や反対に大きく定員に満たない専攻があるなどバラつきがある。そのため、学生数が定員に満たない原因についての検討を行い、それに基づく学生定員配置の見直しなどの改善が必要である。さらに、大学院広報については、ホームページ等を通じて、大学院での生活や魅力的な研究活動の紹介などを盛り込むことにより内容の充実を図り、学内外からの進学者を募る方策を行うなどの改善が必要である。

また、特殊教育特別専攻科も常に定員を下回っているので問題があり、改善策を検討すべきである。

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの自己評価

<学士課程>

観点 5-1-1： 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置（たとえば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。

【観点到る状況】

本学は、教員養成の基幹大学として、優れた教員養成を推進するとともに、学校教育とその関連分野の発展を担える創造性豊かな人材を育成することを目的としている。この目的を達成するための教育課程を「教養基礎科目」、「共通基礎科目」、「専門教育科目」で構成し、所定の修学年数で卒業要件単位数 130 単位（教養学科にあつては 131 単位）を取得した者に学士（教育あるいは教養）の学位を授与している。（資料 5-A）

「教養基礎科目」は人文、社会、自然の 3 系列からなる「個別科目」と「総合科目」から成り立っている。また、「共通基礎科目」は、「外国語科目・外国語コミュニケーション」と「体育科目」から成るほか、「特別開講科目」として「情報処理入門」を開講している。「教養基礎科目」と「共通基礎科目」は 1・2 回生で履修することとしており、その所要単位数は、教員養成課程 35 単位、第二部 34 単位、教養学科 39 単位となっており、卒業要件単位数に対する割合は、教員養成課程 26.9%、第二部 26.1%、教養学科 29.8%を占める。

教員養成課程においては、「専門教育科目」は、「教職関連科目」、「専攻専門科目」等のほか「自由選択科目」、「卒業論文」から成り立っている。1 回生で入門的教職科目（教職入門セミナー、教育総論）を履修し、主に 2・3 回生で基礎的・実践的教職科目（教科教育法、生徒指導論）や専攻専門科目を履修し、教科・生徒指導力など基礎的教職能力、教材開発力など応用的教職能力、授業展開能力など実践的な教職能力、さらに専門分野の知識・思考力などを向上させる。その上で、3 回生で教育実習（基本実習）を実施して実践力を向上させ、4 回生で卒業論文を作成し、総合的な教職能力や探究能力を向上させている。なお、小学校教員養成課程においては、「専攻専門科目」の中に「系共通科目」が設置され、複数科目領域にまたがる系についての幅広い基礎知識を身に付けることをねらっている。

教養学科における「専門教育科目」は、「学科共通科目」、「専攻共通科目」、「コース専門科目」、「自由選択科目」、「卒業研究」から成り立っている。これらは 1 回生から 4 回生にわたって段階的に履修することになっており、それぞれの専門における基礎的な知識を学んだ上で、専門知識を深め課題に対する洞察力を養成することを目指している。卒業年次には個別のテーマを持って卒業研究を行ない、創造的な課題探究力を身につける。

第二部における「専門教育科目」は、「教科専門科目」、「教職専門科目」、「系列専門科目」、「自由選択科目」、「卒業論文」から成り立ち、「教養基礎科目」と「系列専門科目」では、「教育・心理」、「人文・社会」、「自然・数理」、「芸術・スポーツ」及び「生活・健康」の 5 つの系列を設けることで、得意分野を持つ小学校教員の養成を行なっている。

（別冊資料 4「履修便覧」、別冊資料 5「履修の手引（第二部）」）

履修基準

教員養成課程（第一部）

	教養基礎科目				共通基礎科目		専門教育科目						計			
	個別科目			総合科目	外国語科目 ・ コミュニケーション	体育科目	教職関連科目 教職／教科／選択	専攻専門科目	特殊教育専門科目	幼稚園教育専門科目	養護教育専門科目	自由選択科目		卒業研究		
	人文系列	社会系列	自然系列													
小学校教員養成課程	24				8		3		59	24 ～28	/	/	/	6～2	6	130
中学校教員養成課程									51	20～ 22				18～ 16		
障害児教育教員養成課程									59					2		
幼稚園教員養成課程									53					4		
養護教諭養成課程									36					3		

教養学科

	教養基礎科目				共通基礎科目		専門教育科目					計						
	個別科目			総合科目	外国語科目		体育科目	学科共通科目	専攻共通科目	中 ス 専門科目	自由 選択 科目		卒業 研究					
	人文系列	社会系列	自然系列		第1外国語	第2外国語												
人間科学専攻	24				8		4		3		14		14	26	32	6	131	
文化研究専攻													日本・アジア 言語文化コース	14	40			18
													欧米言語文化コース	16	38			18
数理学専攻													社会文化コース	16	28			28
													58	/	14			
自然研究専攻													26	34	12			
情報科学専攻													62	/	10			
スポーツ・ 健康科学・ 生活環境 専 攻													スポーツコース	10	42			20
													健康科学コース	10	42			20
													生活環境コース	10	38			24
芸術専攻	22	30	20															

第二部

	教養基礎科目		共通基礎科目			専門教育科目					計
	個別科目	総合科目	外国語科目	体育科目	情報処理入門	教科専門科目	教職専門科目	系列専門科目	自由選択科目	卒業論文	
小学校教員養成五年課程	22		8	2	2	29	41	14	6	6	130

【分析結果とその根拠理由】

カリキュラムの全体は、「教養基礎科目」及び「共通基礎科目」と「専門教育科目」から構成されており、その割合は1：2.5程度であり、おおむねバランスがとれている。

また、これらが体系的に配置されており、幅広い教養や人間性を養うための基礎的な教育を行なった上で、教員養成課程や第二部では、実践的な教職能力をもった教員を養成するための科目群が配置され、教育実習や卒業論文によって、総合的な教職能力や探究能力の養成している。また、教養学科においても、専門知識を深めて課題に対する洞察力を養成した上で、卒業研究によって創造的な課題探究力を養成している。

履修便覧には各専攻別の履修基準及び開講基準（学年別開講科目）を示している。3年次の学年配当科目数が若干多い傾向はあるが、全体としては授業科目を適切に配置し、教育課程の体系性も十分に確保している。

観点5-1-2： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点到に係る状況】

「教養基礎科目」では、思索、芸術、歴史、社会、人間、生命、環境、自然等について広く学ぶことで幅広い教養や人間性を養うことを目標としている。たとえば、人文系列として文学や歴史学、社会系列として法学や経済学、自然系列として数学や物理学、総合科目として児童の健康と福祉、障害者と人権、学校と安全等の科目を開講している。「共通基礎科目」と「特別開講科目」では、語学力やIT（情報技術）活用能力を高めるとともに、スポーツ実践を通して心身の健康に必要な知識や能力を高めることをねらっている。たとえば、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、外国語コミュニケーション、スポーツ実技、情報処理入門等を開講している。

「専門教育科目」は、各自の志望や才能に応じて、ある特定の領域に関する研究を深め、併せて高度の職業的資質を養い、さらに進んで独創的研究の分野を開拓するための基礎をつくる科目である。

たとえば、教員養成課程の「教職関連科目」としては、1回生で、教職入門セミナー、教育総論、発達と教育の心理学が、2回生で、教育実践の研究、生徒指導論、3回生で、教育の社会的役割と経営、生徒指導の心理学を開講し、さらに、各教科の必修科目として教科教育法を2・3回生に開講するとともに、選択科目として教材開発に関する科目を開講している。一方、1・2回生の選択必修科目として、小学校の教科専門科目を9科目（国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育）にわたって開講し、さらに、専攻専門科目において、各分野の専門的な基礎知識を学ぶための科目設定を行っている。

また、教養学科では、「学科共通科目」において、人間科学、文化研究、数理科学、自然科学、情報科学、スポーツ・健康科学・生活環境、芸術の7つの分野にわたり、各分野の基礎的な知識を学び、広い視野を持った批判的な思考力を培うための科目を設定している。たとえば、基礎心理学、社会文化研究概論、数理科学入門、環境論、情報科学入門、スポーツ科学論、比較芸術学などの科目を1・2回生向けに開講している。さらに、専攻専門科目において、各分野の専門的な専門知識を深め、課題に対する深い洞察力を培うための科目設定を行っている。

（別冊資料4「履修便覧」、別冊資料17「開講科目概要」）

【分析結果とその根拠理由】

「教養基礎科目」と「共通基礎科目」については、教育の目的に照らして相応の科目を提供している。「専門教育科目」についても、各分野に対する基礎的かつ基本的な領域を網羅した科目設定を行っている。

なお、シラバスにおける各授業科目の講義概要と各専攻の教育課程の目的を比較検討したところ、各授業科目の内容は教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっている。

観点 5-1-3： 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

【観点到係る状況】

各部局の代表的な研究活動について、その成果の授業内容への反映状況を示すものとして、シラバス、大学生協幹旋の指定教科書一覧、研究者総覧データベースを用いることができる。

各専任教員の研究成果をまとめた著書を授業の指定教科書として使用しているものは、平成 15 年度で 30 件 (18 名)、平成 16 年度で 50 件 (21 名) となっている。

また、教員の研究内容については、研究者総覧データベースによって、研究課題、所属学会、論文一覧などを整理・蓄積している。たとえば、教員養成課程においては、「生活科教育法」の授業で「生活科教育授業の創造と実践」というテキストを使用しているが、これは担当教員の研究課題の「カリキュラムと授業の最適化の教科教育学的考察 (KEYWORD: 教科教育, 授業研究, 評価)」を基礎においたものである。また、教養学科の「応用数理演習 I」においては、「Matlab による微分方程式とラプラス変換」というテキストを使用しているが、これは担当教員の研究課題「時間周波数解析と超局所解析 (KEYWORD: ウェーブレットフレーム, 超局所解析)」に関連している。

(別冊資料 17「開講科目概要」、別添資料 8「平成 15・16 年度大学生協幹旋による指定教科書一覧」、Web 資料「大阪教育大学研究者総覧」

<http://kenkyu-web.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/scripts/websearch/>)

【分析結果とその根拠理由】

上記に例示したように、教員の研究活動と授業内容の間には相当程度の関連があり、各学部の特性に依じて研究活動の成果が授業内容に反映されたものとなっている。さらに、シラバスにおける各授業科目の講義概要と、大阪教育大学紀要の論文からも、多くの論文が開講科目の内容に関連していることがわかる。

これらのことから、授業科目の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものになっていると判断できる。

観点 5-1-4： 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成 (たとえば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士 (博士前期) 課程教育との連携等が考えられる。) に配慮しているか。

【観点到係る状況】

教養学科で開講する各専攻の「専攻共通科目」や「コース専門科目 (実験・実習・実技科目等を除く)」は、教員養成課程の学生が「自由選択科目」として履修することが可能になっている。また、教員養成課程、教養学科でそれぞれ開講している科目を「相互履修科目」として指定し、部局の壁を越えた履修を可能にしている。さらに、第一部と第二部の授業選択の幅を広げるために一定の条件のもとに相互履修を認めている (別冊資料4「履修便覧 (平成16年度) 16p/21p」、別冊資料5「履修の手引 (第二部)」)。

他大学との単位互換制度としては、京都教育大学、奈良教育大学、兵庫教育大学及び本学の近畿地区四教育大学の間で、学部教育の相互の充実を図るために単位互換協定を締結している。ホームページ等によって単位互換の対象としている科目を公開しており、これによって修得した単位は「自由選択科目」として認定する。(別添資料13「近畿教育系国立四大学単位互換に関する協定書」、別添資料14「近畿教育系国立四大学単位互換に関する実施要項」、

Web資料 <http://www.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/kyomu/gokan/>)

企業へのインターンシップを実施している専攻もあるが、全学的に単位認定する制度はない。一方、第二部において、学校インターンシップ (「特別教育実践研究 I・II・III」) として、教育実習とは別に、授業の一環として学校現場で実際に学びこれを単位化する制度を設けている (別冊資料34「特別教育実践研究報告第2報『学校インターンシップの体験で学んだこと』」)。

編入学制度としては、第二部において3年次編入学枠を設けており、一般入学 (20人)、推薦入学 (10人)、

学士社会人コース（20人）の合計50人の募集定員で、豊かな学校経験・社会経験をもった教員の養成を進めている（別冊資料19「第二部第3年次編入学案内」）。

学校教員として即戦力になる教科指導及び生徒指導の能力や学校安全における危機対応能力の養成が、社会的に要請されているが、このことへの対応策のひとつとして、附属学校教員を教員養成実地指導講師として採用し、実践的な指導能力の養成を進めている。また、学校教員としての危機対応能力の養成に対しては「学校と安全」を共通基礎科目として実施しており、さらに、全学的な必修化に向けた検討を進めている（別添資料15「教員養成実地指導講師一覧」、別添資料16「集中講義『学校と安全』に関する資料」、別冊資料35「学校安全に関する実践的なカリキュラムの評価について」）。

【分析結果とその根拠理由】

教員養成に関する社会の要請や学生の多様なニーズに対応するために、部局間の相互履修の制度を設け、近畿地区の四教育大学との単位互換制度を設けている。ただし、これらを利用している学生の数は必ずしも多くない。

学校インターンシップについては、第二部で実施しているが、第一部においても、4年間積み上げ方式の教育実習改革において学校現場における実践的トレーニングの検討を進めている。

企業におけるインターンシップの実施については、学生のニーズの把握や検討が必要である。

観点 5-1-5： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

単位の実質化への配慮としては、各専攻における年度始めの履修ガイダンスや各教員によるオフィスアワー等を利用した履修指導、授業時間外の学習を促す課題の提示等がある。

また、教員のホームページによって授業に関する資料や課題を公開しているものが、教員養成課程の教員のうち27%(n=74)、教養学科で16%(n=100)であり、各部局のアンケート調査等によってその実態を把握している。

さらに、履修登録の上限設定として、各学期に履修申請できる単位数は26単位以下としている。

（別冊資料 36「教員アンケート集計結果（教員養成課程）」、別冊資料 37「教員アンケート集計結果（教養学科）」、別冊資料 4「履修便覧」）

【分析結果とその根拠理由】

学生の主体的な学習を促すための取組みとしては、各教員による授業科目ごとの試みや部局による調査を行っているが、大学全体としての組織的な配慮としては年間取得単位数の上限設定に限られている。

観点 5-1-6： 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

【観点到係る状況】

大阪市内の天王寺キャンパスに第二部（夜間学部）を設置している。

第二部学生の有職状況調査（別添資料 17「第二部学生有職状況」）によれば、1年次入学者 229 名中、34 名（15%）が有職、146 名（64%）がアルバイトである。また 3 年次編入学者では、177 名中 67 名（38%）が有職、62 名（35%）がアルバイトとなっている。そこで、月曜日から土曜日の夜に各 2 時限の授業を開講している（ただし土曜日は第 1 時限目のみ）。第 1 時限目は 17 時 45 分から 19 時 15 分、第 2 限目は 19 時 30 分から 21 時 00 分までとなっている（別添資料 18「第二部授業時間割」）。

また、各教員のオフィスアワーは授業終了後の 21 時 00 分から 21 時 30 分に設定している。

第二部が実施したアンケートによれば、時間割設定（授業開始時刻）は、「今のままでよい 46.5%」、「早すぎる 13.5%」となっている（別冊資料 38「『大学生活の満足度』アンケート調査（第二部）」）。

【分析結果とその根拠理由】

第二部（夜間学部）に在席している学生の7割以上が職を持っており、これらの学生のために夜間の適切な時間に授業を行い、学生指導の時間設定も適切である。

第二部の学生アンケートからも現在の時間設定がおおむね妥当であると判断できる。

観点 5-2-1： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（たとえば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

【観点到に係る状況】

各科目の授業形態については、学則によって定められた単位の規準に基づいている。その上で、教育の目的を踏まえて各部局の各分野の特性に応じた構成をとっており、授業形態のバランスにも配慮している。（別冊資料4「履修便覧」）

たとえば「専門教育科目」についての全開講授業数2177コマのうち、講義が1368コマ（63%）、演習が471コマ（22%）、実験・実習が181コマ（8%）、実習が157コマ（7%）である。なお、このうち少人数授業（10名以下）の実施割合は69%である。（別添資料19「授業科目・履修状況（事務局作成データ）」）学習指導法の工夫として、対話・討論型授業は302コマ（14%）、フィールド型授業は65コマ（3%）、情報機器を活用した授業は188コマ（9%）となっている。このほかに、学外での作品発表による学外評価の導入（美術教育）、模擬授業（理科教育）、リレー講義（数学教育）、ものづくり加工実習（技術教育）、外部講師による講演（家政教育）などの工夫を行っている。また、演習・実験・実習・実技科目等におけるTAを活用した授業は82コマ（4%）となっている

こうした学習指導法の工夫の実態を把握するために、各部局における調査を実施している。

（別冊資料36「教員アンケート集計結果（教員養成課程）」、別冊資料37「教員アンケート集計結果（教養学科）」）。

【分析結果とその根拠理由】

学校教員の養成においては、理科系や芸術・体育系など専攻や科目によって、実験・実習や実技が非常に重要な位置を占めており、全体として、各種形態の授業を適正なバランスで組み合わせている。

さらに、各専攻の特色を生かした学習指導法の工夫を行っているとは判断できる。

観点 5-2-2： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到に係る状況】

各授業科目の概要や授業計画、また授業方法、評価方法、参考資料等について学生に周知し、学生の授業選択を円滑に進めることを支援すると同時に、授業における学生の主体的な学習を促すために、全学的なシラバスを作成している。（別冊資料17「開講科目概要」）

シラバス作成のため、毎年末までに次年度分のシラバス原稿フォームを各教員に配付しているが、その内容項目は、「開講科目区分」、「部局区分」、「授業科目名」、「開講期」、「講義題目」、「曜日時限」、「担当教員名（フリガナ）」、「単位数」、「講義概要（250字以内）」、「授業計画（250字以内）」、「講義及び評価の方法（250字以内）」、「テキスト及び参考文献」、「その他」から成り立っており、1授業科目あたりA4用紙1枚程度の原稿量である（別添資料20「学部・大学院の授業シラバス検索原稿フォーム」）。

シラバスは平成14年度からウェブ版を基本として作成し、ホームページで学内外に公開している。シラバス検索のホームページでは、授業科目名や教員名、授業科目区分などに加えて、授業内容に含まれるキーワードから検索することが可能になっている（「学部大学院の授業シラバス検索」<http://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/syllabus/>）。学生は学内に設置されたオープン端末や自宅の端末等でこれを参照する。なお、コンピュータにアクセスしにくい学生等のために、印刷物としても提

供しており、教務課や附属図書館において学生の閲覧に供している。

シラバス公開状況については、全開講科目 2724 コマのうち 2178 コマの授業で公開しており、その割合は 80%になる。

シラバスの活用度については、教養学科の授業評価アンケートの中で 4 段階評価（最高 4 点、最低 1 点）の平均値を科目種別ごとで求めた。このうち「2. この授業のシラバスを読んで、履修申請や各回の受講の参考にしましたか」の質問では体育科目の 1.77 から教養基礎科目の 2.57、「3. 授業の内容や目的はシラバスの記載と一致していましたか」の質問では体育科目の 2.47 から教養基礎科目の 2.92 となっており、必ずしも高い数値ではない（別冊資料 12「教養学科『学生による授業評価』報告書」）。

また、第二部の授業評価アンケートの中で 5 段階評価（最高 5 点、最低 1 点）の得点分布を求めた。このうち、「2. 講義概要を参考にされてから受講しましたか」、「3. 講義概要と授業概要は一致していましたか」という質問項目に対する評価レベル 5 と 4 を併せた割合は、それぞれ 59.6%、63.8%となっており、比較的良好である。（別冊資料 13「第二部授業評価結果」）

【分析結果とその根拠理由】

ウェブ版のシラバスは、検索機能も充実しており、必要な授業を的確に探し出すことができる。各授業に対する記載量も適切であり、学生の授業選択に十分役立っている。法人化の過程における組織改編や非常勤講師採用原則の変更等、授業環境の変化が数多く発生する中で、平成 16 年度シラバスの公開割合が 80%と、前年度の 90%から減少しているが、これを早急に 100%にする必要がある。

また、学生のシラバス活用度についても、全学的な調査と改善の体制が必要と判断される。

観点 5-2-3： 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点到に係る状況】

学生の自主学習のための配慮としては、各部局の教員による取り組みを中心として行っている。

教員アンケートによれば、教員養成課程においては 85%の教員が、教養学科では 77%の教員が自主学習への配慮を行っている。

具体的な内容としては、自習室の設置、研究室などの開放、研究室図書の貸出、自主ゼミなどの活動促進、課題に対するメールでの対話、自主学習教材の購入と貸出、実験器具・楽器・情報機器の貸出、ホームページを使った復習、空き教室での自主製作の促進など、各分野や専攻にふさわしい多様な手段を用いている。（別冊資料 36「教員アンケート集計結果（教員養成課程）」、別冊資料 37「教員アンケート集計結果（教養学科）」）

また、附属図書館は、本学における自主学習支援のための最も重要な施設の 1 つであるが、平日は 8 時 45 分から 20 時 00 分（土曜日は 10 時 00 分から 17 時 00 分）まで開館している。（別添資料 21「附属図書館利用案内」）

なお、授業カリキュラム外の試みの例として、小学校教員養成課程の 4 回生（教員採用試験合格者）向けの小学校理科実験講座を実施している。（別添資料 22「小学校理科実験講座関係資料」）

【分析結果とその根拠理由】

自主学習への配慮や、基礎学力不足学生への配慮が各講座や教員のレベルで行われている。全学的な取り組みとしての附属図書館の利用時間の設定は、自主学習への配慮として十分な水準である。

一方、基礎学力不足の学生への配慮を、教育課程の中で全学的に展開するためには、まず、学生の実態に関する組織的な調査が必要であり、それを踏まえた上での検討が必要である。

観点 5-3-1： 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点到に係る状況】

本学の教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準の根拠としては、学則第 25 条、第 26 条に基づく「大阪教育大学学位規程」で学士の条件を示している。また、「大阪教育大学卒業に関する規程」

で、卒業認定基準としての卒業要件や卒業要件単位を定めている。なお、卒業要件単位数は、教員養成課程と第二部において130単位、教養学科において131単位である。また、各課程別の履修基準は、「履修便覧（別冊資料4）」、「履修の手引（第二部）（別冊資料5）」に記載している。

一方、「大阪教育大学試験及び成績に関する規程」で、成績の評定、定期試験、平素の学習状況などについての定めほかに、成績の評語や単位の発行についての基準を示している。成績の評語は、秀、優、良、可、不可となっており、秀、優、良、可が合格であり単位を与える（不可は不合格であり単位を与えない）。また、各授業科目における具体的な成績評価基準は、成績評価に用いる指標として、授業への出席、報告書・作品・課題等の提出、実験・実習状況等における基準、定期試験の成績等をどのように勘案するかについて、授業科目ごとに「開講科目概要（シラバス）」（別冊資料17）に記載することにより、学生に周知している。

なお、教務課から各教員に対して、各セメスター期末に成績評価書類の提出を求める文書の中で、次表（資料5-B）に示す成績評価のガイドラインを提示し、各教員の授業における成績評価基準の全体的なバランスの確保を図っている。（別冊資料39「履修上の注意事項」）

これらの成績評価基準や卒業認定基準の学生への周知は、入学時のオリエンテーション、学年初めの履修ガイダンス、シラバス及びシラバス検索ホームページ、履修便覧、履修上の注意事項の配布等により行っている。

（別冊資料58「規則集」）

資料5-B「履修上の注意事項（抜粋）」

成績評価に対する評語は次のとおり。		
評語	区分	内容
秀	合格	極めて優秀な成績をおさめた場合
優	合格	十分に到達目標を達成したと判断できる場合
良	合格	到達目標を達成したと判断できる場合
可	合格	ほぼ目標を達成し、再履修の必要はないと判断できる場合
不可	不合格	再履修が必要と判断される場合

本学では、評語（評価点）は、原則として、以下の目安で与えられるよう配慮しています。このことから、各自の成績について判断してください。

- （1） 優と秀の評語は、履修者全体のほぼ三分の一以内に与えられる。
- （2） 秀の評価は、優の評価のほぼ十分の一以内を目安として与えられる。
- （3） ごく少人数クラスの授業や授業の目的・目標から考えて、上記の成績評価分布の目安に従うことが不適切と考えられる場合があります。この場合には、上記とは異なる目安によって評語が与えられることがあります。

必要があれば、個々に授業担当者に当該の授業の成績評価の方針について問い合わせてください。

【分析結果とその根拠理由】

各授業科目のシラバスでは、成績評価が、出席、課題提出、定期試験等の組合せで実施することを示しており、成績評価基準を学生に周知しているといえる。ただし、その組合せと判定の関係を定量的に明示している例は少なく、さらに改善の余地がある。

教員間の成績評価基準のすりあわせもガイドラインによって組織的に行っている。卒業認定基準についても明確に示している。学生への周知をさらに進めるためには、成績評価基準や卒業認定基準等、履修便覧の内容についてもホームページへの掲載による学生への周知が必要である。

観点5-3-2： 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績評価は、「大阪教育大学試験及び成績に関する規程」（別冊資料58「規則集」）に示すように、秀、優、良、可、不可の5段階で行っている。

成績分布の平均（教養基礎科目、共通基礎科目、教職関連科目を除く）は、秀6%、優37%、良28%、

可 12%，不可 17%となっており，年度によって大きく変動することがなく，安定した結果を得ている。

また，単位認定者の延べ人数の履修登録者の延べ人数に対する割合は，教員養成課程で 84.5%(12907/15268)，教養学科で 80.4%(18805/23395)，第二部で 90.2%(6063/6720)である。これらの値の年度による変動は 3%以下であり，安定した結果となっている。(別添資料 23「成績の状況」)

成績評価，単位認定及び卒業認定を適切に実施するための工夫としては，講座会議による卒業成績評価，複数教員による卒業成績評価，複数の方法による総合評価，成績評価基準の公開，定期試験などの結果の返却などの各教員や講座・専攻における取組みを行っている。(別冊資料 36「教員アンケート集計結果(教員養成課程)」，別冊資料 37「教員アンケート集計結果(教養学科)」)

【分析結果とその根拠理由】

成績分布の平均データ及びその年次推移から，成績評価基準に従って，成績評価，単位認定を適切に実施していると判断する。

今後，成績評価や単位認定，卒業認定の客観性と透明性を一層高めるために，教員間や専攻間の評価基準の平準化に対して，大学としての組織的な取組みが必要である。

観点 5-3-3： 成績評価等の正確性を担保するための措置（たとえば，学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

【観点到係る状況】

成績評価等の正確性を担保する取組みとして，学生からの成績評価に関する苦情申立てを教務課（第二部においては天王寺キャンパス管理室）において受け付けている。

申立対象が，本学の専任教員の授業科目の場合は，学生に対して直接教員に申し出るよう指示し，非常勤教員の授業科目の場合は教務課で学生からの申立てを取り次いでいる。

なお，第二部では申立受付書類を準備している。

(別添資料 24「正確性の担保」，別添資料 25「修学上における質問・意見書様式(第二部)」)

【分析結果とその根拠理由】

成績評価等の正確性を担保するために，学生からの申立てを受け付ける仕組みを設けて，適正に処理している。

しかしながら，大学として具体的な申立内容やその後の措置等について十分に補足できていない面もあるため，制度として改善・整備する必要がある。

＜大学院課程＞

観点 5-4-1： 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

【観点に係る状況】

大学院教育学研究科（修士課程）は、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、教育科学の最新知識や研究成果の探求、教科教育・教科内容に関する高度な知識や研究手法の修得をとおして、教育現場で主導的な役割を担える教員の育成を目指している。また、現代社会の多様な課題に対応できる探求能力を養い、様々な職業分野で課題解決能力を持って主導的立場を担える人材の育成を目指している。修了要件単位数は30単位であり、修士（教育学あるいは学術あるいは芸術）の学位を授与している。

教育課程は、昼間開講の学校教育専攻、障害児教育専攻、教科教育の10専攻、養護教育専攻（以下「教員養成系13専攻」という）においては、「学校教育関係科目」、「教科教育関係科目等」、「専門科目（課題研究を含む）」、「自由選択科目」から成り立っている。また、実践学校教育専攻（夜間大学院）においては、「基礎科目」、「選択科目」、「課題研究」から成る。一方、国際文化専攻、総合基礎科学専攻、芸術文化専攻、健康科学専攻（夜間）（以下「教養系4専攻」という）では、「基礎科目等」と「各専攻・コース開講科目」、「課題研究等」で構成している。

教員養成系13専攻では、「学校教育関係科目」として、A群（教育学に関する科目、たとえば学校経営学特論、教育方法学特論等）、B群（心理学に関する科目、たとえば、学習心理学基礎論、学校臨床心理学基礎論等）、C群（幼児教育学・道徳教育学・同和教育に関する科目、たとえば、幼児教育学特論、道徳教育学特論、同和教育計画特論等）で構成し、各4～8単位以上を必修としている。その上で、「教科教育関係科目等」を4～8単位、「専門科目（課題研究を含む）」を12～18単位修得することで、学校教育に関する基礎的な専門知識の上に、各教科分野の深い専門性を追求するよう教育課程を編成している。

実践学校教育専攻（夜間大学院）では、「基礎科目（実践教育学特論、実践教育心理学特論、カウンセリング特論）」6単位が必修で、これに加えて各教科の学習開発研究や内容開発研究を「選択科目」として設定している。

教養系4専攻では、「基礎科目」を各専攻の選択必修科目とした上で、「専攻・コース開講科目」から選択するが、他専攻科目も一部修了単位に加えることが可能であり、幅広い教養を修得することができる。

（別冊資料6「履修提要」）

【分析結果とその根拠理由】

教員養成系13専攻や実践学校教育専攻（夜間大学院）では、「学校教育関係科目」及び「基礎科目」等で、教育学や心理学などの、学校教員としての基礎的な専門知識を養成し、その上で、各教科に関する「専門科目」を各人の興味や関心に応じて適切に修得できるように教育課程を体系的に定めている。

教養系4専攻においても、「基礎科目」を選択必修科目とした上で、各分野の「専攻開講科目」を設けることで、学びを深めたい専門分野に関連する幅広い分野からの履修を可能にしており、専攻の目的にふさわしい教育課程の体系性を確保していると判断する。

観点 5-4-2： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

教員養成系13専攻では、「学校教育関係科目」のA群、B群、C群において、学校教員として必要な分野の基礎的な専門知識を学ぶ。A群では、近代学校教育史の現代的意義、教育実践の関係論的理解、スクールリーダーの実証的考察など、B群では、児童期の発達の基本問題、学習過程の基本的理論、学校臨床に係わる理論と実践など、C群では、乳幼児の発達の理論と実践、現代世界の道徳的課題、国際的な人権教育と部落問題学習などの講義を行っている。

「教科教育関係科目」では、物語・小説教材の教材分析、社会科教育学の基礎理論、数・量・空間に

についての児童生徒の認識の発展，理科のカリキュラムや授業と評価，家庭科教育の今日的課題，技術科教育の本質，音楽表現と人間の成長，世界の美術教育の動向，保健体育科教育の構造と体系，子どもの健康問題や疾病における課題，障害を有する子どもの事例研究などの内容をもった授業を開設している。

実践学校教育専攻の「基礎科目」では，学校の教育活動と経営活動の評価，児童生徒の人格形成に係わる教育心理学的問題，カウンセリングと心理療法の理論と方法などの内容をもった授業を開設している。

教養系 4 専攻では，「基礎科目」として，アジア・太平洋地域の文化・環境・景観，シルクロード出土の文学作品，群及び環の表現の構成法と構造分析，知能特性を有するシステム構築の基礎理論，分子・イオンの構造特性と均一系・不均一系における反応，原典資料研究による音楽学研究，人間の生理的機能と健康科学などの授業内容を展開している。

各授業科目の概要は，教育学研究科履修提要に明記しており，教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっている。

(別冊資料 6「履修提要」，

Web 資料「学部大学院の授業シラバス検索」<http://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/syllabus/>)

【分析結果とその根拠理由】

教育学研究科履修提要及びシラバスに示された各授業科目の講義概要と各専攻の教育課程の目的を比較検討したところ，各授業科目の内容は，教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっている。

観点 5-4-3： 授業の内容が，全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。

【観点到に係る状況】

各授業科目の内容が，担当教員の研究活動の成果を反映したものになっていることを検証するために，シラバスと大学の研究者総覧データベースを利用することができる。

これを比較した結果，たとえば，教員養成系 13 専攻の理科教育専攻における「理科教育特論」の授業では，担当教員の研究課題「カリキュラムと授業の最適化の教科教育学的考察 (KEYWORD:教科教育, 授業研究, 評価)」を反映した内容の講義を展開している。教養系 4 専攻の総合基礎科学専攻における「光物性論」の授業では，担当教員の研究課題「有機機能性分子の光物性 (KEYWORD:Organic materials, Photochromism, Photonics)」を反映した内容の講義を展開している。

(別冊資料 6「履修提要」，

Web 資料「学部大学院の授業シラバス検索」<http://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/syllabus/>，

Web 資料「大阪教育大学研究者総覧

<http://kenkyu-web.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/scripts/websearch/>)

【分析結果とその根拠理由】

各授業科目と教員の研究活動の間には相当程度の関連があることが，研究科履修提要における各授業科目の講義概要や学部大学院の授業シラバス検索と大阪教育大学研究者総覧で示された研究テーマや研究論文並びに大阪教育大学紀要の論文等の比較によって確かめられる。

観点 5-4-4： 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点到に係る状況】

単位の実質化への配慮としては，各専攻における年度始めの履修ガイダンスや各教員によるオフィスアワー等を利用した履修指導，授業時間外の学習を促す課題の提示等がある。また，教員のホームページによって授業に関する資料や課題を公開しているものが，教員養成課程の教員のうち 27%(n=74)，教養学科で 16%(n=100) であり，各部局のアンケート調査等によってその実態を把握している。少人数ク

ラスではゼミナール形式で授業を進めている場合も多く、個々の授業科目のレベルで単位の実質化への配慮を行っている。

(別冊資料 36「教員アンケート集計結果(教員養成課程)」, 別冊資料 37「教員アンケート集計結果(教養学科)」, 別冊資料 6「履修提要」,
Web 資料「学部・大学院の授業シラバス検索 <http://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/syllabus/>」)

【分析結果とその根拠理由】

学生の主体的な学習を促すために、各授業科目における個々の取組みがある。

大学院では平均的にクラスの人数も少なく、ゼミナール形式で授業を実施している場合は、学生の主体的な学習が基本となるため、単位の実質化はおおむね実現していると判断できる。

観点 5-4-5： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

【観点到に係る状況】

天王寺キャンパスに夜間大学院（実践学校教育専攻、健康科学専攻）を設置しており、入学定員は、実践学校教育専攻 20、健康科学専攻 25 となっており、月曜日から土曜日の夜に各 2 時限の授業を開講している。(1 時限目は 18 時 00 分～19 時 30 分、2 限目は 19 時 40 分～21 時 10 分。ただし、健康科学専攻にあつては、水曜日は開講せず、土曜日の開講時間帯は 1 時限目が 14 時 00 分～15 時 30 分、2 時限目が 15 時 40 分～17 時 10 分)

一方、学校教育専攻、障害児教育専攻、教科教育専攻、総合基礎科学専攻、国際文化専攻及び芸術文化専攻では、社会人（現職教員を含む）に対する大学院設置基準第 14 条に基づく履修方法の特例が認められている。これは、第 1 年次は勤務を離れて通常形態による授業や研究指導を受けて 22 単位以上を取得し、第 2 年次は職場に勤務しながら平日の夜間と土曜日の午後及び夜間に授業を行って 8 単位以内を取得することを可能とするものである。この際の指導時間は、平日が夜間 2 時限（18:20-19:50, 20:00-21:30）、土曜日が午後 2 時限（13:05-14:35, 14:50-16:20）と夜間 2 時限（18:20-19:50, 20:00-21:30）となっている。

また、養護教育専攻においては同上の履修方法の特例を 1・2 年次にわたって実施し、修了に必要な授業科目を夜間、土曜日、夏季・冬季の休業期間の集中講義などにより、在職校で勤務しながら、授業及び研究指導を受けることができる。

(別冊資料 6「履修提要(時間割を含む)」)

【分析結果とその根拠理由】

夜間大学院に在席している学生のために適切な授業時間を設定している。また、オフィスアワーも 21:00-21:30 に設定している。

昼間コースにおいても、大学院設置基準第 14 条による教育方法の特例を設け、適切な授業時間を設置していると判断できる。

観点 5-5-1： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(たとえば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。)

【観点到に係る状況】

科目の授業形態については、学則（別冊資料 58「規則集」）によって定められた授業の方法に基づいている。その上で、教育の目的を踏まえて各専攻分野の特性に応じた構成をとっており、授業形態のバランスにも配慮している（別冊資料 6「履修提要」）。

たとえば、教養系 4 専攻における学習指導法の工夫としては総科目数 248 コマに対して、対話・討論

型授業は132コマ(53%)、フィールド型授業は14コマ(6%)、情報機器を活用した授業は36コマ(15%)となっている。教員養成系13専攻では、ワークショップを取り入れた表現原理に関する授業、学生の興味に合わせた工作実習の取り入れ、他大学のゼミへの参加、4回生を院生の授業に参加させ相互に刺激、高等学校教科書を使った模擬授業の実施等の工夫を行っている。(別冊資料36「教員アンケート集計結果(教員養成課程)」,別冊資料37「教員アンケート集計結果(教養学科)」)。

【分析結果とその根拠理由】

教育の目的に則した授業形態の組合せを行っている。大学院の場合は授業クラスの人数が平均的に少ないため、ゼミナール形式で授業を進めている場合も多く、それぞれの授業においてきめ細かな学習指導法の工夫を行っている。

観点5-5-2: 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到に係る状況】

履修提要(別冊資料6)に各開講科目の授業概要を掲載している。記載項目は、「専修名」、「授業科目名」、「開講科目名」、「単位数」、「担当教員職名・氏名」、「授業内容(100字程度)」、「履修区分(必修・選択必修・選択)」、「履修年次指定」となっており、ほぼすべての開講科目を掲載している。

一方、ホームページによる「学部大学院のシラバス検索」作成のため、毎年末までに次年度分のシラバス原稿フォームが各教員に配布される。シラバスの内容項目は、「開講科目区分」、「部局区分」、「授業科目名」、「開講期」、「講義題目」、「曜日時限」、「担当教員名(フリガナ)」、「単位数」、「講義概要(250字以内)」、「授業計画(250字以内)」、「講義及び評価の方法(250字以内)」、「テキスト及び参考文献」、「その他」から成り立っている。

(別添資料20「学部・大学院の授業シラバス検索原稿フォーム」,

Web資料「学部大学院の授業シラバス検索 <http://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/syllabus/>)

【分析結果とその根拠理由】

ホームページ版のシラバスは、大学院についてはまだ整備途中であるため、大学院開講科目に限定した検索ができず、掲載率も学部と比べると低い。

大学院履修提要の記載内容と調整しつつ早急に改善を図る必要がある。

観点5-6-1: 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

【観点到に係る状況】

学則(別冊資料58「規則集」)の第2章において、大学院の目的、構成、定員、学年・学期及び休業日、修了年限・教育課程・履修方法、学籍、修了及び学位等について定めている。また、大学院関係の規程としては、「大学院既修得単位の認定に関する規程」、「大学院学生の留学に関する規程」、「大学院研究生規程」、「大学院科目等履修生規程」、「大学院特別聴講学生規程」、「大学院特別研究生規程」、「大学院教育学研究科再入学に関する規程」、「大阪教育大学学位規程」等を設けている。

学則において、研究科長が学生の指導教員を定めることとしており、この指導教員を中心として、大学院の教育課程の趣旨に沿った研究指導を行っている。(別冊資料58「規則集『大阪教育大学学則』」)

大学院の専攻案内では、各専攻の概要及び専修組織、指導教員とその研究課題、研究指導の特色、近年の修士論文の課題等を紹介しており、これからも具体的な研究指導が教育課程の趣旨に沿って行っていることがわかる。(別冊資料58「規則集『大学院内規集』」,別冊資料20「大学院専攻案内」)

【分析結果とその根拠理由】

学則その他の規定によって、教育課程の趣旨に沿った研究指導体制を置いていることがわかる。

また、研究指導の内容については大学院専攻案内にも示しており、本学の教育課程の趣旨に沿った研究指導を行っているとは判断される。

観点 5-6-2： 研究指導に対する適切な取組（たとえば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、T A・R A（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

【観点に係る状況】

平成 16 年度における状況として、研究テーマの決定については、専門性の観点で教員が主導するものと学生の意思を重視するものの比率が教員養成系 13 専攻では、およそ 1：2 となっている。また、学外や研究機関や企業、学校現場等との連携を行っているものが 8 件ある。教養系 4 専攻においても、研究テーマの決定に複数の関連教員が参加している。また、フィールド調査を通じて研究テーマを決定するなどの研究指導に対する工夫を行っている。

大学院所属学生数 464 名のうち、T A 活動をしている学生は 148 名であり、その割合は 32% である。学会などでの研究発表も 27 回あり、研究能力の育成も図っている。

（別冊資料 36「教員アンケート集計結果（教員養成課程）」、別冊資料 37「教員アンケート集計結果（教養学科）」、別添資料 26「教育的機能の訓練」）

【分析結果とその根拠理由】

研究指導に対する取組みとして、研究テーマ決定に関する指導や T A を通じた教育的な能力の育成、また、学会発表を通じた研究能力の育成などを行っている。

観点 5-6-3： 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

学則の第 2 章第 7 節及び学位規程において、大学院修了の要件、学位の種類、学位の授与の要件、学位論文の提出、審査委員会、最終試験、教授会への報告と了承、研究科長の報告、学位の授与等について定めている。（別冊資料 58「規則集」）

大学院の収容定員 442（教員養成系 13 専攻 280、実践学校教育専攻（夜間）40、教養系 4 専攻 122）に対して、大学院担当の指導教員が 251 名（教員養成系 13 専攻 110 名、実践学校教育専攻（夜間）25 名、教養系 4 専攻 116 名）であり、指導教員あたり平均 1.76 名の大学院生を指導し、平均 0.88 名の修了者を送り出していることになる。

なお、学生は、入学時に学位論文指導教員及び研究題目を申請するとともに、修了年度には、学位論文題目届、学位論文審査願を提出する。そして、作成した学位論文を年度末の所定の期日までに教務課大学院係に提出し、これを学位論文審査委員会が審査する。（別冊資料 6「履修提要」）

【分析結果とその根拠理由】

学則及び学位規程などによって学位論文に係わる指導体制を整備しており、これに基づいて学位論文指導を実施していると判断できる。

観点 5-7-1： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点に係る状況】

本学の教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準の根拠としては、学則の第 53 条、第 54 条に基づく学位規程で修士の学位授与条件を示している。なお、修了要件単位数は、各専攻において 30 単位である。（別冊資料 58「規則集」）

また、各専攻別の履修基準は大学院履修提要（別冊資料 6）に記載している。

一方、試験及び成績に関する規程（別冊資料 58「規則集」）で、成績の評定、定期試験、平素の学習状況などについての定めほかに、成績の評語や単位の認定についての基準を示している。成績の評語

は、秀、優、良、可、不可としており、秀、優、良、可が合格であり単位を与える（不可は不合格であり単位を与えない）。

これらの成績評価基準や修了認定基準の学生への周知は、入学時のオリエンテーション、学年初めの履修ガイダンス及び履修提要の配布等や学部大学院シラバス検索ホームページによって行っている。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準や修了認定基準を明確に規定し、学生に周知しているが、各授業科目における具体的な成績評価に用いる指標として、授業への出席、報告書・作品・課題等の提出、実験・実習状況等における基準、定期試験の成績等をどのように勘案するかについて、学生に十分周知していない点については、大学院シラバスの充実とともに、大学院の教育並びに研究指導の実状に沿って改善する必要がある。

観点 5-7-2： 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

成績評価は、試験及び成績に関する規程（別冊資料 58「規則集」）に示すように、秀、優、良、可、不可の 5 段階で行っている。成績分布の平均は、秀 12%、優 63%、良 12%、可 2%、不可 10%となっており、年度によって大きく変動することがなく、安定した結果を得ている。

単位認定者の延べ人数の履修登録者の延べ人数に対する割合は、教員養成系 13 専攻で 89.5%(1878/2098)、教養系 4 専攻で 90.8%(1189/1309)、実践学校教育専攻で 89.3%(492/551)である。これも年度による変動は少なく、安定した結果となっている。

平成 16 年度の学位授与者数は、176 名（教育学修士 115 名、学術修士 50 名、芸術修士 11 名）であり、平成 15 年度入学者数 198 名（教員養成系 13 専攻 109 名、実践学校教育専攻 27 名、教養系 4 専攻 62 名）に対する修了認定率は 88.9%となっている。

（別添資料 27「成績の状況（大学院）」）

【分析結果とその根拠理由】

成績分布の平均データ及びその年次推移から、成績評価基準に従って成績評価、単位認定や修了認定が適切に実施されていると判断される。

今後、成績評価、単位認定や修了認定の客観性と透明性を一層高めるために、各教員間や専攻間の評価基準の平準化に対して、大学としての組織的な取り組みが必要である。

観点 5-7-3： 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

学位規程（別冊資料 58「規則集」）において、学位の授与の要件、学位論文の提出、審査委員会、最終試験、教授会への報告と了承、研究科長の報告、学位の授与等を定めている。

修了年度には、学位論文題目届、学位論文審査願を提出して学位論文の審査を受ける。学生は、学位論文を作成した後、大学院研究科に年度末の期日までに提出する。（別冊資料 6「履修提要」）

研究科長は、各部局の運営委員会に付託し、運営委員会は審査委員会を設置して修士論文の審査と最終試験を行わせるものになっている。

学位論文審査委員会は、大学院研究科学位論文審査に関する細則（別冊資料 58「規則集『大学院内規集』」）に基づき、指導教員である主査 1 名、関係教員である副査 2 名に加え、さらに必要があれば関連分野教員を加えて構成する。審査は、構成員の合議によって行い、その概要と試験結果を学位論文審査及び最終結果報告書（別添資料 28）により報告する。

教授会は、これらの報告に基づいて、修士の学位授与の可否について議決する。

【分析結果とその根拠理由】

学位規程において、学位論文に係わる適切な審査体制が整備されていることがわかる。

また、実質的な学位論文の審査と最終試験は、指導教員及び関係教員からなる審査委員会で審議し、適切な審査により機能していると判断する。

観点 5-7-4： 成績評価等の正確性を担保するための措置（たとえば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

【観点到に係る状況】

成績評価等の正確性を担保する取組みとして、学生からの成績評価に関する苦情申立てを教務課（第二部においては天王寺キャンパス管理室）において受け付けている。

申立対象が、本学の専任教員の授業科目の場合は、学生に対し、直接教員に申し出るよう指示し、非常勤教員の授業科目の場合は、教務課で学生からの申立てを該当する非常勤講師に取りついでいる。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価等の正確性を担保するために、学生からの申立てを受け付ける仕組みを設けて、適正に処理している。

しかしながら、大学として具体的な申立内容やその後の措置等について十分に補足できていない面もあるため、制度として改善・整備する必要がある。

(2) 基準 5 の自己評価の概要

本学の教育の主要な目的である、優れた学校教員や教育界における有為な人材を育成するという観点で、教育課程を体系的に編成しており、学士（教育学または教養）または修士（教育学または学術または芸術）を与えるにふさわしい内容と水準になっている。

学部の教育課程は、教育実習をコアとして、教養基礎科目、共通基礎科目をベースに、教職専門科目、教科専門科目、教科教育科目から構成している。教育実習は基本実習を3回生に、併習実習を4回生に配置している。「教職入門セミナー」という1回生対象の導入科目のなかで観察実習を実施し、入学後早い段階で教師となるために学ぶことの動機付けを行っている。

大学院の教育課程は、専門職大学院（教職大学院）の導入を目指す組織改編の中で、見直しが進んでいる。これまで、各教科専門の背景となる分野での基礎的な力量の養成に重点を置いていたが、教員としての実践的な能力の開発の重要性が指摘されるなかで、カリキュラムや授業内容もその方向での改善を進めている。

教員養成のための多様な科目群を反映して、授業形態も、講義・演習・実習・実験・実技などさまざまな形態で実施している。また、少人数授業、フィールドでの実習、ディベート型授業、情報メディアの活用、TAの参加など、学習指導法に様々な工夫を凝らした授業を実施している。

これに対して、授業時間外における学生の主体的な学習を促す工夫や自主学習のための大学としての組織的な取組みについては、さらに改善の余地がある。特に、基礎学力不足の学生に対するリメディアル教育の検討などを早急に進める必要がある。

成績評価や単位認定に関する規程は、組織として策定するとともに学生に十分周知している。

学部における成績評価の分布に関しては、概ね適正な水準になっているが、大学院に関しては、秀、優の割合が75%にのぼっている。一方で、個々の授業科目における具体的な評価基準や達成目標については、さらにきめ細かく学生に理解させる必要があると思われる。このためにシラバスの形式の更なる改善などが必要であろう。

また、本学の特徴として、学校安全教育や知的財産権教育などの特色ある取組みを開始している。学校教員に対する社会的な要請はますます多様化しており、新しい課題に柔軟に対応できる、基礎的な問題解決能力やコミュニケーション能力の育成に重点をおいた教育体制の実現を目指した改善を進めている。

基準 6 教育の成果

(1) 観点ごとの自己評価

観点 6-1-1: 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

【観点到る状況】

大学案内（別冊資料 18）及びホームページでは、教養教育並びに専門教育がどのように行われ、その教育が何を目的とするのかという方針を明示している。また、国立大学法人大阪教育大学の中期計画（別冊資料 2）において、次表（資料 6-A）のように方針を具体的に示している。さらに、これらの中期計画を達成するための年度計画を定め（別冊資料 40「平成 16 年度国立大学法人大阪教育大学年度計画」）、各年度の活動状況の確認を行っている。（別冊資料 41「平成 16 事業年度に係る業務の実績に関する報告書」、別冊資料 42「国立大学法人大阪教育大学の平成 16 年度に係る業務の実績に関する評価結果」）

この中期計画及び年度計画は全学的な合意を経て作成したもので、教育研究推進室において進捗状況を確認し、教育研究評議会の審議を経て文部科学大臣を経由して国立大学法人評価委員会に報告している。なお、これらの状況は、同委員会の評価結果を含め、部局長連絡会議を通じて全構成員に周知するとともに、教職員専用グループウェアを活用して周知するとともにホームページにより公表している。

さらに、教員養成課程、教養学科、第二部には、それぞれ教授会を置き、その下に運営委員会を置いているが、各運営委員会においては、教学に関連する事項や F D 事業の推進に関する検討を行い、授業評価及び F D シンポジウム、卒業生アンケート等を通じて課題を整理し、教職員に周知するとともにカリキュラム等の見直しへの取組を行っている。

資料 6-A（国立大学法人大阪教育大学中期計画抜粋）

○教養教育・共通教育の成果に関する具体的目標の設定

教養教育・共通教育では、歴史、文化、社会、自然、数理、人間、芸術等についての豊かな教養を涵養し、社会や文化の特徴や本質、人権の歴史や発展等について、自ら問題意識をもって探求し思索できる能力の育成を目標とする。IT 活用能力については、基本的技能の習熟に加え、情報モラルと情報セキュリティ、マルチメディアデザイン、ネットワークコラボレーション等の理解と構想能力の修得を目標とする。外国語運用能力については、TOEFL 得点などによる具体的な達成目標を設定する。スポーツについては、生涯にわたるスポーツ実践のための基礎知識と技能の修得を目標とする。

○専門教育の成果に関する具体的目標の設定

教員養成教育では、教職教養や教科内容についての専門的知識の基礎の上に、学校教員として即戦力になり得る教科指導及び生徒指導の能力、安全意識や危機対応能力、並びに得意分野の育成を目標とする。さらに、4 年間の体系的な教育実習により、学校教育の臨床的課題や特別支援教育について実践的能力の育成も目標とする。教養系専門教育では、各分野の特性に応じた基礎・基本関連分野の幅広い知識の修得を目ととも、標とする。基礎セミナーやインターンシップ実習によって職業観の育成を図っており、課題について自ら説明し見解を述べ探求に取り組める能力の育成を目標とする。

【分析結果とその根拠理由】

教育方針を明確にし、広報誌・ホームページ等で公表・周知している。また、達成状況の検証・評価は、教育研究評議会、教育研究推進室、各部局運営委員会を実施しており、相応である。

今後、更なる改善のため、各専攻の指導教員が、一人ひとりの学生について入学から卒業・修了まで一貫して教育の達成状況を検証・評価し、大学全体として、その結果を集約して教育機能をより強化するための制度づくりが必要である。

観点 6-1-2： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到係る状況】

「卒業・修了時の総取得単位」

◇学部

学部の卒業要件として、教員養成課程では130単位、教養学科では131単位、第二部では130単位取得を定めている。これに対し、学生の卒業時における単位取得状況について、部局別と系、専攻別のデータを順次示す。これによると、平成16年度には、平均して、教員養成課程では卒業に必要な単位に加えて34単位以上、また教養学科で26単位以上、第二部では14単位以上多く取得しており、本学の学生の勉学意欲を示す結果である。

資料 6-B

部局別	平成15年度			平成16年度		
	人数	取得単位数	平均取得単位数	人数	取得単位数	平均取得単位数
教員養成課程	479	77304	161.4	484	79483	164.2
教養学科	425	67645	159.2	413	64925	157.2
第二部	90	12670	140.8	84	12125	144.3

資料 6-C

系・専攻別		平成15年度			平成16年度		
		人数	取得単位数	平均取得単位数	人数	取得単位数	平均取得単位数
小学校課程	教育科学系	48	7308	152.3	50	7183	143.7
	総合認識系	6	972	162.0	10	1450	145.0
	人文・社会系	84	15008	178.7	82	14940	182.2
	理数・生活系	83	13456	162.1	87	14353	165.0
	芸術・体育系	59	9964	168.9	58	10518	181.3
中学校課程	教育科学系	5	724	144.8	12	1777	148.1
	国語	8	1141	142.6	8	1331	166.4
	英語	8	1155	144.4	11	1757	159.7
	社会	13	2060	158.5	12	1870	155.8
	数学	15	2241	149.4	17	2585	152.1
	理科	18	2601	144.5	9	1477	164.1
	技術・家庭	13	1912	147.1	21	3319	158.0
	音楽	5	700	140.0	5	680	136.0
	美術・書道	9	1462	162.4	12	2024	168.7
	保健体育	9	1429	158.8	11	1598	145.3
障害児課程	障害児	46	7713	167.7	39	6458	165.6
幼稚園課程	幼稚園	17	2573	151.4	17	2751	161.8
養教課程	養護教諭	33	4885	148.0	23	3412	148.3
教養学科	人間科学	67	9470	141.3	70	9799	140.0
	文化研究	78	12128	155.5	69	11000	159.4
	数理科学	46	7541	163.9	45	7472	166.0
	自然研究	62	9342	150.7	53	8223	155.2
	情報科学	34	4987	146.7	41	6191	151.0
	ス・健・生	61	10005	164.0	63	10422	165.4
	芸術	77	14172	184.1	72	11818	164.1
第二部	1年次入学	40	5547	138.7	39	5428	139.2
	3年次編入学	50	7123	142.5	45	6697	148.8

◇大学院

大学院は30単位以上の修得が修了要件となっているが、これに対する平均取得単位数は、平成15年度が37.07、平成16年度が37.48となっている（各専攻の状況は次表（資料6-D）のとおり）。

大学院においても、総じて修了要件をはるかに上回る修得単位数（特に養護教育専攻と実践学校教育専攻）で修了しており、院生の授業に対する意欲は非常に高いといえる。

資料6-D

専攻	平成15年度			平成16年度		
	人数	取得単位数	平均取得単位数	人数	取得単位数	平均取得単位数
学校	16	544	34.0	21	654	31.1
障害児	8	330	41.3	6	232	38.7
国語	2	78	39.0	9	342	38.0
英語	3	98	32.7	1	34	34.0
社会	16	530	33.1	15	538	35.9
数学	3	98	32.7	3	100	33.3
理科	14	522	37.3	6	209	34.8
家政	3	114	38.0	3	102	34.0
技術	5	196	39.2	4	160	40.0
音楽	9	306	34.0	8	291	36.4
美術	21	720	34.3	10	362	36.2
保体	12	492	41.0	3	92	30.7
養護	9	342	38.0	3	194	64.7
実践	21	1006	47.9	20	970	48.5
国際	10	354	35.4	5	162	32.4
総合	20	722	36.1	16	588	36.8
芸術	10	386	38.6	9	364	40.4
健康	25	836	33.4	28	977	34.9

「卒業・修了状況」

卒業・修了状況として、規定の修業年限（学部の第一部は4年間、第二部は5年間、ただし第二部3年次編入学者は3年間、大学院は2年間）で卒業・修了した者の割合を各部局ごとに見る。

なお、本学では進級制を採用していないので、留年者とは、入学から規定の修業年数を経過した後に在学している者をいう。

◇学部

平成14・15・16年度末卒業生数の3年間（修学年数が違うため入学年度は異なる。）のデータを次表（資料6-E）に示す。

教員養成課程及び教養学科では、常に80パーセントを超える学生が所定の修学年数で卒業している。また、第二部では80パーセントを割っているが、これは昼間の仕事と両立しながらの勉学が、その原因であろうと推察できる。よって、学部全体の状況は相応と判断する。

資料 6-E

		入学年度	正規の修学年数による卒業率	入学者数	卒業者数	左欄のうち正規の修学年数で卒業した者	留年者数	退学者数
教員養成課程		平成11年度	91.1%	610	590	556	34	12
		平成12年度	89.0%	525	494	467	27	10
		平成13年度	87.6%	524	459	459	50	15
教養学科		平成11年度	84.6%	441	419	373	46	14
		平成12年度	84.0%	450	405	378	27	28
		平成13年度	86.8%	439	381	381	38	20
第二部	1年次入学	平成10年度	78.9%	57	46	45	5	7
		平成11年度	77.6%	49	42	38	7	4
		平成12年度	75.0%	48	36	36	8	4
	3年次編入学	平成12年度	89.6%	48	45	43	4	1
		平成13年度	80.4%	56	48	45	5	6
		平成14年度	77.8%	54	42	42	10	2

◇大学院

大学院の修了状況を平成 15・16 年度末修了者データより所定の修学年数（2 年間）で修了した割合を次表（資料 6-F）に示す。

大学院において、所定の修学年数で修了した比率は 80 パーセント前後であるが、平成 14 年度入学者のデータを見ると、3 年で修了した者も含めると修了率は 8 割を大きく上回っており、相応である。

資料 6-F

		入学年度	正規の修学年数による修了率	入学者数	修了者数	左欄のうち正規の修学年数で修了した者	留年者数	退学者数
教員養成系13専攻		平成14年度	82.6%	121	107	100	14	7
		平成15年度	76.1%	109	83	83	18	8
教養系4専攻 (夜間大学院 1 専校を含む)		平成14年度	83.8%	74	68	62	8	4
		平成15年度	79.0%	62	49	49	11	2
実践学校教育専攻 (夜間大学院)		平成14年度	83.3%	24	21	20	2	2
		平成15年度	74.1%	27	20	20	7	0

「成績評価」

学部・大学院とも成績評価基準は明確に定められ、それによって成績評価が実施されている。

◇学部

平成 14 年度から 16 年度の単位認定者数を下表（資料 6-G）に示す。

いずれの部局においても単位取得率は上昇しており、成績の評価基準を明確に定めていることを勘案すると改善傾向にあるといえる。

資料 6-G

成績の状況

	14年度			15年度			16年度		
	単位 認定率	単位 認定者 数	履修 登録者 数	単位 認定率	単位 認定者 数	履修 登録者 数	単位 認定率	単位 認定者 数	履修 登録者 数
教員養成課程	83.3%	13535	16239	84.1%	13276	15792	84.5%	12907	15268
教養学科	77.1%	19446	25207	78.3%	19314	24651	80.4%	18805	23395
第二部	87.2%	5920	6787	88.7%	5804	6544	90.2%	6063	6720

(注) 卒業論文・卒業研究，第一部の教養基礎科目，共通基礎科目，教職関連科目は集計対象から除いている。

次(資料 6-H)に，その成績分布を示す。

「秀」及び「優」で単位取得した者の割合は，平成 16 年度には 40 パーセント以上と高くなっている。

また，第二部を除いて微増してきており，また第二部でも目立った減少ではないことから，優れた成績状況であると判断できる。

資料 6-H

成績分布

	成績評語	分布			実人数		
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
教員養成課程	秀	8.0%	7.1%	6.8%	1298	1119	1043
	優	39.0%	40.4%	41.1%	6341	6376	6274
	良	26.2%	26.6%	26.4%	4253	4194	4030
	可	10.1%	10.0%	10.2%	1643	1587	1560
	不可	16.7%	15.9%	15.5%	2704	2516	2361
教養学科	秀	5.8%	5.4%	6.0%	1468	1334	1405
	優	33.9%	33.2%	34.6%	8536	8178	8101
	良	25.1%	26.7%	26.1%	6334	6574	6113
	可	12.3%	13.1%	13.6%	3108	3228	3186
	不可	22.9%	21.7%	19.6%	5761	5337	4590
第二部	秀	6.4%	6.6%	6.0%	433	433	405
	優	38.0%	38.8%	37.4%	2582	2541	2514
	良	30.7%	32.0%	34.9%	2086	2096	2346
	可	12.1%	11.2%	11.9%	819	734	798
	不可	12.8%	11.3%	9.8%	867	740	657

◇大学院

平成 14 年度から 16 年度の単位認定者数を次表(資料 6-I)に示す。

大学院においては，単位取得率は常に 85 パーセントを越えており，優れている。

資料 6-I

成績の状況

	14年度			15年度			16年度		
	単位 認定率	単位 認定者 数	履修 登録者 数	単位 認定率	単位 認定者 数	履修 登録者 数	単位 認定率	単位 認定者 数	履修 登録者 数
教員養成系13専攻	87.1%	1967	2259	88.6%	1964	2216	89.5%	1878	2098
教養系4専攻	87.5%	1100	1257	89.5%	962	1075	90.8%	1189	1309
実践学校教育専攻	88.0%	383	435	88.1%	452	513	89.3%	492	551

次(資料 6-J)に，その成績分布を示す。

「秀」及び「優」で単位を取得した者の割合は常に 70 パーセント以上と高く，非常に優れた成績状況であるといえる。

資料 6-J
成績分布

	成績評語	成績分布			実人数		
		14年度	15年度	16年度	14年度	15年度	16年度
教員養成系13専攻	秀	12.1%	10.4%	11.2%	274	230	234
	優	61.5%	63.4%	61.1%	1390	1405	1282
	良	11.2%	12.8%	14.2%	253	284	297
	可	2.2%	2.0%	3.1%	50	45	65
	不可	12.9%	11.4%	10.5%	292	252	220
教養系4専攻	秀	11.1%	14.8%	15.2%	140	159	199
	優	62.1%	63.2%	64.9%	781	679	850
	良	11.7%	10.2%	9.5%	147	110	125
	可	2.5%	1.3%	1.1%	32	14	15
	不可	12.5%	10.5%	9.2%	157	113	120
実践学校教育専攻	秀	11.3%	7.6%	7.3%	49	39	40
	優	65.7%	67.6%	68.1%	286	347	375
	良	10.1%	11.3%	12.2%	44	58	67
	可	0.9%	1.6%	1.8%	4	8	10
	不可	12.0%	11.9%	10.7%	52	61	59

「資格取得（*教育職員免許状）」

◇学部

教育職員免許状は、平成14年度から平成16年度の卒業生（9月末卒業者を含む）の取得者数を次（資料6-K）に示す。

教員養成課程と第二部では、教職免許の取得が卒業要件に含まれるので取得率100%となっている。なお、教養学科では取得率が増加傾向にある。

資料 6-K

教育職員免許状取得状況

	平成14年度			平成15年度			平成16年度		
	取得率	取得者数	卒業者数	取得率	取得者数	卒業者数	取得率	取得者数	卒業者数
教員養成課程	100%	590	590	100%	509	509	100%	496	496
教養学科	37.9%	156	412	38.4%	166	432	45.6%	192	421
第二部	100%	95	95	100%	90	90	100%	86	86

また、本学では、次表（資料6-L）のように複数免許を取得するものが増えている。

本学で複数の一種免許取得が一般化している理由としては、次のことが挙げられる。

- ・ 第一部小学校課程の各教科専攻は、中学校、高校の免許資格も取得しやすいカリキュラム構成となっていること。
- ・ 第一部小学校課程及び幼稚園課程は、教員免許法の特性から、双方の課程に対応した免許資格の取得が比較的容易であること。
- ・ 障害児課程は、教員免許法において、障害児教育関連の教員免許取得の基礎資格として小学校又は中学校の教員免許資格が必要であり、本学では、小学校一種の免許資格取得を原則としていること。
- ・ 第二部は、小学校一種免許の取得資格を卒業要件とするが、中学校（理科・社会）免許も学生自身の努力により取得可能であること。
- ・ 教養学科の複数教員免許取得者は、中学校一種＋高校一種が圧倒的であるが、これは、教員免許法の規定が影響していること。

第一部教員養成課程では、校種間接続の観点から、複数免許の取得がカリキュラムレベルで措置されている。また、このことは、教育委員会や学校現場の要望にも応えるものである。

資料 6-L

複数免許取得状況

	平成15年度			平成16年度		
	平均 取得件数	取得者数	免許 取得数	平均 取得件数	取得者数	免許 取得数
教員養成課程	2.57	509	1306	2.64	496	1308
教養学科	1.84	166	306	1.72	192	331
第二部	1.00	90	90	1.02	86	88

◇大学院

大学院では、教育職員専修免許状の取得が可能である。（ただし、専修免許状の種類に対応した一種免許の資格取得を基礎要件とする。）平成 15・16 年度修了者（当該年度の 9 月末修了者を含む）の取得率を次（資料 6-M）に示す。

資料 6-M

教育職員免許状取得状況

	平成15年度			平成16年度		
	取得率	取得者数	修了者数	取得率	取得者数	修了者数
教員養成系13専攻	79.8%	99	124	60.6%	57	94
教養系4専攻	11.4%	8	70	21.3%	13	61
実践学校教育専攻	60.9%	14	23	61.9%	13	21

なお、大学院においても複数免許を取得する者が多く、取得免許状の総数と一人当たりの平均取得件数は次表（資料 6-N）のとおりである。

教養系 4 専攻の複数教員免許取得者は、中学校専修＋高校専修が圧倒的であるが、これは、教育職員免許法の規定が影響している。

資料 6-N

複数免許取得状況

	平成15年度			平成16年度		
	平均 取得件数	取得者数	免許 取得数	平均 取得件数	取得者数	免許 取得数
教員養成系13専攻	2.12	99	210	2.14	57	122
教養系4専攻	1.88	8	15	1.77	13	23
実践学校教育専攻	1.29	14	18	1.38	13	18

また、特別専攻科については、聾学校教諭、養護学校教諭それぞれの専修及び一種の免許状の取得者のデータを次（資料 6-O）に示す。

資料 6-O

特殊教育特別専攻科における教育職員免許状取得状況

	修了者数	取得者数	免許総数	取得免許状の内訳
平成15年度	15	13	13	聾学校 専修 3 同 一種 2 養護学校専修 1 同 一種 7
平成16年度	18	18	18	聾学校 専修 1 同 一種 6 養護学校専修 1 同 一種 10

「資格取得（*教育職員免許状以外）」

本学では、教育職員免許状以外に学芸員、学校図書館司書、司書、社会教育主事、フードスペシャリスト、コーチ、コーチ・指導員、及び第1種衛生管理者（平成13年度入学者より取得可能）の資格取得に必要な科目を開講している。

次表（資料6-P）に資格ごとに平成15年度及び16年度の総取得者数とその部局別の内訳を挙げる。
資料6-P

教育職員免許状以外の資格取得状況

	教員養成課程		教養学科		第二部		計
	15年度	16年度	15年度	16年度	15年度	16年度	
学校図書館司書教諭	120	121	19	4	40	30	334
図書館司書	23	17	32	6	0	0	78
学芸員	7	10	24	8	0	0	49
社会教育主事	23	66	29	13	0	0	131
フードスペシャリスト	4	1	3	4	0	0	12
コーチ	2	3	4	18	0	0	27
コーチ・指導員	2	3	24	18	0	0	47
第一種衛生管理者		0		12		0	12
計	181	221	135	83	40	30	690

大学院における教育職員免許状以外の資格取得状況は、把握していない。

「卒業論文（卒業研究）・修士論文の成績」

学部における卒業論文または卒業研究の成績分布は次表（資料6-Q）のとおり。

平成15、16年度とも、すべての部局において、秀・優で合格したものが70パーセント以上を占め、卒業論文の指導に関しては優れた成果を挙げている。

一方、大学院は、修士論文の審査において合格と不合格のみを判定しており、合格者の割合は修了者と同数となっている。

資料6-Q

卒業論文・卒業研究の成績分布

		秀	優	良	可	不可
教員養成課程	15年度	10.1%	67.4%	17.2%	3.2%	2.0%
	16年度	11.2%	66.1%	17.6%	3.2%	2.0%
教養学科	15年度	13.2%	64.9%	12.9%	4.5%	4.5%
	16年度	16.2%	60.5%	16.2%	3.5%	3.7%
第二部	15年度	4.3%	70.7%	20.7%	1.1%	3.3%
	16年度	9.1%	61.6%	15.2%	6.1%	8.1%

【分析結果とその根拠理由】

教育の成果に関しては、学部と大学院ともに、成績の状況、修了状況、資格取得状況、卒業・修士論文の成績などの観点から見て、全般的に相応であるといえる。

観点 6-1-3： 学生の授業評価結果等から見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があったと学生自身が判断しているか。

【観点に係る状況】

全学学生を対象として平成 16 年度に実施した学生生活実態調査（別冊資料 43）における「授業の出席状況」「授業の満足度」「授業の理解度」の調査結果を次表（資料 6-R）にまとめる。

資料 6-R

全学学生を対象とした平成16年度学生生活実態調査報告書より

授業の出席状況	ほとんど出席	8割程度出席	6割程度出席
	55.1%	31.8%	10.4%
授業の満足度	どの授業も満足している	満足できない授業が少しある	満足できない授業がかなりある
	5.9%	63.9%	25.9%
授業の理解度	どの授業もだいたい理解できる	授業により理解できないものが少しある	授業により理解できないものがかなりある
	17.8%	66.6%	13.4%

次に、部局別に行っている授業評価アンケートの結果を以下に要約する。

◇学部

教員養成課程

「教員養成課程FD事業報告書（平成 16 年度）」（別冊資料 14）によると、「講義」「演習」「実験」に区分して学生アンケートを実施し、次（資料 6-S）の調査結果を得ている。

このデータによると、講義よりも演習、演習よりも実験のほうが、出席率、満足度、理解度とも高くなる傾向が読み取れる。これは学生が、参加型の授業により満足しているということである。授業全般に出席率、満足度、理解度とも高い水準にあるといえるが、今後は講義形式の授業の改善が必要である。

資料 6-S

教員養成課程FD事業報告書より

		講義	演習	実験
授業の出席状況	90%以上出席	70%程度	75%程度	95%程度
	70%以上出席	20%強	20%程度	5%強
授業の満足度	満足した	40%弱	40%強	55%弱
	だいたい満足した	45%程度	40%程度	45%強
授業の理解度	よく理解できた	25%弱	30%弱	30%強
	ある程度理解した	55%弱	60%弱	60%強

教養学科

「教養学科『学生による授業評価』報告書（平成 16 年度）」（別冊資料 12）において、カリキュラム区分別に次表（資料 6-T）のような出席率、理解度、満足度の平均値が示されている。

また、教養学科では、4 年次卒業予定者を対象としたアンケートを毎年実施しているが、その中で、学生の授業に関する意見を平成 16 年度に実施された「教養学科卒業生アンケート集計結果報告書」（別冊資料 44）によるカリキュラム区分別の上位 2 段階の結果を資料 6-U により、あわせて示す。

これら教養学科の授業アンケート、卒業生アンケートを通していえることは、少人数かつ参加型で実施される専門科目の満足度が高いことである。今後は、教養基礎科目・共通基礎科目に対する学生の理解度・満足度を高めていくことが課題である。

資料 6-T

平成16年度教養学科後期授業「学生による授業評価」アンケート集計結果報告書より

		出席率	理解度	満足度
教養基礎科目		3.33	2.63	2.26
共通基礎科目	外国語科目	3.54	2.84	3.14
	体育科目	3.70	3.23	3.57
	留学生特別科目	3.73	3.36	4.59
特別開講科目		3.65	3.15	4.32
学科共通科目		3.44	2.79	2.50
専門教育科目	専攻共通科目	3.55	2.90	3.49
	コース専門科目	3.59	3.16	4.93

※ 5点満点

資料 6-U

平成16年度教養学科卒業生アンケート集計結果報告書より

	平成15年度		平成16年度	
	⑤ たいへん身についた	④ だいたい身についた	⑤ たいへん身についた	④ だいたい身についた
教養基礎科目 共通基礎科目	2.7%	10.5%	4.6%	11.9%
学科共通科目	4.6%	17.2%	6.4%	25.7%
専門教育科目	8.8%	30.9%	12.8%	32.4%

※ 5段階評価（⑤たいへん身についた～①全然身につかなかった）

第二部

『第二部授業評価結果』（別冊資料13）の「平成16年度前期第二部授業評価アンケート結果まとめ」によると次表（資料6-V）の結果が示されている。

資料 6-V

平成16年度前期 第二部授業評価アンケート結果まとめより

	たいへん良い	良い
出席度	49.3%	34.8%
よい授業でしたか	34.9%	31.1%
得るところのある内容でしたか	38.1%	30.7%

また、第二部で実施されている卒業予定者対象の『「大学生生活の満足度」アンケート調査』（別冊資料38）において、「第二部で過ごした期間を振り返って、総合的に評価すると何点くらいになりますか。」との設問があり、その結果は次表（資料6-W）のとおりとなっている。

資料 6-W

第二部で実施されている卒業予定者対象の『「大学生生活の満足度」アンケート調査（平成14年度～16年度）』より

	100点	90点	80点	70点	60点	50点
教育について	10.3%	0%	19.5%	13.5%	0%	23.8%
総合的に	17.3%	9.2%	16.2%	9.7%	0%	17.3%

なお、大学院では授業評価アンケート調査を行っていない。

【分析結果とその根拠理由】

教員養成課程・教養学科・第二部とそれぞれに授業評価を実施し、加えて学生生活実態調査報告や卒業予定者アンケートで学生の満足度の把握に努めており、その結果、全般的には学生の満足度が高いことがデータで示されている。故に、この点では優れた取組みを行っているとは判断できるが、教養基礎教育に対する学生の理解度・満足度が、やや低いので改善が望まれる。

また、今後、全部局共通のフォーマットで授業評価を全授業で実施することや卒業アンケートを卒業予定者全員に対して行うことなどについては、大学全体で取り組む必要がある。

観点 6-1-4： 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業(修了)後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到に係る状況】

毎年、5月1日を基準日として実施される学校基本調査（文部科学省指定統計調査）の本学基礎データから、就職、進学等の状況を示す。（調査日以後、若干のデータ蓄積があるが、ここでは公表データを使用することとする。）

◇学部

まず、本学の主な教育目的である教員養成という点について、次表（資料 6-X）により平成 14 年度から平成 16 年度の教職就職者数を見る。その教員への就職にあつては、平成 14 年度までは就職難であったが、団塊の世代の学校教員で退職する者が多くなったことが要因となり、大阪府をはじめとする大都市圏の教員募集人員が大幅に増加した状況がある一方、教員養成課程の平成 16 年度における教職受験者のうち、35%が大阪府下以外の他府県を受検している状況など、多様な要素に鑑みて判断する必要がある。

この表によると、各部局の教職就職率は、総じて右肩上がりである。しかしながら、大阪府・大阪市の募集増にもかかわらず、平成 15 年度から平成 16 年度にかけて、教員養成課程の卒業生数に占める教職就職者の割合は、59.9%から 61.3%へと僅かながら増加傾向にある。（実際に教員採用試験を受験した人数(=452 人)に対する平成 16 年度の割合は、67.3%となる。）教養学科においても、平成 15 年度から平成 16 年度にかけて 10.9%から 13.1%へと若干の伸びを示しているが、教養学科については、卒業要件に教員免許取得を義務づけていないことを勘案すると問題はない。また、第二部では、51.1%から 66.3%と大幅に増加している。

資料 6-X

教職就職率

	平成14年度			平成15年度			平成16年度		
	教職就職率	教職就職者数	卒業者数	教職就職率	教職就職者数	卒業者数	教職就職率	教職就職者数	卒業者数
教員養成課程	51.4%	303	590	59.9%	305	509	61.3%	304	496
教養学科	7.5%	31	412	10.9%	47	432	13.1%	55	420
第二部	36.8%	35	95	51.1%	46	90	66.3%	57	86

次に卒業者の就職率及び進学率を示すとともに、未就職者の数（就職希望だが未内定者）と全卒業者に占める割合を順次示す。

これらのデータを見ると、就職率、進学率ともに概ね改善傾向にあるが、なお、未就職率が10.7～18.6%を占めている。これは、近年の社会情勢のほか、教員を目指して勉学を継続している者の存在が大きいことが要因と思われるが、今後、さらに改善を要する。

このほか、平成16年度においては、就職不志望者が61人（教員養成課程で20人、教養学科38人、第二部で3人）であり、家業を継ぐ者などが含まれるが、詳細な状況は把握できていない。

資料6-Y

就職率

	平成14年度			平成15年度			平成16年度		
	就職率	就職者数	卒業者数	就職率	就職者数	卒業者数	就職率	就職者数	卒業者数
教員養成課程	61.7%	364	590	70.1%	357	509	71.2%	353	496
教養学科	46.4%	191	412	48.1%	208	432	60.0%	252	420
第二部	50.5%	48	95	58.9%	53	90	72.1%	62	86

資料6-Z

進学率

	平成14年度			平成15年度			平成16年度		
	進学率	進学者数	卒業者数	進学率	進学者数	卒業者数	進学率	進学者数	卒業者数
教員養成課程	9.2%	54	590	9.8%	50	509	10.9%	54	496
教養学科	13.8%	57	412	16.9%	73	432	17.4%	73	420
第二部	3.2%	3	95	6.7%	6	90	2.3%	2	86

資料6-AA

未就職（＝未就職及び未確認）率

	平成15年度				平成16年度			
	未就職率	未就職	未確認	卒業者数	未就職率	未就職	未確認	卒業者数
教員養成課程	20.2%	103	10	509	13.5%	67	2	496
教養学科	19.7%	85	49	432	10.7%	45	12	420
第二部	34.4%	31	7	90	18.6%	16	3	86

◇大学院

研究科においても、まず、教職就職率を次表（資料6-BB）に示す。

このデータによると、大学院を修了した者の近年の教職就職者数は、教員養成系13専攻及び実践学校教育専攻においては、ほぼ横ばい、教養系4専攻では大幅増となっている。

ただし、大学院生の中には既に有職者もいることから就職状況に関して学部のような判断はできず、更に詳しいデータの収集が必要である。

資料 6-BB
教職就職率

	平成14年度			平成15年度			平成16年度		
	教職就職率	教職就職者数	修了者数	教職就職率	教職就職者数	修了者数	教職就職率	教職就職者数	修了者数
教員養成系13専攻	47.3%	52	110	50.0%	62	124	50.0%	47	94
教養系4専攻	17.5%	14	80	11.4%	8	70	34.4%	21	61
実践学校教育専攻	77.3%	17	22	65.2%	15	23	71.4%	15	21

次に、研究科における就職率、進学率及び未就職率を順次示す。

この数には、外国人留学生も含まれており、修了後、帰国した者もいると思われるが、就職率については、微増ながら、概ね改善傾向にある。また、進学率については、各部局とも1桁台の人数が進学している。

このほか、平成16年度においては、就職不志望者が27人（教員養成系13専攻で21人、教養系4専攻で5人、実践学校教育専攻で1人）であり、家業を継ぐ者なども含まれるが、詳細な状況は把握できていない。

資料 6-CC
就職率

	平成14年度			平成15年度			平成16年度		
	就職率	就職者数	修了者数	就職率	就職者数	修了者数	就職率	就職者数	修了者数
教員養成系13専攻	56.4%	62	110	65.3%	81	124	67.0%	63	94
教養系4専攻	68.8%	55	80	65.7%	46	70	73.8%	45	61
実践学校教育専攻	77.3%	17	22	87.0%	20	23	85.7%	18	21

資料 6-DD
進学率

	平成14年度			平成15年度			平成16年度		
	進学率	進学者数	修了者数	進学率	進学者数	修了者数	進学率	進学者数	修了者数
教員養成系13専攻	2.7%	3	110	2.4%	3	124	6.4%	6	94
教養系4専攻	3.8%	3	80	7.1%	5	70	6.6%	4	61
実践学校教育専攻	0%	0	22	0%	0	23	9.5%	2	21

資料 6-EE
未就職（＝未就職及び未確認）率

	平成15年度			平成16年度			
	未就職率	未就職 (未確認を含む)	修了者数	未就職率	未就職	未確認	修了者数
教員養成系13専攻	17.7%	22	124	4.3%	4	0	94
教養系4専攻	27.1%	19	70	3.3%	2	5	61
実践学校教育専攻	13.0%	3	23	0.0%	0	0	21

【分析結果とその根拠理由】

本学の主な目的である教員養成という見地に立つと、平成 16 年度における他府県受験者が 35%と大阪府下のみならず広域に人材を輩出しているといえる。また、教員就職状況も増加傾向にあり、教育の成果は着実に上がっているが、大都市圏の教員需要が増加傾向にあることにも鑑み、更なる成果が求められる。

また、全卒業者・修了者に占める就職率及び進学率においても、年度を経るごとに上昇しており、平成 16 年度において概ね 8 割前後に達している。このことから学生の進路確保は改善傾向にあるといえるが、更なる向上が必要である。

なお、進路把握の点では、平成 16 年度の未確認者数が激減しており、結果として、データによる就職率向上にも影響を与えている。本学における教育の成果測定の貴重な資料として、一層の状況把握を進めるとともに、就職不志望者の詳細を綿密に調査することにより、更なる進路指導の充実を図る必要がある。

観点 6-1-5： 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到に係る状況】

教員に関しては、大阪府教育委員会及び大阪市教育委員会との懇談会をそれぞれ毎年 1 回開催して意見交換を行うことにより、本学への意見・要望を把握している。また、平成 16 年度にそれぞれの教育委員会から「大阪教育大学への期待と要望」という意見書が提出されたことを受け、両教育委員会と本学との間に連携協議会を設置し、教員養成の現状を把握・分析するとともに、本学と大阪府・大阪市教育委員会の連携のもとで大阪府下の教員の養成・研修、学校教育の質的向上のために、今後どのような役割を果たせるのかを検討している。

また、平成 15 年度にはステークホルダー調査として、小・中・高・養護学校の現職教員・高校生・地域住民を対象に「大阪教育大学と教員養成に関するアンケート調査」を実施し、本学のイメージ、期待、要望等を聴取した。

一方、教員以外の卒業生の主な就職先である企業からの意見聴取は、これまで組織的に行ってこなかった。また、卒業・修了者に対する意見聴取も、教養学科及び第二部で卒業予定者に対して卒業生アンケートを行っているのみである。

（別添資料 29「大阪府教育委員会及び大阪市教育委員会との懇談会実施状況」、別添資料 30「大阪教育大学と教育委員会との連携協力に関する協定書（大阪府教育委員会・大阪市教育委員会）」、別添資料 31「大阪教育大学への期待と要望（大阪府教育委員会・大阪市教育委員会）」、別添資料 32「連携協議会関連資料（大阪府教育委員会・大阪市教育委員会）」、別冊資料 45「大阪教育大学と教員養成に関するアンケート調査」、別冊資料 44「教養学科卒業生アンケート集計結果報告書」、別冊資料 38「『大学生生活の満足度』アンケート調査（第二部卒業生対象）」）

【分析結果とその根拠理由】

教員の養成・研修や学校教育の質的向上に関連して、大阪府教育委員会及び大阪市教育委員会との懇談会や連携協議会が開かれ、現職教員に対する研修を中心に教育委員会や学校現場のニーズに沿った取組みやスクールリーダー、学校評価等に関する共同研究などが着実に進行している。

しかしながら、卒業生やその進路先を対象に、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組みが不十分なため、教育の成果や効果が上がっているか否かを確認することができない。

よって、今後はアンケートやヒアリング等の意見聴取のシステムを整備する必要がある。

(2) 基準6の自己評価の概要

教育の方針は明確にされ、広報誌・ホームページ等で公表・周知されている。また、達成状況の検証・評価は、教育研究評議会、教育研究推進室、各部局運営委員会で実施されており、相応である。

今後、更なる改善のため、専攻ごとに一人ひとりの学生について、指導教員が入学から卒業・修了まで一貫して教育の達成状況を検証・評価し、大学全体でその結果を集約し、教育をより強化するための制度づくりが必要である。

教育の成果に関しては、学部、大学院ともに、成績の状況、修了状況、資格取得状況、卒業・修士論文の成績などの観点から見て、全般的に相応であるといえる。

教員養成課程・教養学科・第二部が、それぞれに授業評価を実施し、加えて学生生活実態調査報告や卒業予定者アンケートで学生の満足度の把握に努めており、その結果、全般的には学生の満足度が高いことがデータで示されている。故に、この点では優れた取組みを行っているかと判断できるが、教養基礎教育に対する学生の理解度・満足度が、やや低いので改善が望まれる。

また、今後、全部局共通のフォーマットで授業評価を全授業で実施することや卒業アンケートを卒業予定者全員に対して行うことなどについては、大学全体で取り組む必要がある。

本学の主な目的である教員養成という見地に立つと、大阪府下のみならず広域に人材を輩出し、また、教員就職状況も増加傾向にあり、教育の成果は着実に上がっているが、大都市圏の教員需要が増加傾向にあることにも鑑み、更なる成果が求められる。

また、全卒業者・修了者に占める就職率及び進学率においても、年度を経るごとに上昇していることから、学生の進路確保は改善傾向にあるといえるが、更なる向上が必要である。

なお、進路把握の点では、本学における教育の成果測定の貴重な資料として、一層の状況把握を進めるとともに、就職不志望者の詳細を綿密に調査することにより、更なる進路指導の充実を図る必要がある。

教員の養成・研修や学校教育の質的向上に関連して、大阪府教育委員会及び大阪市教育委員会との懇談会や連携協議会が開かれ、現職教員に対する研修を中心に教育委員会や学校現場のニーズに沿った取組みやスクールリーダー、学校評価等に関する共同研究などが着実に進行している。

しかしながら、卒業生やその進路先を対象に、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組みが不十分なため、教育の成果や効果が上がっているか否かを確認することができないので、今後は、アンケートやヒアリング等の意見聴取のシステムを整備する必要がある。

基準 7 学生支援等

(1) 観点ごとの自己評価

観点 7-1-1: 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到る状況】

本学は、 Semester制をとっているが、授業科目の選択の際のガイダンスについては、4月の新年度始めに全学的に行っている。また、関係する情報提供としては、シラバスを提供している（平成15年度で93%、平成16年度で80%）。教員養成、教養学科、第二部とも、新年度のガイダンスの開催は、各学年全専攻で実施しており、参加者も各専攻で90%以上と高い割合である。

なお、教員養成課程の学生は、小学校教員養成課程では「系」、中学校教員養成課程では「専攻」を単位とする履修区分により入学している。従って、更なる専門、専攻の選択のためのガイダンスは、その後の分属の時期や方法が異なっているため、全体では行わず、各専攻の特性にあわせて、きめ細かく対応している。このような状況及び対応は、教養学科も同様である。

（別冊資料36「教員アンケート集計結果（教員養成課程）」、別冊資料37「教員アンケート集計結果（教養学科）」）

【分析結果とその根拠理由】

教員養成、教養学科とも、新年度のガイダンスの開催は全専攻でなされており、参加者も満足のいく割合であると思われる。また、各専攻等できめ細かく対応している。

なお、本学は、 Semester制であることから、各専攻での対応のみならず、全体ガイダンスも後期に行うことの検討が必要と思われる。

観点 7-1-2: 学習相談、助言（たとえば、オフィスアワーの設定等が考えられる。）が適切に行われているか。

【観点到る状況】

学習相談については、指導教員制をとっており、教員向けに配布している「指導教員ハンドブック」（別冊資料46）に沿って実施している。学生に対する指導教員制に関する周知は、年度始めのガイダンスや全学生に配付する学生生活案内（別冊資料7）に記載することにより行っている。

また、オフィスアワーを全学的に導入し、学生掲示板及びガイダンス、学生生活案内で周知を行っている。

「教員アンケート集計結果（教員養成課程）」（別冊資料36）、「教員アンケート集計結果（教養学科）」（別冊資料37）、「オフィスアワー案内（第二部）」（別添資料33）によると、オフィスアワーの設定率は、教員養成課程では79.7%、教養学科については98%、第二部では100%となっている。また、学生生活実態調査報告書（別冊資料43）によると、オフィスアワーの必要度では「必要と思う」が30%程度であり、「制度を知らなかった」が26.4%であった。

なお、メールによる学習相談制度の導入も平成18年度実施に向けて検討中である。

【分析結果とその根拠理由】

学習相談に対しての指導教員制は、「指導教員ハンドブック」に沿って実施し、学生への周知は、年度のガイダンスや学生生活案内により行っている。オフィスアワーについては、教員養成課程、教養学科、第二部の全学で、ほぼ満足できる設定率であり、学生への周知も複数の手段により行っている。

ただしオフィスアワーに関する調査で、「制度を知らなかった」が26.4%であった点については、周知方法等について改善の余地がある。

観点 7-1-3： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点到に係る状況】

学習支援に関する学生のニーズの把握としては、学生支援実施委員会による学生生活実態調査を平成16年度に行った（別冊資料43）。これは、2年に1度全学学生を対象としてアンケートによって実施するもので、学生生活についての「基本事項」から「掲示・ホームページ」「学業について」「心身の健康について」「国際交流について」「施設・環境について」「第二部学生について」及び「大学への要望・意見など」を含め15項目98の質問により、学生の実態、意識を調査している。なお、有効回答率は、前回調査の平成14年度62.9%、平成16年度が74.3%であった。

調査で得られた結果の解析は、学生支援実施委員会において行い、報告書を各教員に配付するとともに教職員向けの学生生活セミナーにおいて分析結果を報告し、支援策に反映する仕組みとしている。

さらに、教養学科では、卒業生アンケート（別冊資料44「教養学科卒業生アンケート集計結果報告書」）を実施し、自由記述欄で、「大学・大学院への要望・意見など」を調査し、学習支援に関する学生のニーズの把握に努めている。

【分析結果とその根拠理由】

学習支援に関する学生のニーズの把握として、学生支援実施委員会による学生生活実態調査が、平成16年度になされ、15項目98の質問により、学生の実態、意識を調査している。

さらに、得られた結果の解析も委員会で行われ、報告書が各教員に配布されていることから、学生のニーズの把握が系統的かつ組織的に行われているといえる。

観点 7-1-5： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（たとえば、留学生、社会人学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。

【観点到に係る状況】

本学の正規課程で学ぶ留学生、社会人学生、障害を持つ学生の平成15・16年度の在籍状況は、次表（資料7-A）のとおりである。

資料 7-A

	平成15年度		平成16年度	
	学部	大学院	学部	大学院
留学生	67	21	45	14
社会人	66	110	101	100
障害を持つ学生	9	2	6	1

※ 社会人欄の数値は、夜間の学部・大学院を対象としている。

※ 上記のほか、大学院の昼間部及び専攻科にも若干の社会人が在籍する。

非正規学生を含む留学生については、留学生センターがその対応に当たる組織として位置づけられており、センター長（兼任）とセンター専任教員3名、事務職員3名で対応している。留学生向けの大学生活を中心としたハンドブックは、「外国人留学生のハンドブック」として留学生センターより英語版と中国語版で発行されている。また、図書館でも、中国語版の利用案内をホームページ上（<http://www.lib.osaka-kyoiku.ac.jp/annai/chinese.html>）に掲載し、留学生に対する便宜を図っている。

留学生に対する学習支援として、留学生向けの正規授業のほかに日本の言語・文化の理解度をさらに深めさせるため、留学生センターでは、平成15年度と平成16年度に「日本語中級作文」など10科目の課外補講を行い、それぞれ延べ75名の参加者があった。また、チューター制度を取り入れ、学習、就学への個別指導などを行うとともに、チューター連絡会議や講習会を継続的に開催し、留学生支援の強化を図っている。さらに、留学生に対する生活支援のニーズの把握としては、留学生センターが、学部1回生及び研究生を対象に、定期面談を実施し、面談調査票の「学习上困っていることが何かありま

すか」の項目により把握に努めている。また、上記以外の学生からの学習支援ニーズについても、相談を受けた各教員が留学生指導教員連絡会議において学生の要望等を持ち寄り、情報の共有と改善を図るといったきめ細かな対応を行っている。なお、留学生センターの窓口でも各種相談を受けており、平成15年度は、指導教員、進路、研究・勉学に関する相談が、78件であり、これらについても、適切に対応している。

障害を持つ学生に対しては、それぞれ年度始めに希望を調査し、手話通訳やノートテーカーの配置、聴覚障害者支援用パソコンの貸出しなどの支援を行っている。施設面では、エレベータの設置やトイレ、階段スロープの設置による段差の解消など大学内の移動等に配慮し、バリアフリー化を進めている。

社会人学生に対しては、学習支援としてオフィスアワーを午後9時以降に30分間設定するなどの配慮を行っている。また、夜間大学院を除く大学院各専攻にあつては、大学院設置基準第14条を適用して、特別の授業時間帯を設定するとともに、必要に応じて、学生と教員とが授業時間帯を調整している。また、指導にあつては、個別にメール等の活用を行い、きめ細かく対応している。

(別冊資料48「外国人留学生のハンドブック」別冊資料49「留学生センター年報」、別添資料34「チューター配置表」、別添資料35「学生面談調査票様式」、別添資料36「障害者の就学上の対応について」)

【分析結果とその根拠理由】

留学生に対する就学支援では、留学生センターで組織的に対応するとともに、外国人留学生ハンドブックを英語版と中国語版で発行するなどを行っている。さらに、チューター連絡会議や講習会も行われ、制度の充実が図られている。このチューター連絡会議及び講習会については、国立大学法人大阪教育大学の平成16年度に係る業務の実績に関する評価でも、注目点として上げられており、外部的にも評価されている。学習支援のニーズの把握も、学部1回生及び研究生を対象に、定期面談を実施し、面談調査票の項目により、把握に努めている。また上記以外の学生からの学習支援ニーズについても、各教員から留学生指導教員連絡会議において提出され、組織的に支援の改善に役立てており、留学生に対する学習支援については、優れていると判断される。また、障害者に対する支援では、ノートテーカーや手話通訳及び施設面での支援が行われている。社会人に対しては、オフィスアワーや授業時間帯の配慮や指導方法において支援を行っている。以上のことから特別支援が必要とされる者に対して支援が適切に行われていると判断する。

観点7-2-1： 自主的学習環境（たとえば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

自習室や、グループ討論室の状況としては、図書館が自習に利用されるとともに、図書館内において共同学習室2室を確保している。共同学習室の利用人数は、平成15年度では述べ3417人、平成16年度では4137人と増えている。各部局における自習室については、個々の専攻の実情にあわせ教員養成課程では29室、教養学科37室、第二部13室を確保している。情報機器室については、情報処理センター所管のオープン利用室(PC18台)があり、平成16年度では、延べ利用人数が15766人と利用頻度は高い。また学生貸出用PCが、情報処理センターに20台、図書館に10台配置している。センター以外でも、各専攻の実情にあわせ、教員養成課程では、12室、教養学科10室、第二部2室を整備している。さらに、学生の自主的学習を支援するための無線LANアクセスポイント（柏原キャンパスに50箇所、天王寺キャンパスに18箇所）を設置している。

これらの学生の利用調査としては、学生生活実態調査報告書において、図書館を全学生の80%が利用し、63%が図書館のPCを活用、16%が情報処理センターのPCを活用しているとの調査結果がある、一方、無線LANアクセスポイントについては、学生の75%が利用経験なしとなっている。

(別冊資料36「教員アンケート集計結果(教員養成課程)」、別冊資料37「教員アンケート集計結果(教養学科)」、別冊資料43「学生生活実態調査報告書」、別冊資料50「情報処理センター年報」)

【分析結果とその根拠理由】

自習室や、グループ討論室に関しては、図書館や各部局の個々の専攻の状況等により設置されている。

図書館自体の利用率は高く、評価できる。各部局については、統一的な設置はなく、各専攻の実情に任されている状況であり、また情報機器室も、情報処理センター所管のオープン利用室以外は、各専攻の実情に任されており、利用状況が不明である。維持・管理も組織的対応がなされておらず問題がある。

また、平成 16 年度学生生活実態調査の「施設・環境について」の需要調査から、PC の利用については相応と判断するが、無線 LAN のアクセスポイントについては、利用度が低く今後改善が必要である。

観点 7-2-2： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

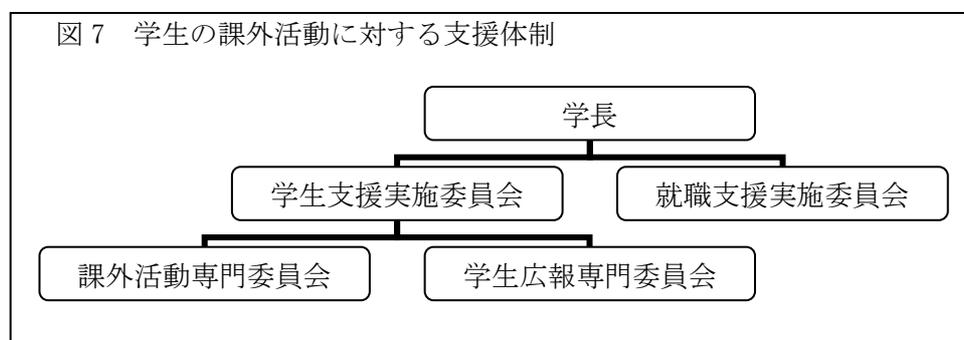
【観点到に係る状況】

本学では、正課以外に大学の許可のもとに学生が自発的に自らの責任において行う文化的、社会的、体育的な諸活動を課外活動としている。団体数としては、体育会所属クラブ 29 団体、体育系クラブ・サークル 16 団体、音楽系サークル連合会所属クラブ 6 団体、文化系クラブ・サークル 32 団体、第二部学生団体 33 団体がある。課外活動に対する大学の実施支援体制としては、学生支援実施委員会の下に課外活動専門委員会（図 7 参照）を設置し、課外活動の充実を目指している。学生課外活動に対する財政的支援は、平成 15 年度では、行事費として 199 万円、課外活動助成費として 678 万円、平成 16 年度では、行事費として 206 万円、課外活動助成費として 1,145 万円と増加傾向にある。

さらに、学生が専ら課外活動に利用する施設として、課外活動共用施設を設置し、長期使用施設として、サークルBOX（共用室）、器具庫、楽器庫、放送室及び暗室を、短期使用施設として、音楽練習室、制作作業室、多目的ルーム、印刷室及び合宿室を、使用許可制により学生団体の利用に供している。なお、学生が利用可能な体育施設としては、メインアリーナ（バスケット 2 面、バレー 4 面、バドミントン 8 面）、器具庫、サブアリーナ（バレー 1 面、バドミントン 4 面）、剣道場、柔道場、ダンスルーム、体操競技場、トレーニングルーム、更衣室・シャワー室、多目的運動場（サッカー・ラグビー場、野球場）、テニスコート（オムニ 8 面、クレール 4 面）、ハンドボールコート、陸上競技場などがあり、屋外夜間照明設備を備えた施設もある。

平成 16 年度学生生活実態調査において「課外活動について」の項目を設け、状況把握に努めているが、その調査結果により、全体では約 50%の学生が何らかのサークル（公認クラブ、サークル数：柏原キャンパス 83、天王寺キャンパス 33）に入っていることが報告されている。これらの結果は、教職員対象の学生生活セミナーにおいて分析報告し、支援策の向上につなげる仕組みとなっている。

なお、本学の体育会所属クラブの活動は、各種学生連盟主催リーグ等で上位を占めるほか、平成 16 年度で第 42 回を数える近畿地区国立大学体育大会でも男女総合優勝の常連大学であるなど、優れた実績を残してきたこともあり、課外活動の振興策として、成績が明確に示される体育活動における成績優秀者を対象に学長杯等を設け、平成 16 年度には 5 団体と 5 名を表彰した。



（別冊資料 58「規則集『大阪教育大学学生支援実施委員会規程』、『大阪教育大学課外活動専門委員会要項』、『学長杯授与に関する申合せ（旧規定）』、『学長杯並びに各賞の選考基準（旧規定）』」、別添資料 37「サークルガイド（抜粋）」、別冊資料 7「学生生活案内」、別冊資料 43「学生生活実態調査報告書」、Web 資料「学生生活案内ホームページ」

<http://www.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/gakusei/kagai-top/kagai-top.htm>

【分析結果とその根拠理由】

学生支援体制として学生支援実施委員会があり、課外活動の充実を目指して活動している。また、課外活動に対する財政的支援も額は少ないものの増加傾向にあり、更に課外活動の振興策として体育活動における成績優秀者を対象に学長杯等を設け、表彰を行っている。また、学生生活実態調査を行い、教職員対象の学生生活セミナーにおいて分析報告し支援策の向上につなげるなど組織的な取組みとその充実を図っている。

さらに、課外活動に利用できる施設としてサークル棟をはじめ、各種体育施設等も概ね整備され、第一部、第二部を合わせて116の学生団体が多様な課外活動を展開しており、活動自体も充実したものとなっている。

観点 7-3-1： 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（たとえば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

【観点到る状況】

学生の健康相談、生活相談、進路相談の件数は、次表（資料7-B）のとおり（留学生センター等が行う留学生に関する相談件数を除く）。

資料 7-B

	平成15年度		平成16年度	
	柏原キャンパス	天王寺キャンパス	柏原キャンパス	天王寺キャンパス
健康相談	1053		1130	
生活相談	36	1	27	3
進路相談	248	101	236	121

学生の健康相談に関しては保健センター（内科医1名、精神科医1名、看護師2名、大阪教育大学保健センター規程による。）が対応している。

生活相談に関しては、学生よろず相談コーナー（水曜、金曜12時から13時）を設置している。ここでの相談内容は多種多様であり、慎重な対応を要するケースも少なくない。そのため、相談内容は、学生よろず相談員（教員13名）と学生課の担当職員で構成される懇談会等を通じて、情報の交換や対応方法などについて検討・報告が行われている。

また進路相談については、両キャンパスで、就職相談室として、外部講師2名により行っている。柏原キャンパスでは、教員就職対応として、平成15・16年度は授業期間中の月曜日13時～17時の間で対応するほか、平成16年度にあっては教員採用試験期間に合わせて6月～7月に更に木曜日13時～17時での対応を追加している。一方、企業就職対応としては、授業期間中の火曜日13時～17時に行っている。なお、天王寺キャンパスでは、教員就職と企業就職を合わせた相談日を週一回設けている。

各種ハラスメントについては、大阪教育大学人権侵害防止等に関する規程に基づき、人権相談員（22名）を置いて対応し、大阪教育大学人権侵害防止等に関するガイドラインを制定し、啓発・防止・救済に努めている。実際の相談対応は、人権侵害防止・対策機構によって行う。

なお、平成16年度学生生活実態調査では、保健センターの相談窓口としての認知度は52.5%、よろず相談室は44.1%、就職相談室は40.0%、人権相談員・セクハラ相談員は16.9%であった。

なお、このような各種相談体制は、ホームページや学生生活案内、掲示により学生に周知している。（別冊資料43「学生生活実態調査報告書」、別冊資料51「保健管理センター年報」、別添資料38「『学生よろず相談コーナー』利用状況」、別冊資料58「規則集『大阪教育大学人権侵害防止等に関する規程』、『大阪教育大学人権侵害防止等に関するガイドライン』、『人権侵害防止・対策機構図』」

【分析結果とその根拠理由】

相談内容に応じた各種の対応組織が整備されており、学生の多様な相談に対して慎重かつ適切な対応が行われている。しかしながら、人権相談員・セクハラ相談員の認知度が16.9%と低い点については、周知の方法に改善の余地があると思われる。

観点 7-3-2： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（たとえば、留学生、障害を持つ学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

学習支援と同様に、留学生については、留学生センターを対応組織として位置づけている。

学部 1, 2 回生及び大学院 1 回生の留学生には、チューター制度（学部 1, 2 回生では、37.8 時間／年の利用、大学院 1 回生では 30.0 時間／年の利用）を取り入れ、学生生活への個別指導も行っている。また、外国人留学生向けのハンドブックを英語版と中国語版で発行し、留学生の就学を含む生活支援を行っている。さらに、チューター連絡会議やチューター向け講習会を開催し支援策等の検討を行い支援の強化を図っており、これらの活動は、国立大学法人大阪教育大学の平成 16 年度に係る業務の実績に関する評価においても注目点として挙げられている。

なお、留学生に対する生活支援のニーズ把握としては、留学生センターが、学部 1 回生及び研究生を対象に定期面談を実施し、面談調査票の「生活・経済上の問題がありますか」の項目により、把握に努めている。また、上記以外の学生からの生活支援ニーズについても、相談を受けた各教員を通じて留学生指導教員連絡会議で集約し、組織的支援に役立っている。センター窓口への相談も受け付けており、平成 15 年度は、経済状況、生活、アルバイト関連の相談が、計 54 件であった。平成 16 年度は未集計。

また、障害を持つ学生は、平成 15 年度で 11 名、平成 16 年度で 7 名在籍しているが、年度始めに希望を調査し手話通訳を配置するなどの支援を行っている。施設面では、エレベータの設置などを行い、大学内の移動等に配慮している。

（別冊資料 49「留学生センター年報」、別添資料 35「学生面談調査票様式」、別冊資料 42「国立大学法人大阪教育大学の平成 16 年度に係る業務の実績に関する評価」）

【分析結果とその根拠理由】

留学生には、チューター制度が取り入れられ、生活支援もなされている。また留学生センターでは、外国人留学生のハンドブックを英語版と中国語版で発行し、留学生の生活支援を行っている。さらに、チューター連絡会議や講習会も行われている。このチューター連絡会議及び講習会については、国立大学法人大阪教育大学の平成 16 年度に係る業務の実績に関する評価でも、注目点として挙げられており、評価されている。さらに、留学生の生活支援のニーズ把握においても、学部 1 回生及び研究生を対象に定期面談を実施し、面談調査票の「生活・経済上の問題がありますか」の項目により把握に努めている。定期面談の際に来談しない留学生からの生活支援ニーズについても、各教員から留学生指導教員連絡会議に報告され、組織的な支援とその改善に役立っている。

また、障害者に対する支援では、手話通訳及び施設面での支援が行われている。

以上のことから特別支援が必要とされる者に対して、生活支援が適切に行われていると判断される。

観点 7-3-3： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点に係る状況】

学習支援と同様に、学生支援実施委員会による学生生活実態調査（別冊資料 43）を実施し、項目として、「アルバイトについて」「心身の健康について」「学生宿舎について」「安全について」等の項目により、そのニーズや実態の把握を行うとともに、自由記述欄に書かれた要望も整理している。

これらの調査結果は、学生支援実施委員会（別冊資料 47「学生支援実施委員会議事要旨」）で分析し、教職員対象の学生生活セミナーにおいて結果を報告し、支援策の向上につなげている。

また、学生よろず相談コーナーを柏原・天王寺の両キャンパスで開設しており、平成 15 年度は、柏原での相談件数は 36 件、天王寺では 1 件、平成 16 年度では、柏原で 27 件、天王寺で 3 件であった。そこでの学生からのニーズも、学生よろず相談員懇談会等でまとめている。（別添資料 38）

教養学科では、卒業生アンケートの自由記述欄で「大学・大学院への要望・意見など」を調査し、ニーズの把握に努めている。

第二部においても、「大学生生活の満足度」アンケート調査（平成 14～16 年度）を行い、改善点を調査している。（別冊資料 44「教養学科卒業生アンケート集計結果報告書」、別冊資料 38『『大学生生活の満

足度』アンケート調査（第二部卒業生対象）」

特に、就職支援に関しては、平成16年度に就職支援実施委員会が「就職支援に関するアンケート」（別冊資料52）を実施し、「大学の就職支援について評価できますか」の項目を設定している。その結果を次表（資料7-C）に示す。

資料7-C

大学の就職支援について評価できますか

	強くそう思う	そう思う	あまり思わない	まったく思わない
教員養成課程4回生	35%		65%	
教養学科4回生	28%		72%	
第二部	37%		63%	

大学院及び専攻科は、第二部とほぼ同様の結果である。

【分析結果とその根拠理由】

学習支援と同様に、学生支援実施委員会による学生生活実態調査がなされ、「アルバイトについて」「心身の健康について」「学生宿舎について」「安全について」等の項目について委員会により分析され、その結果は教員対象の学生生活セミナーにおいて報告されることにより、支援策の向上につながられている。また、学生よろず相談コーナーを柏原と天王寺の両キャンパスに開設しており、そこでの学生からのニーズも学生よろず相談員懇談会等でまとめている。さらに、就職支援に関しては、平成16年度に「就職支援に関するアンケート」を就職支援実施委員会が実施し、「大学の就職支援について評価できますか」の項目を設定している。この質問の回答で、約72～63%が、「あまり思わない、まったく思わない」であり、今後改善の必要がある。

なお、平成17年度から柏原キャンパスにキャリアサポートデスクを設置し、1名の外部人材を専任職員として招聘するとともに、本学の就職支援に長年関わってきた本学の元教員を非常勤職員に迎え、就職支援の強化を図ることとしている。

観点7-3-4： 学生の経済面の援助（たとえば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

【観点到に係る状況】

授業料免除は、大阪教育大学授業料免除等選考基準により行われており、その状況は、次表（資料7-D）のとおりである。本学で取り扱っている奨学金制度としては、日本学生支援機構（従来の日本育英会）の奨学金が主なものであるが、その他にも地方公共団体及び民間育英団体の奨学金がある。

なお、日本学生支援機構奨学生の推薦は、大阪教育大学日本学生支援機構奨学生推薦・選考基準に従って行われている。その利用実態は、下表（資料7-E・資料7-F）のようである。

留学生については、留学生後援会を組織し、奨学金による奨学金制度を立ち上げられており、平成15・16年度とも、30,000円を延べ6人に6月分給付している。この給付選考は、私費外国人留学生奨学金等推薦選考会議が行っている。

また、平成16年度学生生活実態調査において、「奨学金、授業料免除について」の項目を設定し、需要状況に関する調査を行っている。それによると全学生に対する状況は、「全額又は半額免除を受けた」7.5%、「希望したが不許可であった」6.4%であり、「希望しなかった」73.1%となっており、「希望したが不許可であった」学生の割合は、免除申請者全体の46.3%であった。

これに対する留学生の状況は、「全、半免除を受けた」が68.5%、「希望したが不許可であった」20.5%、「希望しなかった」9.6%となっている。

さらに、日本学生支援機構の奨学金の受給率は、全体で27.7%であった。また応募したが不採用は2.6%と、2年前の5.3%より減少していた。一方、制度を知らなかったは5.5%であった。日本学生支援機構以外の奨学金の認知度は、知らなかったが50%以上と高かった。

資料 7-D

授業料免除者数/学生数	区分	平成 15 年度				平成 16 年度			
		免除者数		学生数		免除者数		学生数	
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
	教員養成課程	137	136	3955	3925	126	131	3952	3922
	教養学科	132	132			118	129		
	第二部	40	40	392	388	34	38	399	396

資料 7-E

奨学金受給者数/学生数	区分	平成 15 年度		平成 16 年度	
		奨学金受給者数	学生数	奨学金受給者数	学生数
	教員養成課程	641	2163	623	2166
	教養学科	529	1852	521	1844
	第二部	127	399	133	406
	専攻科	2	15	1	19

資料 7-F

奨学金受給額/学生数	区分	平成 15 年度		平成 16 年度	
		奨学金受給額(円)	学生数	奨学金受給額(円)	学生数
	教員養成課程	387,330,000	641	388,902,000	623
	教養学科	325,148,000	529	332,220,000	521
	第二部	78,996,000	127	84,864,000	133
	専攻科	1,560,000	2	1,200,000	1

寄宿舍については、一般学生寄宿舍として柏原キャンパスに男子棟 60 名定員及び女子棟 80 名定員(全室個室)を設置している。各居室は 1 人当たり 8m²であり、トイレ、洗面所、風呂場等は共用施設としている。寄宿料は月額 4,300 円であり、入居選考は大阪教育大学学生宿舎要項によって行っている。

一般寄宿舍入居の申請・許可状況は、次表(資料 7-G)のとおり。

資料 7-G

一般学生寄宿舍入居の申請・許可状況

	平成15年度			平成16年度		
	申請者	許可者	入居率	申請者	許可者	入居率
男子宿舎(定員60人)	31	16	99.0%	26	21	100%
女子宿舎(定員80人)	46	22	98.8%	37	25	99.4%

また、留学生向けには、留学生宿舎が設置されており、単身用 40 名の定員で、宿舎費は月額 5000 円と日本人学生宿舎より若干高くなっているが、これは室面積の違いによるものである。入居者の選考は大阪教育大学外国人留学生宿舎運営委員会において行われており、入居率は、常にほぼ 100%である。

なお、平成 16 年度学生生活実態調査で、「学生宿舎に空室があれば入居したいですか。」という項目を設け、ニーズ調査を行った結果、柏原キャンパスで約 20.9%、593 名の希望があった。

(別冊資料 43「学生生活実態調査報告書」、別冊資料 58「規則集『大阪教育大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程』、『大阪教育大学授業料免除等選考基準』、『大阪教育大学日本学生支援機構奨学生選考委員会要項』、『大阪教育大学日本学生支援機構奨学生推薦・選考基準』、『大阪教育大学日本学生支援機構奨学生学業成績の取扱基準』、『私費外国人留学生奨学金等推薦選考会議要項』、『大阪教育大学留学生後援会会則』、『大阪教育大学学生宿舎規程』、『大阪教育大学学生宿舎要項』、別添資料 39「日本人学生宿舎に関する調査」)

【分析結果とその根拠理由】

授業料免除、奨学金とも、その利用実績は、上記の表より相応であると判断される。これらの選考も規定に沿って実施されている。また、学生生活実態調査において「奨学金、授業料免除について」の項目を設定して需要調査を行うことにより希望者が多いことを把握しており、安定した学習環境を提供するための奨学資金獲得の成果が期待される。なお、日本学生支援機構以外の奨学金の認知度調査において「知らなかった」が50%以上と高かった点については、周知方法の改善と各種制度の活用についての検討が必要である。

また、寄宿舎の棟数は、他の教員養成系大学とほぼ同じであり、また、寄宿料の算定も大学法人化前の国立大学において一律に適用されてきた旧規定を準用して算出している。なお、入居率は、一般学生用寄宿舎及び留学生宿舎とともに利用率は非常に高くなっている。

(2) 基準7の自己評価の概要

教員養成、教養学科とも、新年度のガイダンスの開催は全専攻でなされており、参加者も満足のいく割合である。また、各専攻等できめ細かく対応している。なお、本学は、セメスター制であることから、各専攻での対応のみならず、全体ガイダンスも後期に行うことの検討が必要と思われる。

学習相談に対しての指導教員制は、「指導教員ハンドブック」に沿って実施し、学生への周知は、年度のガイダンスや学生生活案内により行っている。オフィスアワーについては、教員養成課程、教養学科、第二部の全学で、ほぼ満足できる設定率であり、学生への周知も複数の手段により行っている。ただし、オフィスアワーに関する周知方法等について改善の余地がある。

学習支援に関する学生のニーズの把握として、学生支援実施委員会による学生生活実態調査が、平成16年度になされ、15項目98の質問により、学生の実態、意識を調査している。さらに、得られた結果の解析も委員会で行われ、報告書が各教員に配布されていることから、学生のニーズの把握が系統的かつ組織的に行われているといえる。

留学生に対する就学支援では、留学生センターで組織的に対応するとともに、外国人留学生ハンドブックを英語版と中国語版で発行するなどを行っている。さらに、チューター連絡会議や講習会も行われ、制度の充実が図られている。学習支援のニーズの把握も、学部1回生及び研究生を対象に、定期面談を実施し、面談調査票の項目により、把握に努めている。また上記以外の学生からの学習支援ニーズについても、各教員から留学生指導教員連絡会議において提出され、組織的に支援の改善に役立てており、留学生に対する学習支援については、優れていると判断される。また、障害者に対する支援では、ノートテーカーや手話通訳及び施設面での支援が行われている。社会人に対しては、オフィスアワーや授業時間帯の配慮や指導方法において支援を行っている。以上のことから特別支援が必要とされる者に対して支援が適切に行われていると判断する。

自習室や、グループ討論室に関しては、図書館や各部局の個々の専攻の状況等により設置されている。図書館自体の利用率は高く、評価できる。各部局については、統一的な設置はなく、各専攻の実情に任されている状況であり、また情報機器室も、情報処理センター所管のオープン利用室以外は、各専攻の実情に任されており、利用状況が不明である。維持・管理も組織的に対応がなされておらず問題がある。

また、平成16年度学生生活実態調査の「施設・環境について」の需要調査から、PCの利用については相応と判断するが、無線LANのアクセスポイントについては利用度が低く、改善が必要である。

学生支援体制として、学生支援実施委員会があり、課外活動の充実を目指して活動している。また、課外活動に対する財政的支援も額は少ないものの増加傾向にあり、更に課外活動の振興策として体育活動における成績優秀者を対象に学長杯等を設け、表彰を行っている。また、学生生活実態調査を行い、教職員対象の学生生活セミナーにおいて分析報告し支援策の向上につなげるなど組織的な取り組みとその充実を図っている。

さらに、課外活動に利用できる施設としてサークル棟をはじめ、各種体育施設等も概ね整備され、第一部、第二部を合わせて116の学生団体が多様な課外活動を展開しており、活動自体も充実したものとなっている。

学生からの相談内容に応じた各種の対応組織が整備されており、多様な相談に対して慎重かつ適切な対応が行われている。しかしながら、人権相談員・セクハラ相談員の認知度が低い点については、周知の方法に改善の余地があると思われる。

留学生には、チューター制度が取り入れられ、生活支援もなされている。また、留学生センターでは、外国人留学生のハンドブックを英語版と中国語版で発行し、留学生の生活支援を行っている。さらに、チューター連絡会議や講習会も行われている。さらに、留学生の生活支援のニーズ把握においても、学部1回生及び研究生を対象に定期面談を実施し、生活・経済上の問題の把握に努めている。定期面談の際に来談しない留学生からの生活支援ニーズについても、各教員から留学生指導教員連絡会議に報告され、組織的な支援とその改善に役立っている。

また、障害者に対する支援では、手話通訳及び施設面での支援が行われていることから、特別支援が必要とされる者に対して、生活支援が適切に行われていると判断される。

学習支援と同様に、生活支援についても学生支援実施委員会による学生生活実態調査がなされ、支援策の向上につながられている。また、学生よろず相談コーナーを柏原と天王寺の両キャンパスに開設しており、そこでの学生からのニーズも学生よろず相談員懇談会等でまとめている。さらに、就職支援に関しては、平成16年度に「就職支援に関するアンケート」を就職支援実施委員会が実施しているが、その結果によると、大学の就職支援について改善の必要があり、平成17年度から柏原キャンパスにキャリアサポートデスクを設置し、1名の外部人材を専任職員として招聘するとともに、本学の就職支援に長年関わってきた本学の元教員を非常勤職員に迎え、就職支援の強化を図ることとしている。

授業料免除、奨学金とも、その利用実績は、上記の表より相応であると判断される。これらの選考も規定に沿って実施されている。また、学生生活実態調査において「奨学金、授業料免除について」の項目を設定して需要調査を行うことにより希望者が多いことを把握しており、安定した学習環境を提供するための奨学資金獲得の成果が期待される。なお、日本学生支援機構以外の奨学金の認知度が低い点については、周知方法の改善と各種制度の活用についての検討が必要である。

また、寄宿舎の棟数は、他の教員養成系大学とほぼ同じであり、また、寄宿料の算定も大学法人化前の国立大学において一律に適用されてきた旧規定を準用して算出している。なお、入居率は、一般学生用寄宿舎及び留学生宿舎とともに利用率は非常に高くなっている。

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの自己評価

観点 8-1-1: 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（たとえば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。

【観点到る状況】

平成 16 年 5 月時点で、本学が保有している大学に関わる校地は、柏原キャンパスが 667,021 m²、天王寺キャンパス（附属校地及び借入地を除く。）が 47,239 m²、教育研究施設は柏原キャンパスが 79,360 m²、天王寺キャンパスが 12,306 m²を占め、校舎研究棟をはじめ、センター、附属図書館、大学会館、体育施設、事務局庁舎、運動場等の施設を整備している。さらに、池田地区には、学校危機メンタルサポートセンター（校地 3,283 m²、建物 2,154 m²）を整備している。これらの大学の教育研究施設の整備率（※整備率とは保有面積を文部科学省が定める必要面積で除した率をいう。）は 86.04%である。

大学のメインキャンパスである柏原キャンパスは、平成 2 年から平成 8 年にかけて集中的に統合整備された比較的新しいキャンパスであり、当初予定した施設整備計画は完了し、大規模な量的整備の予定はない。よって、近年の施設・設備の整備にあつては、外部仕上、基幹設備、屋外環境についての年次計画的な改修、維持保全が主な内容となっているが、現在まで、これらは支障なく推移してきている。

一方、サブキャンパスである天王寺キャンパスは、学部第二部及び大学院実践学校教育専攻の教育研究活動の場として、放送大学大阪学習センターとの合築による中央館（7,311 m²）を平成 12 年に建設し、運動場、図書館分館、情報処理センター分室などを置き、概ね、教育研究活動を展開するための施設、設備は整備している。しかしながら、老朽化が著しい旧校舎の一部を使用している部分もあり、学習環境面、美観などの点で可及的速やかな改善を必要とする建物も若干残っている。

本学では、施設の有効利用を目的として、「国立大学法人大阪教育大学施設の有効活用に関する規程」及び「国立大学法人大阪教育大学全学共用スペース使用細則」（別冊資料 58「規則集」）を定め、平成 16 年 8 月から 11 月を調査期間とする施設使用実態調査を実施した。この調査による各施設の配置状況は、資料 8-B に示すとおりである。これらの施設のうち、講義室稼働率は、柏原キャンパスが 42%、天王寺キャンパス中央館が 58%となっている。（稼働率は、週当たり授業時間枠（柏原キャンパス=25、天王寺キャンパス=10）に対する率としている。）なお、この調査結果を受けて、稼働率の低い状態にある 60 あまりの室についてはその旨を公表し、利用促進を図るよう注意を促すとともに、教員の異動等に伴い空室状態となっている研究室等（柏原キャンパスにあつては 720 m²、天王寺キャンパスにあつては 1,010 m²）を全学共用スペースとして指定し、有効活用を図っていくこととしている。

また、教育研究活動の支援や学生の自主学習を支援する図書館、情報処理センターについても、独立した建物を設置するとともに、語学実習室やLL教室運動場のほか、体育館、プールなどの体育施設なども適切に整備・活用している。

特に、柏原キャンパスの体育施設にあつては、多目的グラウンドのほかに陸上競技場を設置しているが、これは日本陸上競技連盟公認競技場としての施設レベルを有している。また、プールにあつても日本水泳連盟の公認を得ている。

資料 8-A

大学設置基準による最低面積

校地	第37条	柏原キャンパス	39,720 m ²
		天王寺キャンパス	4,400 m ²
校舎	第37条の2	柏原キャンパス	15,441.46 m ²
		天王寺キャンパス	3,470.30 m ²

資料 8-B

施設配置状況

区分		講義室	研究室	実験室	実習室	ゼミ室	その他	計
柏原キャンパス	共通講義棟	30		1	1		2	34
	教養学科棟	23	114	26	26	6	40	235
	教員養成課程棟	32	151	33	20		61	297
	美術棟	2	15			2	14	33
	工房棟		4				8	12
	体育・スポーツ棟	4	17		3	5	1	30
	音楽棟	2	25		9		63	99
	体育施設						10	10
	計	93	326	70	59	13	199	750
区分		講義室	研究室	実験室	実習室	練習室	その他	計
天王寺キャンパス中央館		12	30	6	13	12	37	110

【分析結果とその根拠理由】

大学の教育研究に供する施設・設備は、全国共同利用施設である学校危機メンタルサポートセンター以外は、メインキャンパスとなる柏原キャンパスと、サブキャンパスとなる天王寺キャンパスに配置し、両キャンパスの立地特性に応じた施設環境を保持している。なお、「平成 16 年度国立大学法人等施設実態調査報告書」（別冊資料 53）によると、教育系大学としては平均的な整備率であり、全国立大学（短期大学を除く。）の平均値（89.0%）と比べても概ね妥当な整備状況といえる。また、大学設置基準が求める本学における校地及び校舎の必要最低面積（資料 8-A）の比較においても、柏原キャンパス及び天王寺キャンパスは、ともに十分な校地及び校舎の面積を有しているといえる。

天王寺キャンパスの老朽化施設に関しては、同キャンパスが大阪市内の交通至便地に位置し、外部との連携も視野に入れた諸活動を一層活発化させていく拠点としての地理的条件を有していることから、キャンパス全体の将来計画とともに解決すべき課題の一つである。

施設使用実態調査による諸施設の稼働率は、さらに詳細な調査検討を要する点はあるものの、ほぼ適正な利用状況となっている。なお、柏原キャンパスの講義室稼働率が 42%と若干低い数値となっている点については、調査年度である平成 16 年度から授業の 5 コマ開講が導入されたことにより、稼働率算出上の週当たり授業時間割枠を 25 コマとしたことが挙げられる。（平成 15 年度までの 4 コマ開講（週当たり授業時間割枠＝20）で試算すると 52%となる。）

図書館、情報処理センター、語学学習室なども適切に整備、活用されている。特に、柏原キャンパスの体育施設にあっては、広大な土地を利用した質の高い体育施設を整備している。

観点 8-1-2： 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

【観点到に係る状況】

教育研究等の大学の活動全般を支えるための情報ネットワークの整備は、今日の大学における不可欠の基盤となっている。また、学校教育分野における教育の情報化の進展が目覚ましいことを踏まえ、コンピュータやネットワークに関する十分な知識と経験を持った教師を目指す学生を養成する必要がある。このため、広域ネットワークへの接続、キャンパスネットワークの整備、無線 LAN アクセスポイントの設置、学生の利用可能な端末の配置やノート PC の貸出等を行っている。

広域ネットワークへの接続及びキャンパス間ネットワークの接続状況は以下のようになっている。

- (1) 柏原キャンパス-阪大 (SINET ノード) 100Mbps
- (2) 柏原キャンパス-羽曳野 (WCN ノード) 2.0Mbps
- (3) 柏原/天王寺キャンパス-イーサネット網 5.0Mbps
- (4) 附属池田/附属平野地区-イーサネット網 5.0Mbps
- (5) 附属養護学校-イーサネット網 1.0Mbps

なお、附属天王寺小学校及び附属平野小学校については、11Mbpsの無線LANにより、各々天王寺キャンパス中央館、附属平野中学校から結んでいる(別添資料40「国立大学法人情報系センター協議会資料」)。

キャンパスネットワークは、柏原キャンパスにおいては、光ファイバーによる1Gbpsの基幹ネットワークを情報処理センターから各棟(共通講義棟、教養学科棟、教員養成課程棟、音美体棟、附属図書館、事務局棟、学生会館等)まで敷設している。各棟のEPSに置くスイッチングハブから各教室・実習室・実験室や各研究室までは、100Mbpsのツイストペアケーブルを配線し、基本的に、キャンパス内では100Mbpsの通信が可能である。(学生寄宿舍、課外活動棟、教材園等は、11Mbpsの無線LANで事務局棟と結んでいる。)

天王寺キャンパスにおいても同様に、情報処理センターの天王寺分室からの1Gbpsの光ファイバーによる基幹ネットワークの敷設と各教室や研究室への100Mbpsのツイストペアケーブルの配線及び情報コンセントの整備を行っている。

なお、教室や研究室等の情報コンセント設置率は、ほぼ100%となっている。(別添資料40「国立大学法人情報系センター協議会資料」)。

また、柏原キャンパス及び天王寺キャンパスにおいては、無線LANアクセスポイントを設置して学内の各所から無線LAN接続機能をもった端末でアクセスできるようにしている。無線LANアクセスポイントは、802.11bの規格を用いたもので、柏原キャンパスにおいて92箇所、天王寺キャンパスにおいて21箇所の合計113箇所に設置している。この無線LANの使用については、端末の無線LANカードのMACアドレス登録及び利用者の登録の2重の認証によって、セキュリティを確保している。また、認証方法としては、ウェブ認証を用いることで、利用者の利便性に対する配慮を行っている。

これらのネットワークで利用できる学生用の端末は、大きく分けると授業で利用するものと、オープン利用や貸出に供するものになる。

授業等で利用されるコンピュータ実習室(大学として共通に利用するもの): 合計272台

- | | |
|--------------------------------|-------------------|
| (1) 柏原キャンパス-共通講義棟 A214 実習室 | 48台 (WindowsXP) * |
| (2) 柏原キャンパス-情報処理センターネットワーク実習室 | 42台 (WindowsXP) * |
| (3) 柏原キャンパス-情報処理センターマルチメディア実習室 | 42台 (MacOSX) * |
| (4) 天王寺キャンパス-情報処理演習室 | 42台 (WindowsXP) * |
| (5) 天王寺キャンパス-情報処理センター分室 | 12台 (WindowsXP) * |

このほか、情報科学専攻(40台)、数学教育専攻(36台)、技術教育専攻(10台)等で、各専攻の授業等で用いる実習室がある。

学生の自主学習や授業での課題などで利用するためのオープン端末と貸出端末: 合計178台

- | | |
|---------------------------------|--------------------------|
| (1) 柏原キャンパス-情報処理センターオープン利用室 | 18台 (WindowsXP/MacOSX) * |
| (2) 柏原キャンパス-附属図書館2Fコンピュータ演習室 | 20台 (WindowsXP/MacOSX) * |
| (3) 柏原キャンパス-教養学科B3棟1Fオープンスペース | 8台 (WindowsXP) * |
| (4) 柏原キャンパス-教員養成課程C1棟1Fオープンスペース | 7台 (WindowsXP) * |
| (5) 柏原キャンパス-情報処理センター貸出端末 | 30台 (WindowsXP) * |
| (6) 天王寺キャンパス-第二部貸出端末 | 20台 (WindowsXP) |

さらに、附属図書館の本館と天王寺分館に、情報検索用端末が計50台、天王寺キャンパスに情報処理センターの移動端末25台を設置している。

これらの学生用の端末を合計すると 450 台（うち情報処理センター分は 294 台、*印分）であり、本学の学生に対して、ほぼ 11 名に 1 台の割合でコンピュータを整備していることになる。なお、これら以外にも、各研究室において、卒業研究を行っている学生や大学院生のための端末を準備している（別冊資料 36「教員アンケート集計結果（教員養成課程）」、別冊資料 37「教員アンケート集計結果（教養学科）」）。

実習端末を利用した授業の開講数は、103 コマ（授業 81 コマ、公開講座等 22 コマ）で、延べ受講者数は 2673 名であり、各コマあたりの平均受講者数は、26 名である。

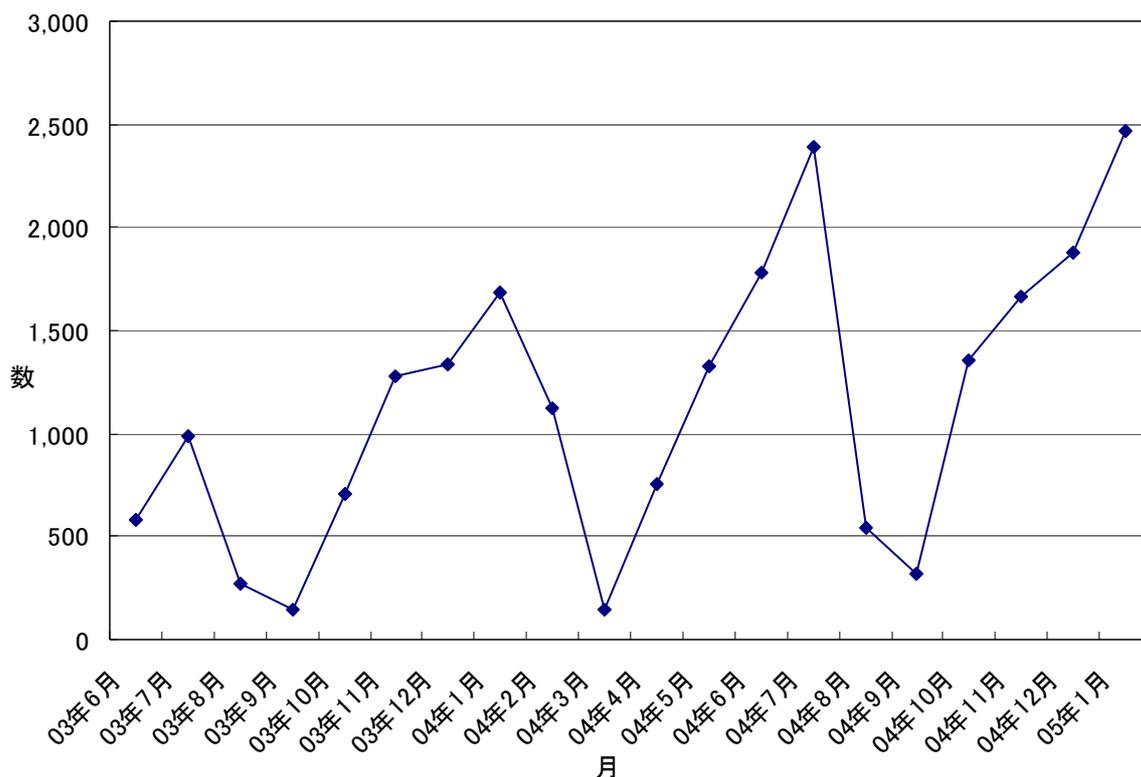
また、平成 16 年の情報処理センターにおけるオープン利用室の利用延べ人数は 15766 名であり、1 日平均 64 名となっている。一方、貸出端末の延べ貸出数は 659 台で、1 日平均 2.7 台であるが、学期末の繁忙期には 1 日 11.4 台となっており、利用数はかなり増加する傾向にある（図 8-1）。

情報処理センターの利用については「情報処理センター利用に関する申合せ」（別添資料 41）を定めているが、システムの更新に伴って、平成 17 年度に関連規程の整備を行う予定である。そこで、オープン利用室の利用については、別途、情報処理センターが別に定めた平日の 9:00-18:00（火曜日は 17:00 まで）で運用している。

平成 16 年度に実施した学生生活実態調査によれば、大学に設置しているパソコンで最もよく利用されているのが、附属図書館の端末で 55%、その次に、情報処理センターのオープン利用室及び貸出端末で 14%となっている。また、無線 LAN のアクセスポイントを利用したことがあるものが、柏原天王寺両キャンパスを併せて 28.2%となっている（別添資料 42「掲示・ホームページ・広報について」）。

図 8-1

オープン利用室Windows機利用者数



【分析結果とその根拠理由】

キャンパスネットワーク及びキャンパス間ネットワークや学外ネットワークへのアクセスなどは、教育を行う上で必要な整備が行われている。実習室やオープン利用スペースにおける学生のための端末台数は、学生 11 人あたり 1 台であり、必ずしも高い水準ではないが、必要な授業を実施するための水準は満足しており、情報環境の整備も継続的に進行している。また、無線 LAN アクセスポイントが整備され、学生の PC の持ち込みにも配慮している。学生のニーズ調査がさらに必要ではあるが、実習室、オープン利用室、貸出端末などが有効に活用されていると判断できる。

観点 8-1-3： 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

【観点到に係る状況】

本学における、施設・設備の運用に関する方針については、固定資産及びその他の物品に関する事務の取扱いについての基準及び細則として、国立大学法人大阪教育大学固定資産取扱規程とこれに基づく国立大学法人大阪教育大学固定資産管理細則、国立大学法人大阪教育大学固定資産貸付細則、国立大学法人大阪教育大学固定資産貸付要項を定め（別冊資料58「規則集」）、適正かつ効率的な運用を図るとともに、これらの規定をホームページ上で公開している。

一方、実際の運用面においては、図書館、情報処理センター、科学機器共同利用センターが利用対象者向け案内を冊子、ホームページ等で紹介し、施設・設備の活発な利用促進を図っている。また、体育施設や福利厚生施設の学生利用については、学生生活案内の中で詳細に記載し、また、ホームページでも紹介している（<http://www.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/gakusei/kagai/kagai02.htm>）。

【分析結果とその根拠理由】

図書館、情報処理センター、科学機器共同利用センターなど、学生・教職員の利用頻度が高い組織については、活発な活用を促進する取組みが行われている。また、体育施設や福利厚生施設の学生利用については、詳しい取扱いが示され、周知されているが、講義室の利用に関する周知がなされていない。

これらのことから、大学の全体的な施設・設備についての運用方針を定め、学生、教職員を対象に広く利用方法を周知することにより、施設・設備の更なる活用に向けた一層の取組みが必要である。

観点 8-2-1： 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

【観点到に係る状況】

現在、本学には約 76 万冊の図書、逐次刊行物約 9, 500 誌、電子ジャーナル約 5, 500 誌（国立単科大学平均は 4, 883 誌）、視聴覚資料約 8, 800 点、また、教科書や教授用掛図を始めとする各種コレクション類を収集所蔵し、放送大学や社会人等を含め学内外の利用に供している。また、これらの資料に関しては設定された予算の範囲で効率的・計画的に収集し、維持・整備を行っている。

また、紙雑誌のほか電子ジャーナルの提供誌数の拡大を図ってきた。現在、本学は他大学とのコンソーシアム等にも参加し、学内提供誌数の確保に努めている。これらの電子ジャーナルの利用度は着実に増加しており、学内の学術情報基盤として定着し、重要な役割を果たしている。

視聴覚資料に関しては、学習教材として使用するものから教養関係まで、また媒体別には、ビデオ、CD、LD、DVD、マイクロフィルムなど幅広く収集している。これらの利用のための仕組みとして館内に視聴覚ブース、視聴覚室、視聴覚ホール等を用意し、ゼミ等での使用も含め利用に供している。

このように図書館として、豊かで利用者の役に立つ蔵書構築を目指すことを基本とし、なかでもシラバス掲載資料や授業に必要な参考資料等、日常的な学習環境の整備のために必要なものについては、選択的・集中的に購入を図っている。

これらの図書資料の利用は、平成 16 年度は、年間貸出冊数約 75, 000 冊余にのぼり、これを単純計算すると約 4, 600 名の学生一人あたりの貸出冊数は 16. 4 冊となる。

現代の利用者の多様な資料要求に応えるためには、単館でのサービスでは限界があるため、全国の大学が資料提供面で図書館間の相互協力を実施している。本学でも、第一義的には、自前で必要な資料を収集提供することとしているが、不足部分に関しては、この協力を通じて利用者の要求に応えることを行っている。平成 16 年度実績として、図書資料の貸借では、本学から貸し出したもの 963 冊、本学が借り受けたもの 351 冊である。また、論文等の複写サービスでは、本学が受け付けたもの 2, 292 件、本学から依頼したもの 2, 022 件という状況である。

このほか、資料管理面では効率的で確実な資料提供につながるよう蔵書点検を定期的実施している。この結果を学内外に公開している蔵書データ（OPAC）と図書資料の所在情報データをマッチングさせ、確実な利用につながるよう整備を進めている。

【分析結果とその根拠理由】

平成 16 年度における本学図書館の年間貸出冊数は約 75, 000 冊であるが、「平成 16 年度大学図書館実態調査」（別冊資料 54）によると、全国の国立単科大学 1 館平均貸出冊数は約 31, 000 冊となっている。

また、「日本の図書館 2004」（別冊資料 55）によると、教育系大学の蔵書数（2003 年度調査）は、北海道教育大学 98 万冊、東京学芸大学 81 万冊について、本学は第 3 位の位置にある。雑誌数では北海道教育大学が 28, 500 誌、東京学芸大学は 11, 600 誌、愛知教育大学が 10, 000 誌、そのあと本学に続く。学生規模では東京、北海道、本学の順であり、学生数に対する蔵書・雑誌の所蔵量が、特段、少ない状況にはなっていない。電子ジャーナルは国立単科大学の平均を上まわる量的提供をしているが、引き続き維持整備の努力を要するところである。視聴覚資料の収集提供では、全国立大学平均の 8, 300 点を上回っている。なかでも CD・LD・DVD の内訳保有数は全国立大学平均の 3. 5 倍となっている。このことが魅力ある蔵書構成となり、活発な利用につながる結果となっていると考えられ、学生アンケート結果においても評価されているところである。

しかしながら、日常の学習場面で必要となる授業で示された図書等の提供については、引き続き、維持整備の努力を要するところである。

全般的な図書館の利用に関しては、貸出冊数の点などから概ね良好な状態に維持されているといえる。

(2) 基準 8 の自己評価の概要

大学の教育研究に供する施設・設備は、全国共同利用施設である学校危機メンタルサポートセンター以外は、メインキャンパスとなる柏原キャンパスと、サブキャンパスとなる天王寺キャンパスに配置し、両キャンパスの立地特性に応じた施設環境を保持している。その整備率は、教育系大学としては平均的であり、全国立大学（短期大学を除く。）と比べても概ね妥当な整備状況といえる。また、大学設置基準が求める校地及び校舎の必要最低面積においても、柏原キャンパス及び天王寺キャンパスともに十分な校地及び校舎の面積を有しているといえるが、天王寺キャンパスの老朽化施設に関しては、改善の必要がある。諸施設の稼働率は、ほぼ適正な利用状況となっている。

図書館、情報処理センター、語学学習室なども適切に整備、活用され、特に、柏原キャンパスの体育施設にあっては、広大な土地を利用した質の高い体育施設を整備している。

キャンパスネットワーク及びキャンパス間ネットワークや学外ネットワークへのアクセスなどは、教育を行う上で必要な整備が行われている。実習室やオープン利用スペースにおける学生のための端末台数は、学生 11 人あたり 1 台であり、必ずしも高い水準ではないが、必要な授業を実施するための水準は満足しており、情報環境の整備も継続的に進行している。また、無線 LAN アクセスポイントが整備され、学生の PC の持ち込みにも配慮している。学生のニーズ調査がさらに必要ではあるが、実習室、オープン利用室、貸出端末などが有効に活用されていると判断できる。

図書館、情報処理センター、科学機器共同利用センターなどは活発な活用を促進する取組みが行われている。また、体育施設や福利厚生施設の学生利用については、詳しい取扱いが示され、周知されているが、講義室の利用に関する周知がなされていない。

これらのことから、大学の全体的な施設・設備についての運用方針を定め、学生、教職員を対象に広く利用方法を周知することにより、施設・設備の更なる活用に向けた一層の取組みが必要である。

図書館の年間貸出冊数、蔵書数及び雑誌数は、特段、少ない状況にはなっていない。電子ジャーナルは国立単科大学の平均を上まわる量的提供をしているが、引き続き維持整備の努力を要するところである。視聴覚資料の収集提供では、全国立大学の平均を上回っており、なかでも CD・LD・DVD の内訳保有数は全国立大学平均を大幅に上回り、活発な利用につながるとともに、学生の評価も高い。

しかしながら、日常の学習場面で必要となる授業で示された図書等の提供については、引き続き、維持整備の努力を要する。全般的な図書館の利用に関しては、貸出冊数の点などから概ね良好な状態に維持されている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの自己評価

観点 9-1-1: 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点到に係る状況】

本学における各教育活動のデータ収集については、平成16年11月に各教員が過去5年間の教育活動、研究活動、社会貢献等の細分化された各項目にデータを入力する研究者情報管理システムを整備し、教員に対して入力方法等の説明会及び冊子の配布による周知を図った。同システムの教育活動に関する入力項目は、「担当授業科目、授業改善、学生指導、学生支援等、教育活動、教科書・教材、教育研修会等、公開講座」である。

この研究者情報管理システムへの教員の入力状況は、全体の約85%に達しているが、すべての項目について入力されていない。研究者情報管理システムで得られない資料にあつては、大学が実施する組織の自己点検評価システムを通して収集及び蓄積を行っている。

また、成績管理等のデータは、事務局が保管することとしているが、講義等に使用されたプリント、試験答案、成績の基礎資料等は、各教員が自主的に保管している。

(Web資料「大阪教育大学研究者総覧」

<http://kenkyu-web.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/scripts/websearch/>)

【分析結果とその根拠理由】

研究者情報管理システムが構築され、入力状況は全体の約85%に達しているが、すべての項目について入力されていないことから、システムは整備されているが教育活動の実態を示すデータや資料を適切に収集・蓄積しているとはいえない状況にある。

大学設置基準第2条の2が求める「大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。」の条文の趣旨を十分踏まえて実現するために、公表データの基礎となる研究者情報管理システムの入力等の周知徹底を組織的に進めるとともに、すべての教員が自らの教育研究活動を積極的に公表する必要性と責務を認識する必要がある。さらに、教員が自主的に保管しているデータの蓄積については、大学としての統一的な指針を出すなどの措置が必要となる。

観点 9-1-2: 学生の意見の聴取（たとえば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【観点到に係る状況】

各部署の授業評価の実施状況は、部署における学部教育の全開講科目に対して次表（資料9-A）のとおりである。

資料 9-A

学生による授業評価実施率

	平成15年度前期	平成15年度後期	平成16年度前期	平成16年度後期
教員養成課程	実施せず	28.2%	38.5%	34.9%
教養学科	18.3%	17.2%	30.1%	33.6%
第二部	62.9%		90.8%	90.1%

また、授業に関する満足度については、部局ごとにアンケート項目、分析方法が異なるが、次表（資料9-B）のような状況にある。

資料9-B

学生の授業満足度

教員養成課程	ほとんどの授業区分で、「満足した」「だいたい満足した」が90%以上を占める。
教養学科	前期、後期を指標（「興味関心」、「分かり易さ」、「もっと学びたい」、「理解度」、「履修してよかった」を100で除した数）で比較した結果ほとんどの授業区分で前期の評価値より後期の評価値の方が上回る。
第二部	「よい授業でしたか」の項目で、平成15年度73.8%、平成16年度66%となっている。

授業評価の結果については、各部局の所属教員に報告し、改善に供している。さらに、授業改善の状況についてのアンケート調査も行っている。

なお、上記の実施状況を受け、更なる実施率向上のため、平成17年度から評価・情報室に授業評価検討プロジェクトを立ち上げ、全科目において授業評価を実施する方向で授業評価システムについての検討を行っている。

（別冊資料14「教員養成課程FD事業報告書（平成16年度P.72）」、別冊資料12「教養学科『学生による授業評価』報告書（平成16年度後期P.281からP.283）」、別冊資料13「第二部授業評価結果」）

【分析結果とその根拠理由】

各部局において授業評価や各種アンケートを実施し、実施率の改善を通じて、学生の意見をより正確に把握することに努めるとともに、授業評価の結果については、教員に報告され、その後のアンケート調査結果等から改善に役立てられている。

なお、学生による授業評価については、評価・情報室内に授業評価検討プロジェクトを立ち上げ、全科目において授業評価を実施するための仕組み等について検討を行っている。

観点9-1-3： 学外関係者（たとえば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【観点到に係る状況】

教養学科及び第二部では卒業生アンケートを実施し、その結果を教職員に配布して周知している。

学外に対する調査は、平成15年度に、現職教員、高校生、周辺の地域住民を対象として、大阪教育大学と教員養成に関するアンケート調査を実施し、大学のイメージ、取組みに関する認知度の調査を行い、その結果は、部局長連絡会議での周知及び全学報告会（H16, 5, 26 参加者47名）を開催して周知するとともに、ホームページ等を用いて社会に対して公表している。

（別冊資料44「教養学科卒業生アンケート集計結果報告書」、別冊資料38「『大学生生活の満足度』アンケート調査」、別冊資料45及びWeb資料「大阪教育大学と教員養成に関するアンケート調査結果報告書」、<http://www.osaka-kyoiku.ac.jp/shs/>）

【分析結果とその根拠理由】

教養学科では卒業生・修了生アンケートを、第二部では卒業生アンケートを実施しているが、その結果を自己点検・評価に反映させているといえる組織的活動は確認できない。

また、平成15年度に大阪教育大学と教員養成に関するアンケートを現職教員、高校生、周辺の地域住民に対して大学のイメージ、取組みに関する認知度の調査が行われ、全学報告会を開催し周知するとともに、ホームページを用いて社会に対しても周知が行われているが、調査の実施そのものに対する教職員への認知度が低かったこともあり、この報告会への参加者は47名と低調である。

以上のことから、卒業生、修了生、学外者等に対するアンケート結果が、自己点検・評価に反映され、課題設定や具体的改善につなげるといった取組状況の把握が不十分である。

よって、多様な意見聴取の方法を含め、学外関係者の意見を教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映させる仕組みの改善が必要である。

観点 9-1-4： 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

【観点到係る状況】

法人化前の評価体制は、全学教授会の下に大阪教育大学大学評価委員会（以下「大学評価委員会」という。）を置き、本学の組織に関する評価の実施について責任を負うこととしていた。また、評価の実施主体である各部局は、学長に対して評価結果に基づく改善提案を行うが、具体的な改善は、学長の責任において行うこととしていた。このような体制の中で、平成 15 年度に実施（評価対象期間は平成 13・14 年度）した自己点検・評価は、大学評価委員会においてまとめられた。そして、平成 16 年 4 月からの大学法人化を契機に運営体制の見直しが行われ、各種委員会の見直し作業の中で大学評価委員会も廃止の対象となり、法人化後は、学長の下に理事を室長とする運営機構室として評価・情報室を設置し、資料の収集・分析・評価に関する業務を引き継ぐこととなった。

このような状況にあって、平成 15 年度に実施した自己点検・評価の問題点と課題について、評価・情報室が、平成 16 年 10 月に部局に対して問題点と課題に対する改善に向けての取組状況を照会し、各部局から報告を受けている。このように、各部局において、自己点検・評価の結果に基づき改善に努めるとともに、大学全体としても教養教育カリキュラムの見直しなどの作業に取り組んでいる状況である。

法人化後の評価体制は、平成 17 年 3 月に「国立大学法人大阪教育大学の評価システムについて」を役員会において決定することにより、大学としての評価体制を確認し、これに基づく規程整備を行った。この規程整備の概要は、評価・情報室のもとに評価実施部門並びに評価方法等検討委員会を設置し、「中期目標・中期計画に基づく年度計画の達成状況並びに教育、研究、社会貢献等の諸活動の状況について自己点検・評価を行う」一方、「組織評価の妥当性確保のため、評価の項目、指標、方法等の見直しを行う」ことに加え、「自己点検・評価結果の公表」「学外者による評価」「評価結果に基づく資源の適正配分」及び「関係組織への改善事項の通知」を学長の責務としたことである。

また、部局の評価体制にあっては、教員養成課程、教養学科及び第二部に評価委員会を設置し、自己点検・評価、外部評価並びに認証評価に関わる対応と評価結果に基づく改善に関し、必要な業務を行うことを規定している。

このように、平成 16 年 4 月からの大学法人化を機に、評価システムの抜本的な見直しを行い、このシステムに基づく自己点検・評価作業を行った。また、本学は単科大学でありながら、その運営は、学部を部局化し、各部局の独自性を一定程度保証していることから、教育課程や教員組織の見直しについては、部局独自の判断が優先されるものと大学としての判断を伴うものが輻輳している。そのため、現在は、学長のリーダーシップにより、従来の評価結果や学外の状況などを総合的に勘案しつつ、別途、見直し作業を行っているところである。

（別冊資料 56「第 5 回自己点検・評価報告」、別冊資料 57「平成 15 年度の自己点検評価結果に基づく改善への取り組み状況について」、別添資料 43「国立大学法人大阪教育大学の評価システムについて」、別冊資料 58「規則集『国立大学法人大阪教育大学組織評価規程』、『国立大学法人大阪教育大学評価方法等検討委員会設置要項』、『国立大学法人大阪教育大学評価実施部門設置要項』、『教員養成課程評価委員会内規』、『教養学科評価委員会内規』、『第二部 F D・評価委員会内規』）

【分析結果とその根拠理由】

平成 15 年度に実施した自己点検・評価の結果をもとに、各部局において改善事項を確認し、改善に取り組むとともに、大学は各部局の状況把握と大学として取り組むべき課題の改善に努めている。

大学法人化を機に、組織評価システムの見直しを行い、改善事項の関係組織への通知を学長の責務とすることにより、評価に基づく改善の仕組みを大学として担保し、また、各部局においても改善に向け

た仕組みを規定化することにより、大学としての評価・改善のシステムが明文化されたといえる。

しかしながら、この新たなシステムが機能しはじめるのは平成 17 年度からであり、評価・改善システムと軌を一にするかたちで教育研究体制の見直しを行うには至っていない。また、このシステムを実質的に機能させるためには、大学としての取組み、各部局や関係組織における取組み、更には、個々の教職員の取組みが有機的に結びつく必要がある。

よって、評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムは、現時点では整備の途上にあるといえる。

観点 9-1-5： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点到係る状況】

個々の教員が学生の授業評価結果に基づく授業改善をどのように行ったかを把握するため、教員に対する授業アンケートを実施した。

その結果によると、教員養成課程 71. 2%、教養学科 72. 0%が改善に取り組んだと回答している。なお、第二部については、教員アンケート結果のデータはないものの、学生の授業評価の満足度等から推察して、改善が図られていると判断できる。

また、各部局では、FD事業の一環として、シンポジウムの開催、学生による授業評価、授業公開（授業担当者以外の学内教員による授業観察）、授業方法・形態の工夫に関する取組みの紹介などを継続的にを行い、改善につなげている。

（別冊資料 14「教員養成課程FD事業報告書 P.100」、別冊資料 36「教員アンケート集計結果（教養学科）P8」、別冊資料 15「教養学科FDシンポジウム報告書」、別冊資料 16「第二部FDシンポジウム報告書」）

【分析結果とその根拠理由】

教員養成課程、教養学科では、学生による授業評価の活用状況を所属教員に対して調査し、多くの教員が改善に取り組んでいる。また、第二部にあつては、当該調査は実施していないが、学生の授業評価アンケートを全教員に課していること及び学生の授業満足度から改善が図られていると推察できる。また、各部局では、FD事業を通じて授業内容、教材、教授技術等の改善に継続的に取り組んでいる。

以上から、本観点到関する組織的な取組みは概ね良好といえるが、部局を中心に実施している各種アンケートを含む多様な取組みに対する参加率が低いことから、本観点到の趣旨を十分果たしているとは言えない点で改善を要する。

観点 9-2-1： ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

【観点到係る状況】

教員養成課程FD事業推進委員会、教養学科FD事業推進委員会、第二部FD・評価委員会において、各年度のFD事業に関する実施計画等を策定し、授業評価、シンポジウム等を実施している。その実施結果については、FD事業報告書、授業評価報告書としてまとめ、教職員に配布するとともに、図書館において学生の閲覧が可能となっている。また、シンポジウム等の実施にあつては、部局長連絡会議、部局の運営委員会等での周知及びポスター掲示等により教職員、学生に参加を呼びかけている。

FDシンポジウム等についての学生や教職員に対してのニーズ調査は、シンポジウム終了後のアンケート調査等により把握し、各部局のFD事業推進委員会で学生や教職員のニーズを反映している。

また、第二部では、教職員のみならず学生も参加したFD事業を毎年実施しており、その結果を上述の報告書によりまとめ、周知している。

（別冊資料 11「教員養成課程『学生による授業評価』の結果と活用について」、別冊資料 12「教養学科

『学生による授業評価』報告書』、別冊資料 13「第二部授業評価結果」、別冊資料 14「教員養成課程FD事業報告書」、別冊資料 15「教養学科FDシンポジウム報告書」、別冊資料 16「第二部FDシンポジウム報告書」)

【分析結果とその根拠理由】

FDシンポジウム等についての学生や教職員に対してのニーズ調査は、シンポジウム終了後のアンケート調査等により把握し、各部局のFD事業推進委員会を通じて以後のFD事業に反映されている。

また、第二部にあつては、学生参加型のFD事業が定着しており、学生自身が率直な意見を述べることができるよう実施面でも配慮されている点で優れた取組みといえる。

観点 9-2-2： ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点到に係る状況】

FD事業の一環と位置づけられる学生による授業評価については、前述のとおり一定の改善を行っている。しかしながら、FD事業においてはアンケート調査等を行っているが、事業全体に対する成果を教育の質の向上や授業の改善に結び付けているかという本観点到による組織的な把握は行っていない。

【分析結果とその根拠理由】

FD事業全体に対する成果を教育の質の向上や授業の改善に結び付けているかという観点到での組織的なデータ把握と本観点到の趣旨に沿った取組みが必要である。

観点 9-2-3： 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

【観点到に係る状況】

教育支援者としては、教務課職員及び技術職員が該当するが、OJT (On Job Training) を個別に行っているほか、教務課職員にあつては、厚生補導に関する学外研修への参加及び教務課内における自主的な勉強会を行っている。

また、教育補助者としては、教務職員、TAが該当するが、これらの職員に対する研修については、組織的には行っておらず、個別にOJTを行っている。

今後、教育支援者及び教育補助者に対する組織的な研修会を開催することなどが必要であると認識している。

【分析結果とその根拠理由】

教務課職員に対しては、学外研修の参加等が行われているが、その他の職員に対する組織的な研修は行われていない。

そのため、教育支援者や教育補助者に対して、教育活動の質の向上を図るための本学独自の研修、知識の陳腐化防止や専門分野における最新動向の把握などに関する研修の実施など、個別の状況に応じた継続的な取組みについて検討し、実施に移す必要がある。

(2) 基準9の自己評価の概要

教育活動の実態を示すデータや資料の収集・蓄積については、研究者情報管理システムが構築されているが、すべての項目について入力されていないことから、教育活動の実態を示すデータや資料を適切に収集・蓄積しているとはいえない状況にある。大学設置基準第2条の2の趣旨を実現するために、公表データの基礎となる研究者情報管理システムの入力等の周知徹底を組織的に進めるとともに、教員が自主的に保管しているデータの蓄積については、大学としての統一的な指針を出すなどの措置が必要である。

各部局において授業評価や各種アンケートを実施し、実施率の改善を通じて、学生の意見をより正確に把握することに努めるとともに、評価結果は教員に報告され、その後のアンケート調査結果等から改善に役立てられている。なお、学生による授業評価については、評価・情報室内に授業評価検討プロジェクトを立ち上げ、全科目において授業評価を実施するための仕組み等について検討を行っている。

卒業生・修了生アンケートを実施しているが、その結果を自己点検・評価に反映させているといえる組織的活動は確認できない。

また、現職教員、高校生、周辺の地域住民に対して大学のイメージ、取組みに関する認知度の調査が行われているが、一連の取組みは十分とはいえないことから、卒業生、修了生、学外者等に対するアンケート結果が、自己点検・評価に反映され、課題設定や具体的改善につなげるといった取組みとその状況の把握が不十分である。

よって、多様な意見聴取の方法を含め、学外関係者の意見を教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映させる仕組みの改善が必要である。

平成15年度に実施した自己点検・評価の結果をもとに、各部局において改善事項を確認し、改善に取り組むとともに、大学は各部局の状況把握と大学として取り組むべき課題の改善に努めている。

大学法人化を機に、組織評価システムの見直しを行い、大学としての評価・改善のシステムが明文化されたといえる。しかしながら、この新たなシステムが機能しはじめるのは平成17年度からであり、評価・改善システムと軌を一にするかたちで教育研究体制の見直しを行うには至っていない。よって、評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムは、現時点では整備の途上にあるといえる。

教員養成課程、教養学科では、学生による授業評価の活用状況を所属教員に対して調査し、多くの教員が改善に取り組んでいる。また、第二部にあつては、当該調査は実施していないが、学生の授業評価アンケートを全教員に課していること及び学生の授業満足度から改善が図られていると推察できる。また、各部局では、FD事業を通じて授業内容、教材、教授技術等の改善に継続的に取り組んでいるが、部局を中心に実施している各種アンケートを含む多様な取組みに対する参加率が低い点について、改善を要する。

FDシンポジウム等についての学生や教職員に対してのニーズ調査は、シンポジウム終了後のアンケート調査等により把握し、各部局のFD事業推進委員会を通じて以後のFD事業に反映されている。

また、第二部にあつては、学生参加型のFD事業が定着しており、学生自身が率直な意見を述べることができるよう実施面でも配慮されている点で優れた取組みといえる。

FD事業全体に対する成果を教育の質の向上や授業の改善に結び付けているかという観点での組織的な取組みが必要である。

教務課職員に対しては、学外研修の参加等が行われているが、その他の職員に対する組織的な研修は行われていないため、教育支援者や教育補助者に対して、教育活動の質の向上を図るための研修、知識の陳腐化防止や専門分野における最新動向の把握などに関する研修の実施など、個別の状況に応じた継続的な取組みについて検討し、実施に移す必要がある。

「 付 記 」

以下の観点は、現在の本学には該当しないため、本自己評価書では割愛している。

- 観点 2-1-2： 学部，学科以外の基本的組織を設置している場合には，その構成が学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
- 観点 2-1-5： 研究科，専攻以外の基本的組織を設置している場合には，その構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
- 観点 3-1-5： 専門職大学院課程において，必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。
- 観点 5-2-4： 通信教育を実施している場合には，印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。），放送授業，面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され，適切な指導が行われているか。
- 観点 5-5-3： 通信教育を実施している場合には，印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。），放送授業，面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され，適切な指導が行われているか。

< 専門職大学院課程 >

- 観点 5-8-1： 教育の目的や授与される学位に照らして，教育課程が体系的に編成されているか。
- 観点 5-8-2： 授業の内容が，全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。
- 観点 5-8-3： 授業の内容が，全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。
- 観点 5-8-4： 単位の実質化への配慮がなされているか。
- 観点 5-8-5： 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には，その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。
- 観点 5-9-1： 教育課程や教育内容の水準が，当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。
- 観点 5-10-1： 教育の目的に照らして，講義，演習，実験，実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり，それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（たとえば，少人数授業，対話・討論型授業，フィールド型授業，情報機器の活用等が考えられる。）
- 観点 5-10-2： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され，活用されているか。
- 観点 5-10-3： 通信教育を実施している場合には，印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。），放送授業，面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され，適切な指導が行われているか。

- 観点 5-11-1： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。
- 観点 5-11-2： 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。
- 観点 5-11-3： 成績評価等の正確性を担保するための措置（たとえば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。
- 観点 7-1-4： 通信教育を実施している場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

【参考資料】

- 評価情報室 評価実施部門（教育研究評価部門）報告
- 基礎評価シート（教育活動：学部，研究科）
- 基礎評価シート（センター・図書館）
- 組織評価用事務局作成データ（教育活動：学部，研究科）

なお、本自己評価書作成に際しては、独立行政法人 大学評価・学位授与機構において公表された次の資料を参考とした。

- ◎ **大学評価基準（機関別認証評価）**
平成 16 年 10 月（平成 17 年 7 月改訂）
- ◎ **自己評価実施要項 大学機関別認証評価**
（平成 17 年度実施分）
- ◎ **各基準の分析に当たっての留意点等について**
大学機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会
- ◎ **大学機関別認証評価に関する Q & A**
平成 17 年 1 月